

# 「中国外資政策の法令解釈、 運用解釈調査」 報告書



この事業は、競輪の補助金を受けて  
実施したものです。



<http://keirin.jp>

平成 19 年 2 月

財団法人日中経済協会  
日中投資促進機構

## 前 書

本報告書は、財団法人日中経済協会から委託を受けて日中投資促進機構が実施した平成18年度「中国外資政策の法令解釈、運用解釈調査」の結果をまとめたものである。

内容は、日中投資促進機構のカウンターパートである中日投資促進委員会(会長：商務部薄熙来部長、秘書長：商務部外国投資管理司李志群司長、構成部門：商務部、国家発展改革委員会、国家税務総局、税関総署、財政部および地方政府外経貿部門など外資政策に係る中国行政部門)との間で交された中国投資環境に関する様々の法令解釈・運用解釈についてまとめたものである。

第一部では日本側と中国側との質疑応答を、Ⅰ外資政策全般、Ⅱ税務、Ⅲ外為管理・資金調達、Ⅳ税関・通関、Ⅴ人事・労務、Ⅵ知的財産権、Ⅶ電力問題、Ⅷその他、という8分野に分類し、関心のある分野毎に整理した。

第二部ではWTO加盟6年目となる中国の外資政策関連法規の整備状況を、2006年1月～12月の間に公布・施行された法規を一覧表にまとめることで概況とした。

具体的には、現地進出済の日系企業の関心事項や疑念のある項目について照会したり、見解を問いただしたりしたものである。

一方、中国側の回答は、新政策の相次ぐ制定や回答者の個人的見解が反映されていることなど、日本側の質問または要望に対して必ずしも的を射た回答になっていない内容のものもあるが、中国政府がWTO加盟公約をほぼスケジュール通りに履行していることなどを受けとめ、今後の中国の投資環境の更なる改善へと長期的方向を注視し、日本企業のためにその校正な運用が図られるようウォッチして参りたい。

最後に、本報告書は中国進出企業や進出予定企業に活用頂き、出来るだけ効率的に中国でのビジネス展開が図られるよう期待するものである。

平成19年2月

財団法人日中経済協会  
日中投資促進機構

# 目 次

## 第一部 中国外資政策の法令解釈、運用解釈に関する質疑応答

### I. 外資政策全般

1. 中国進出外資の選別 ..... 1
2. 外資優遇政策の見直し ..... 2

### II. 税務

1. 増値税：一般納税者資格取得の手続き ..... 3
2. 増値税：増値税改革 ..... 4
3. 企業所得税：企業所得税の内外統一と優遇税制の今後 ..... 6
4. 個人所得税：個人所得税の徴収管理強化 ..... 8
5. 個人所得税：恒久的施設認定 ..... 9
6. 移転価格税制 ..... 10
7. 税制の改正 ..... 11

### III. 外為管理・資金調達

1. 分公司の外貨經常口座開設 ..... 12
2. 保税區企業の外貨管理 ..... 13
3. 現地内資銀行からの借入れ（撫順） ..... 14
4. 市外外銀支店での口座開設（瀋陽） ..... 16

### IV. 税関・通関

1. 異地通関 ..... 18
2. 設備輸入時の設備リスト① ..... 19
3. 設備輸入時の設備リスト② ..... 20

## V. 人事・労務

1. 労働契約法草案：無固定期間の労働契約	21
2. 労働契約法草案：集団契約締結権	23
3. 労働契約法草案：派遣労働	25
4. 労働契約法草案：退職労働者の就業に対する制限	27
5. 最低賃金策定（瀋陽）	28
6. 社会保険：労災保険料率（瀋陽）	29

## VI. 知的財産権

1. 知的財産権保護の対策	30
---------------	----

## VII. 電力問題

1. 停電の事前連絡（瀋陽）	34
----------------	----

## VIII. その他

1. 10大省エネルギープロジェクト	35
2. 東北振興	36
3. 遺体の本国搬送（瀋陽）	37
4. 環境改善対策（撫順）	38

## 第二部 WTO加盟6年目の中国外資政策関連法規の整備状況

(2006年1～12月に公布・施行された法規)	41
-------------------------	----

(参考法令)	51
--------	----

## 第 一 部

# 中国外資政策の法令解釈、運用解釈 に関する質疑応答

# I. 外資政策全般

## 1. 中国進出外資の選別

**Q** (日本側質問)

: 2006年7月25日付け日経新聞夕刊にて、今後中国として進出する外資を選別し、労働集約型の業種については外資の進出を制限する旨の記事が出ている。この記事から、中小企業や部品メーカーなどに波紋を呼んでいる。確かな情報ではないかもしれないが、これに対するコメントを頂きたい。

**A** (中国側回答：商務部外国投資管理司 孫鵬 副司長)

: ご存知のとおり、中国は発展途上国であり、長期的にその状態が続く。従って、資本力の不足と労働力の過剰という現象が長期に亘って存在するであろう。ある専門家の予測によれば、今後5～10年の間で、2億5千万人の農村人口を産業人口に転換しなければならないとのこと。雇用問題は中国政府にとって最も重要な課題として残されている。政府としてはハイテク産業を重視すると共に、雇用に係わる産業も重視しなければならない。従って、日経新聞の報道は不適切である。

経済発展に伴って、特に珠江デルタ地域、長江デルタ地域の労働力コストが上昇しており、労働集約型産業は沿海部から内陸部にシフトする必要がある。中国は人口も多く、広いので、全国一律の政策でなく、各地域それぞれに対する独自の政策も必要である。少なくとも内陸部（中西部）に於いては労働集約型の産業が発展する余地はまだある。

## 2. 外資優遇政策の見直し

Q (日本側質問)

：外資優遇政策の見直しの議論が続いているが、見直しをお聞かせ頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 孫鵬 副司長)

：改革開放の初期段階において、外資導入のために外国投資企業に対して一連の優遇政策を打ち出した。これは特殊な歴史段階における特殊な政策である。この一連の優遇政策が打ち出されてから 20 数年経つが、明らかな成果があった。特に WTO 加盟後は中国として社会主義市場経済を推し進めており、すべての企業に対して公平で自由な競争環境を確保しなければならない。WTO 加盟後、政府の各機関が市場経済を前提として内外の統一化を図ろうとしているわけである。特に企業所得税統一については立法のプロセスに組み入れられている。皆様ご承知のとおり、世界の大部分の国では内資外資同じ待遇で扱っている。従ってそのように改革することは国際ルール・慣習に基づくものである。

しかし、それと外資に対する優遇がなくなることはイコールにはならない。これまでのように企業の性質に対する優遇策はなくなるだろうが、これからは産業ごとの一連の優遇政策を実施することになる。例えばハイテク産業、環境関連産業、省エネ関連産業に対しては優遇政策が打ち出されるが、内資も外資もその優遇が受けられるわけである。それ以外に後進地域についてもそれなりの優遇政策を打ち出し、内資にも外資にも適用することになる。

今後、立法段階において十分に社会・各社から意見を聴取し、かつ立法段階の透明化も図り、立法後も各企業に対して過渡期も設けるように考えている。従って、これらの立法措置は企業に対して大きな悪影響を与えるものではなく、将来的には各企業にメリットを与えるものであると考えている。

## Ⅱ. 税務

### 1. 増値税：一般納税者資格取得の手続き

**Q** (日本側質問)

：増値税一般納税者資格取得の手続きが非常に煩雑で手続きの過程が不透明という意見がある。規定では、資本金・従業員数・オフィス設置等の一定要件を満たせば新設企業でもすぐに資格が取得可能となっているが、実際は個別インタビュー、オフィスチェックなどのハードルがあり、また担当官の解釈に委ねられることも多く、審査にかなりばらつきがあるとのことである。また、一般納税者資格を取得しても実績考慮のため新設企業には増値税発票の枚数や発行金額に制限がある。

例えば一定の要件を満たす企業に対しては、親会社の過去の実績などに基づいて、柔軟な運用を行うなどを検討する余地はないのか。

**A** (中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長)

：現在、欧州を含む全世界で付加価値税回避の問題があり、脱税する企業は多い。中国は登記の段階において過去よりも厳格な管理を行い、既に若干の実績を挙げている。原則的にはこの問題は解決できると思っている。新しい企業は我々にとってはよく分からないため、信用度を要求する。多くの発票を取得して簡単に脱税するかもしれないからである。

しかし、もし一定の信用があるならば、発票使用枚数や金額について、ある程度緩やかに考慮することもできる。従って、親会社がすでに中国で実績をあげているなら、その子会社に対してある程度の配慮を与えることは可能だと思う。具体的な企業の名前を教えてもらえれば検討する。



## 2. 増値税：増値税改革

Q (日本側質問)

Q：東北での増値税の改革試験は2年を経過しており、調査によると消費型へのモデルチェンジは税収の減少にならず、かえって税収入は増加の傾向になっている。(2005年は15.3%増)

この増値税改革の試験実績を踏まえ、国内専門家からは全国範囲での本格実施を提案されているが、どのようにお考えか。本格実施の具体的なタイムテーブルをお聞かせ頂きたい。

A (中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長)

A：増値税のモデルチェンジ問題は、実際には東北地区でのテストケースからみて、増収管理の上では何の問題もない。しかし、増値税モデルチェンジは税負担に影響を与えるため、各地方政府はモデルチェンジ後の地方財政に対する影響を注意深く推計しなければならない。同時に、中央政府は中央政府の収入の減った部分を推計し、また一部の地方に補助を出すことも考慮しなければならない。

例えば東北地区では、中央政府は地方政府の減収分について一定の補助金を移転して支払わなければならない。そこで、収入の減少は、地方政府にとっても中央政府にとってもないがしろにできない問題である。

東北の収入は増加しているとの話であるが、東北地区では8つの業種にしかテストケースを実施していない。全ての企業がこの増値税のモデルチェンジを推進しているわけではなく、増値税のモデルチェンジを推進していない企業もまた、やはり収入は増えている。今すぐにモデルチェンジを推進すると、ある企業は今年の投資や設備購入が多く、増値税の控除も多いだろう。またある企業では今年購入した設備が少なく、その収入成長も早いだろう。そこで東北地区全体の成長が15%であるから、全国範囲で推進する条件が整った、と簡単にいうわけには行かない。

本件については、中共中央三中全会では「分布実施」という言葉が決議された。つまりこのようなものはある朝一斉に実施するのではなく、分布実施をしなければならないということである。現在、我々は一部の地方政府、関係する税務局、財政部とどのようにして範囲を

拡大するかの問題について検討を行っている。我々はまず段階的に拡大し、時期が熟した時に全国的な推進を行うことを希望している。全面実施までどのくらいかかるかは、私にもはっきりしたスケジュールはわからないが、基本的な方向は正しいものであり、一步一步進んではいる。

### 3. 企業所得税：企業所得税の内外統一と優遇税制の今後

Q (日本側質問)

Q : 企業所得税について現在、国家税務総局を中心に中国内資企業と外商投資企業に適用される税制の改正作業が行われ、立法審議手続に入っていると聞いている。

現行の企業所得税では、国外からの投資を促進するため外商投資企業に対してのみ認められた各種優遇政策が複数設けられている。既に進出した外商投資企業にとっては、これら優遇税制が存在していることを前提に中国投資を行ったものが多数存在している。

今後の税制改正の動向は、既に中国進出、または進出予定の日本企業にとっても極めて関心の高い事項である。

現在の外商投資企業に与えている企業所得税の優遇税制が今後どのように維持されるのか、或いは見直されるのか、経過措置をどう考えておられるか、お聞かせ頂きたい。

A (中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長)

A : 1994年の工商税制改革後、我が国は内資企業と外商投資企業、外国企業に対して、2種類の企業所得税制を実行している。外商投資企業は内資企業と比べて、実際の税負担が低く、これは企業の公平競争という良好な税収環境の形成に不利なものである。

企業所得税改革の基本構想は次のようなものである。各種企業に対して統一の企業所得税制度を実行し、法人を基本納税単位とし、企業所得税の納税者を正確に区分する。税引き前控除項目の範囲と基準を合理的に区分し、企業所得税の課税ベースを規範化する。優遇政策は地域を主とするものから、産業を主とし地域を従とするものに転換する。税引き前控除、税収優遇などの政策の合理的な調整を結び付け、企業所得税の税率を適度に引き下げる。

全人代はすでに本案を立法計画に組み入れており、國務院はすでに関係部門へ準備作業を急ぐよう指示している。準備作業完了を待って、正式に企業所得税法の草案を全人代へ提出して審議を受ける。

優遇税制問題は、中国に投資している企業の関心事になっているが、どのように処理していくのか、わたしは今まだ説明することができない。しかし、1994年、我々が流通税問題を

処理していた時のことを例に挙げたい。94年以前は外資企業に対して工商統一税を実行しており、それは製品によって負担が異なり、また内資企業の流通税とも負担が異なっていた。

ある製品の工商統一税負担は増値税の負担より高く、またある製品は増値税の負担より低いものだった。当時、中国政府は、企業の工商統一税が増値税よりも低く、転換することによって税負担が多くなる場合、5年間は増えた部分について還付を行うという決定を行った。しかし、工商統一税の方が増値税より高く、増値税実行後の税負担が軽減されたとしても、その差額を徴収することはせず、企業は新しい増値税の低い税負担政策を享受することができた。これは、工商統一税と内資企業増値税を統一する際、我々は中国に進出済みの企業が税制改革で直面していた問題をきちんと解決したことを表している。

もちろん、現在の所得税にこの方法を採用するというわけではないが、この原則は明確だと思う。つまり、中国政府は過渡期の優遇政策実施問題を非常に慎重に考えているということである。

#### 4. 個人所得税：個人所得税の徴収管理強化

**Q**（日本側質問）

：長期的に中国に生活し、働く外国人が増えてきており、満5年を超える滞在期間となる日本人も多くなってくるものと予想される。この場合、中国の税制においては全世界所得課税が原則であり、企業の源泉徴収を中心とした税の徴収体制となっている現状から、いかにシステマ的に対応することができるのか。総合課税の方向に進むものと思われるが、自己責任に基づく個人が申告納税するスタイルに変革していくのか。

**A**（中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長）

：個人所得税の問題については、昨年末、全人代常務委員会で今年より賃金の控除額を引き上げることを選定した。国務院では個人商工業者の控除基準についても引き上げを選定した。また、農民の農業税を引き下げ、貧困人口の税負担を軽減する措置をとっている。

個人所得税についていえば、収入格差拡大の調整問題に対する努力が足りないと思う。引き続き調節を行う必要がある。しかし、この政策の実施は高収入階層への税負担を加重するわけではなく、徴収管理を強化する1つの措置である。例えば、年収が12万元を超える場合は申告しなければならないとか、源泉徴収義務者は全員の分を申告しなければならないなどである。以前は、企業に100人いたとしても源泉徴収した総額を報告し、1人あたりいくら源泉徴収したかはわからなかったが、現在では、源泉徴収義務者は1人ずつの収入がどのくらいで、いくら源泉徴収したかを税務局へ報告しなければならない。徴収管理強化の措置を講じて、現行の政策により収入分配コントロールを以前より強化した。低所得者の負担を軽減することと、高所得者に対する徴収管理強化の2つの面を実行している。

## 5. 個人所得税：恒久的施設認定

**Q**（日本側質問）

：最近、中国の華南地域において一部の税務局より、技術導入契約に基づく出張者の個人所得税につき、滞在日数が183日を超えなくても徴税する例がある。

1994年の国税発[1994]148号により、非居住者が183日を超えずに滞在していても、その出張者の給与が雇用者の中国にある国内機構により支払われている場合、その出張者の給与の源泉が中国にあると見なされ、個人所得税の課税対象となるとされているので、恒久的施設課税の観点から課税権を行使することは一理ある。

しかし、税務局は従来から短期出張者について、その管理、把握を厳格に行っておらず、外商投資企業としても人員派遣、技術供与に伴う恒久的施設課税については、あまり問題視していなかった。なお、恒久的施設認定、遡及適用などにおいて、地域によって執行レベルに温度差があり、企業にとってはどのように対応すればよいか、頭を悩ませているところである。

今後、恒久的施設認定で人員派遣、技術供与に伴う課税について、全国レベルで指針のような通達を出すことが検討されているのか、恒久的施設認定された場合は、原則として遡及的に実行されるかのかをお聞かせ頂きたい。

**A**（中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長）

：恒久的施設への派遣技術員の問題については、政策には何の変更もない。しかし、これまでこの政策に対して企業側も税務機関側も関心が足りなかった。この関心のなさが、現在思わぬ問題を生むことになってしまった。我々は関連政策を全国の税務機関に明確に認識させ、企業側も中国の現行の税收政策について全面的に理解していただくようお願いしたい。

恒久的施設の認定は、税務機関と具体的に話し合うことができる。日本の税務局も中国の税務局も同じように、話し合いを通じて具体的な問題や法律の施行問題を解決するものだと考えている。

## 6. 移転価格税制

**Q**（日本側質問）

：移転価格税制は全世界的に強化される方向にあると思うが、本国等国外で生じた経費（海外経費）を中国法人が負担することが難しい状況にある。これは為替政策と税收政策がリンクしている（海外送金において納税証明或いは免税証明が求められること）ことが理由の一端だが、今後とも為替管理と税收管理をリンクさせる政策が継続されるのか。

違法な国外送金を推奨するものではないが、当制度のために会計税務上、本来あるべき自由な経済活動が阻害されることがあってはならないと考える。ご見解をお聞かせ頂きたい。

**A**（中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長）

：移転価格税制問題は、全世界の税務機関が頭を悩ませている問題である。しかし、中国の税法には、「企業が税務機関と事前確認を行うことを奨励する。企業に移転価格税制問題がある場合は、事前に税務機関と話し合うことができる」という規定がある。事前に双方の見方が一致していれば、その状況が発生した後に理解が異なり、論争が起こることを回避できる。

我々税務機関は、企業のグローバル事業を奨励している。現金や物品の流れのような複雑な問題については、一部理解が一致しないところも出てくるだろうが、企業と税務機関が事前に話し合いを行い、意見の一致を見ておけば、理解の齟齬が生じたときも問題解決ができるだろうし、そのような問題も大きく減少させることができると考えている。

## 7. 税制の改正

**Q** (日本側質問)

税務総局としては、税制全体においてどのような改正が検討されているのか、格差是正に有効な相続税、贈与税、証券取引税などの公表・実施について大まかなスケジュールをお聞かせ頂きたい。

**A** (中国側回答：国家税務総局 許善達 副局長)

中国が相続税、贈与税、証券取引税を徴収するか否かについては、現在のところそのような計画はまだない。しかし、中国の収入格差問題については、中国政府としても注目している問題ではある。税収もこの問題を解決する重要な役割の1つだが、またこれだけで解決できるものではない。我々税務総局は、法律を整備し徹底して執行し、また税収問題をいかに改革するかを考え、収入格差の拡大問題をよりよくコントロールしていく。



### Ⅲ. 外為管理・資金調達

#### 1. 分公司の外貨経常口座開設

**Q** (日本側質問)

: 分公司では外貨経常口座の開設が認められておらず、本社による一元管理が求められている。これは自動車産業のように全国規模で展開している産業にとっては極めて不便であり現実的とはいえない。

外貨管理局がオンラインで総会社の管轄局に総会社と分公司を同時登録しておけば一元的に管理ができるので、かかるシステム化をさらに進めて頂きたいとの希望事項が出ている。これらの点について、どのようにお考えか。

**A** (日本側質問・中国側回答：国家外為管理局 資本項目管理司孫魯軍 副司長)

: 現在の規定によると、総会社にしても分公司にしても、経常項目の外貨収入があれば外貨口座を開設することができ、制限はない。2006年5月1日以降、経常項目外貨口座に対して改革がなされており(注)、企業は申請書、営業許可書、組織機構コード証を外貨指定銀行に持っていけば外貨口座を開設でき、外為管理局の認可を受ける必要がなくなった。

経常項目外貨口座の執行限度額は半年の輸出収入の80%と輸入支出の20%を合わせた額に基づく。分公司の外貨口座の限度額については、総会社の執行限度額に含めて統一的に管理する。

注：「経常項目外貨預金口座および国内居住者個人外貨購入操作規程」(外貨管理局総公司 匯総発 [2006]32号 2006年4月19日公布 2006年5月1日施行)

## 2. 保税区企業の外貨管理

**Q** (日本側質問)

: 『保税区および保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』(商務部、税関総署弁公庁 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布・施行)にて、保税区企業への『外商投資商業分野管理弁法』(商務部令 2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)の適用がはっきりしたが、税務、税関、外貨管理等運用面では依然不透明な点が残されている。関係政府部門の諸規定の発表時期や内容の見通し等について伺いたい。

**A** (中国側回答：国家外為管理局 資本項目管理司 孫魯軍 副司長)

: ここ数年、外貨管理政策・外貨管理改革・法規整備は着々と進み、完全かつ健全なものになってきている。保税区の外貨管理についても、すでに『保税区外貨管理弁法』(匯發[2002]74号 2002年7月25日公布 2002年10月1日施行)を公布しており、外貨の収支、口座の開設、決算等について、明確な規定が設けられている。

### 3. 現地内資銀行からの借入れ（撫順）

**Q**（日本側質問）

：企業を運営する中で、どうしても一時的に流動資金が逼迫する場合がある。また新しい顧客、商品開発により新しい生産ラインの設置等の資金需要も発生することがある。

しかしながら現状では中国現地内資銀行からの借入融資の手続きが複雑かつ時間がかかり、しかも1年の短期借り入れしかできない。短期の流動資金の手当てには利用できるが、新しい事業計画を組んで、その投資資金をある程度長期で回収する場合、この資金充実に現状での銀行借り入れ資金を使うことができない。もう少し銀行との自由な与信枠を企業との間に作ってもらえるようお願いしたい。

つまり、与信枠設定の際には会社の資産内容、収益力、事業計画、返済能力等厳しく審査し、必要な担保を設定する、一旦、与信枠が設定されたならば以後は月次決算書および事業報告書提出等の簡単な手続きにより借入が簡単かつ短時間でできるような方法があればと考える。

この金融機関の企業向けサービス向上というのは、金融機関にお願いするべきものであるが、政府機関としてもこうしたことに関心を持っていただきたい。

**A**（中国側回答：撫順市対外貿易経済合作局 王晶 処長）

：商業銀行の与信活動は一種の企業行為であり、実際の与信における手続きは極めて複雑なものである。特に金融サービスの改善に関しては1998年に中国人民銀行が中小企業のファイナンスサービスの改善を図るための意見書を出している。この意見書の中で、中小企業向けの金融サービスシステムの改善、与信規模の拡大、さらに中小企業向けの合理的資金需要へのサポートに関して具体的な要望を出している。

従って、我々撫順市としても撫順にある外資系企業のために、実際の与信のルートの確保、またその経営サービスに関して具体的な方策を模索している。

具体的には、例えば今年の下半期において我々は、中国人民銀行撫順支店と共に、撫順市

にある外資企業と地元銀行との懇談会を行なおうとしている。この催しに関しては、事前準備を着々と進めており、その効果に期待している。

#### 4. 市外外銀支店での口座開設（瀋陽）

**Q**（日本側質問：事務局）

：瀋陽市には外銀の支店がなく、日系企業は上海や大連の外銀支店で口座を開いて資金のオペレーションを行いたいと考えているが、なかなか外為管理局の認可が下りない、との意見が出ている。

外為管理の重要性は我々も理解しているが、日系企業にとっては日本語の通じる外銀を利用したい、という気持ちがある。この点について、コメントを頂きたい。

**A**（中国側回答：撫順市對外貿易經濟合作局 王晶 処長）

：マクロ的に申し上げれば、特に資本項目の外貨管理は管理体制の下で行われている。資本金口座はこの管理の対象になっている。資本項目の管理根拠規定は、中国人民銀行が公布した『国内の外貨預金口座管理規定』である。この中で明確に定めているように、企業が登録地外の遠隔地に口座を開く場合、登録地の外為管理局で申請書をもらい、口座を開く遠隔地の外為管理局の審査認可を経る必要がある。その認可を得て初めて、遠隔地に口座を開くことができる。この規定に従って実行するために国家外為管理局はマニュアルを作成している。このマニュアルによれば、遠隔地での資本金口座の開設は認められていない。特殊な事情で開設する場合は、国家外為管理局の認可を取得しなければならない。

我々としても瀋陽の日系企業が大連、上海、北京で資本金口座を開設したいとの希望があることは承知している。外貨資本金口座での入金、資本の払い込みしかない。出金は主に3つあり、外貨の人民元転、設備輸入時などの外貨の支払、外為管理局から認められたその他の資本項目の支出である。前二者については核銷が必要なので、基本的に現地で行うことになる。支払の信憑性について所在地の外為管理局が審査しなくてはならない。従って、原則として遠隔地での外貨資本金口座の開設を認めない、ということになる。

打開策としては、2つあると考える。1つは、できるだけ早く瀋陽で外銀支店を開設すること。2つめは、地元の外為指定銀行の中で最もサービスのよい銀行を選んで口座を開設することである。遼寧省内は計画単列都市である大連を除けば、遠隔地とはいわない。

ある日系企業が遠隔地に外貨資本金口座を設けたが、設備輸入時など支払時にかなり面倒な手続きを踏まれているようである。外為管理局の管理システムが地域によって異なっており、外貨資本金口座からいったん瀋陽の銀行に送金してから支払ができたようである。

この場を借りて、日系企業の皆様も日頃から外為管理局にお越し頂き、話し合いを通じて理解を深めて頂ければと考える。我々としても日系企業に対するサービスレベルを高めたいと考えており、さらに瀋陽市、遼寧省の経済の発展に貢献したいと考えている。

## IV. 税関・通関

### 1. 異地通関

**Q** (日本側質問)

: 各社の関心事の 1 つに「異地通関」の問題がある。輸出入通関手続等の迅速な処理は企業にとってだけでなく、中国全体の競争力向上に直結する問題でもある。

分公司を設立してより顧客に近い場所でサービスを提供しようとしても、分公司には様々な制限が設けられている。すなわち分公司には法人格がないため、税関は分公司名義での登録を受付けておらず、都度、総公司名義での通関手続にならざるを得ない。「輸出入日常業務においても総公司の公章(ゴンジャン) 押印が求められるので、分公司は実質的には機能できない」と認識している企業が多いのは事実である。

また、外資系企業にとっては、日常的な通関手続きと公安局の「公章」制度との関係について判り辛い。例えば、総公司名義での正規な異地税関登記が完了後、通関業務毎に公章の内の「単位法定名称印」(制度上 1 法人に 1 枚しか保有できない) の押印をその都度必要とするのか、それとも税関登録時に併せ登録済みの「通関専用印」(特定地域・税関向けであれば、番号付で複数刻印可能) にて処理可能なのか、等について明確にできないのか。

**A** (中国側回答：商務部 外国投資管理司李志群 司長)

: 分公司は独立した法人ではなく、通関業務はあくまで「総公司名義」で行うのが原則である。これは国内企業に対しても同様である。税関には当面、本件について改定する予定はない。商務部から改正を求めることも検討していない。

## 2. 設備輸入時の設備リスト①

**Q** (日本側質問：製造業)

：設備輸入の際、税関申請は、船積みの2ヵ月前までに設備リストを提出しなければならない。さらに、問題なのは、設備リストは船便単位に出さなければならないことである。従って、もしある設備が遅れた場合は、同一便の他の設備も遅れる。遅れた設備だけを別便で送ることができないためである。何回かこのケースが発生し、担当者が何回も足を運び、税関の人に事情を話し、別便で送ることを許可してもらったが、その話し合いでも随分時間を使った。もっと柔軟な対応をお願いしたい。

**A** (中国側回答：瀋陽海関現場業務処 唐建平 処長)

：税関の作業ルールは原則として統一されているが、対応する製品によっては多少手続きが変わってくるものがある。税関に設備輸入2ヵ月前にリストを提出しなければならないとの話について、おそらく免税枠での輸入と思われるが、その場合は減免税の書類を提出しなければならない。推測だが、金額が莫大だったのではないかと想像される。免税での設備輸入において一回で輸入すると金額が莫大になり、減免税の書類提出も多くなるため時間が多く掛かってしまったのではないだろうか。設備輸入を数回に分けると、一回一回でその分の書類を提出すればよい訳である。あくまでも推測なので、ご確認願う。



### 3. 設備輸入時の設備リスト②

**Q** (日本側質問：製造業)

：設備輸入の際、設備リストには、細かい付属品の重量まで1個1個書くことが要求されている。担当者によっては個々の写真まで要求する場合がある。この設備リストを完成させるのに、日本側と何度も交渉し時間がかかった。もっと簡便な設備リストにできないものか。

**A** (中国側回答：瀋陽海関現場業務処 唐建平 処長)

：通関申請書は全国で統一されたフォームがあり、書き方も決まっている。我々は通関業務において、国に対して責任を持たなければならない。全ての輸入製品の重量も、国に報告することになっている。これは、国の統一した要請であり、くれぐれも御了承頂きたい。

## V. 人事・労務

### 1. 労働契約法草案：無固定期間の労働契約

**Q** (日本側質問)

：労働契約法草案第9条第2項では、労働関係が存在するにも係わらず書面による労働契約が締結されていない場合には無固定期間の労働契約が締結されているものと見なされるとの規定が置かれている。これは、2005年5月に公布された『労働関係確立にかかる事項に関する通知』の潮流に沿うものといえ、労使間の力関係の強弱に乗じて、書面による契約が締結されず不利益を蒙る労働者側を保護するために必要な措置と考えるが、一方で同条第3項によって労働関係不存在の立証責任が全面的に企業側に負わされている。

立証技術上、不存在の証明は非常に困難であり、このままでは労働者側が主張さえすれば企業側は無固定期間の労働契約を締結する義務を負わされてしまうという不合理な結果になるおそれがある。この点をどのように考えておられるのか。

**A** (中国側回答：労働社会保障部 労働工資司 董平 助理巡視員)

：「事実上の労働関係問題」は、法律面から見ると中国特有の現象である。中国の労働法の規定に基づいて、雇用労働関係を確定し、雇用主と被雇用者は書面の形式で労働契約を締結しなければならず、これは労働法の強制性のある規定である。

しかし中国の現状から見れば、相当数の企業が従業員と書面での労働契約を結んでおらず、従業員の具体的な賃金や保険・福利厚生などは法的根拠が持てず、然るべき保障もない。我が国ではこのようなトラブルが非常に突出している。問題を回避する、または解決するため、我々は労働契約法の草案を修正する際、特に規定を設け、労働契約がなければ期間の決まっていない労働契約と見なすとした。また、労働契約があっても、労働契約の終了期限が明確に規定されていない場合も終了期限の決まっていない労働契約と見なす。

無固定期間の労働契約とは、契約の終了期限がない労働契約のことだが、法律上の観点から見れば無固定期間の労働契約でも解除条件に合致すれば、やはり契約を解除することがで

きるし、終了条件に合致すれば、終了することもできる。そこで我々は、無固定期間の労働契約とは終身雇用を意味しないと考える。当然のことながら、この被雇用者に契約を終了される或いは解除される状況が生じなければ、長期にわたって雇用し続けることになり。期限の決まっていない労働契約は終身雇用とイコールであると中国国内でも誤解している人がいるが、それは違う。

## 2. 労働契約法草案：集団契約締結権

**Q**（日本側質問）

：労働契約法草案第7条第2項には、労働組合または従業員代表に集団契約を締結する権利が規定されているが、労使間には利益衝突の可能性があり、一方が過度な要求をするような場合もありえ、そのような場合にまで一律に締結の権利を規定することは現実的ではなく、交渉権に留めるべきと考える。このようにしても、守られるべき最低限の労働条件は法規で保証されているわけであり、労働者に一方的に不利になるとは思われない。これについて、どのようにお考えか。

**A**（中国側回答：労働社会保障部 労働工資司 董平 助理巡視員）

：最低労働基準があるのなら、集団契約は必ず締結しなければならないのかということであるが、日本の労働基準法なども労働者の権益について最低限度の規定を行っているものの、最低限度の規定は企業の労働者に対する利益が違法ではないことのみを保証するだけで、必ずしも公平ではない。労使双方の利益バランスは、市場主義の国では主に集団協議や集団談判で集団合意を結んでおり、この集団合意は往々にして最低労働基準或いは企業の経済レベルを下回るものである。最低労働基準があったとしても、それは従業員が受け取る報酬が公平であることを説明するものではない。

私は中国の外資企業の調査を行ったが、ある外資企業は10年間従業員の賃金をアップしていなかった。しかも彼らの賃金レベルはその土地の最低賃金基準ギリギリのものだった。法的には違法ではないが、企業の業績は伸びており、公平という角度からいえばあまり公平ではない。

我々は工会を代表とする集団協議を通じて従業員全体の利益が企業の発展と同調して増していくこと、従業員全体が企業発展の成果を享受できることを願っている。そこで我々は条件の整っている企業や工会のある企業の労使双方が、その企業の発展や従業員に対するより高い待遇問題について話し合いを行うことを提唱、支援している。

この問題は一つの国際慣習といえる。例えば日本の春闘である。私は日本を何度も視察し

ており、厚生労働省と一緒に日本の労使問題について研究を行っている。春闘は数年前から主に毎年の従業員賃金上げ幅問題を解決しており、彼らは労働者全体を代表している。

### 3. 労働契約法草案：派遣労働

Q (日本側質問)

Q : 労働契約法草案第 40 条には、派遣により受け入れた労働者の勤務が 1 年を満了し、その後も引き続き当該労働者を使用したい場合には、労働契約を締結しなければならないならず、引き続き使用しない場合には、当該労働者が所属した部署で派遣方式によりその他の労働者を受け入れてはならない旨が規定されている。

しかし、派遣はフレキシブルな雇用創出を可能にする一つの有益な手段であり、このような厳しい制限は、企業の派遣者受け入れを躊躇させ、かえって労働者の就業の機会を奪う結果になりかねないと思うが、どのようにお考えか。

A (中国側回答：労働社会保障部 労働工資司 董平 助理巡視員)

A : まず簡単な例を一つ挙げる。中国の一部の省で実際にこのような状況を目にした。その会社では基本的に正社員は募集せず、労務会社から派遣従業員を雇い、生産の第一線に大量に使用していた。その目的は 1 つ。労務会社から派遣従業員を雇う方が正社員を雇用するよりコストがはるかに安いからである。これは法律回避であると考える。もちろん法律で規定していなければ違法にはならない。しかしこれは公平の問題、従業員の権益の問題なのである。労働契約法の次の改正作業中、我々は企業が低コストで大量かつ長期的に派遣従業員を生産の第一線で使用することをどのようにすれば防止できるのかを重視していく。

派遣労働者の規制規範問題は、我々が発明したのではない。イタリア、ギリシア、スペインは法律で営業性の労働派遣者を禁止している。またドイツでは 1972 年に労働派遣法を制定し、派遣期間は 3 カ月を超えないと規定した。もちろんドイツも雇用問題に直面しており、雇用問題を緩和する必要からさらに就業促進法を制定し、1985 年と 1994 年、労働力の派遣方式期限を 2 度延長している。

日本にも派遣労働者に対する法律規定があると承知している。日本では 4 回改正を行い、労働力の派遣期限は 1 年から 3 年に延長され、派遣の分野は製造業から適度に緩和されている。

アメリカでも派遣労働力に対する規定がある。判例法によって規定を行い、派遣労働者を3つの面で保障している。まず派遣労働者を雇用した企業は、その労働者を労災やその他の社会保険に加入させなければならない。もし保険に加入しなければ、雇用企業は賠償責任を負わなければならない。2つ目は最低賃金基準。派遣労働者を雇用した企業は最低賃金制度を遵守しなければならない。派遣会社と雇用企業は共同で雇用主責任を負わなければならない。3つ目は、派遣期間が6カ月過ぎたら雇用単位と一種の労働契約関係が確立したと見なされる。

正常な状況において、労働力派遣の目的は企業の特別な状況下での労働力不足を解決するもので、正常な労働力に代替して使用することではない。我々は労働契約法の草案を起草する際、この問題に注目して検討した。特に、一部の派遣会社がこの法律を利用して法を回避し、労働者権益を侵害するのを防止しなければならない。

#### 4. 労働契約法草案：退職労働者の競業に対する制限

**Q** (日本側質問)

: 労働契約法草案第 16 条には、労働契約終了後 2 年以内の競業制限を設けることができることが明記され、転職の激しい中国において企業の商業秘密を守る有効な手段として機能することが期待される規定といえる。しかし、違約金が経済補償金の 3 倍という制限が設けられており、これは競争企業が商業秘密を入手するために容易に支払うことができる金額であり、不当に低いものといえる。また、2 年という期間も短すぎるものとする。

当該規定に実効性を持たせるためにも、これらの制限の再考が必要と思うが、いかがお考えか。

**A** (中国側回答：労働社会保障部 労働工資司董平 助理巡視員)

: 第 16 条の規定において競業を禁止しているのは企業の商業秘密を握っている従業員のみに限られ、全ての従業員に対するものではない。また、派遣労働者が企業の商業秘密に触れて、損失が発生した場合は、その者に対して民事責任を追究することができる。



## 5. 最低賃金策定（瀋陽）

Q（日本側質問）

：最低賃金を策定する場合には国営企業だけでなく、外資系企業の意見も取り入れてほしいとの意見があり、考慮頂きたい。

A（中国側回答：遼寧省労働社会保障庁 羅中朝 助理巡視員）

：最低賃金については、企業および労働者にとって重要な問題であり、省政府は大変重要視している。従って、ご提案はタイムリーかつ重要である。これを策定する前に、十分国営企業、外資系企業の意見収集をすることは、我々の従来からのやり方であり、実際、2004年に省全体の最低賃金水準を調整する際にも、我々省政府が、瀋陽市、錦州市において、国営企業、外資系企業の責任者をお呼びし、意見を聴取した。2006年の最低賃金水準調整においても、同様の意見聴取をしている。さらに各企業からの意見聴取を強化するために、最低賃金の実行状況について調査をしようとしている。

## 6. 社会保険：労災保険料率（瀋陽）

Q（日本側質問）

Q：労災保険の料率が上がるとの噂があるが、事実か。事実ならいつからどの程度上がるのか。

A（中国側回答：遼寧省労働社会保障庁 羅中朝 助理巡視員）

A：社会保険料率の調整に関しては、その権限は中央政府にある。現時点において、中央政府には保険料率を上げるという考えはない。我が省においては、昨年来、企業の基本養老年金の積み立て比率の引き下げに取り組んできた。2006年1月1日から大連、盤錦、および省レベルの行政組織においては企業の基本養老年金負担比率を19%とし、それ以外の地区では20%としている。なお、国家標準は20%である。

それ以外に失業保険、基本医療保険、労災保険、生命保険などがあるが、いずれも国の規定どおりであり、引き上げる意向はない。

## VI. 知的財産権

### 1. 知的財産権保護の対策

**Q** (日本側質問)

: 知的財産権保護に関して、以下2点、成果が見られたと考える。

1. 商標権侵害の摘発から処罰決定までの時間の短縮。工商行政管理局等による模倣品の摘発には従来4~6ヵ月かかっていたが、最近では約2ヵ月となり、スピード化が図られている。
2. 行政機関による自主摘発の増加。従来、累計で10件しかなかった自主摘発が、2005年度は19件となり大きく増加した。

一方で、例えば、以下のようなまだ取締りが不十分な事象もある。

1. 偽物摘発件数の増加。2005年度の偽物摘発は31件に上り、年度別では今までで最も多い結果である。
2. 偽物業者には正当な取扱店であるかのような偽造証明書を用意して偽物を正当化する手口が多く見られる。
3. 一度摘発されても同じ者が同じ犯罪を繰り返す“再犯”が見られる。これは、罰金額が低く、偽物業者に対する金銭的、経済的なリスクにならないためと思われる。また、単価の低い商品の場合、刑事罰対象にはなりにくい。

3月の全国人民代表大会において「知的財産保護強化」が打ち出され、さらに「2006年中国知的財産保護行動計画」も発表されている。今後の模倣品の取締りや知的財産の保護の方策について伺いたい。

**A** (中国側回答：商務部知識財産権保護弁公室 向欣 秘書長)

: 日本企業のみなさんは知的財産権保護の問題を大変重視されておられ、これは投資環境や技術生産量に直接影響する問題でもあるので、中国の知的財産権保護の全体的な状況について簡単にご紹介したい。

中国政府は知的財産権保護業務を非常に重視している。また、国際慣例に則った、分類が

整った法律法規体系を確立済みで、これも世界的に認められているところである。同時に、中国の国情に合わせ、我々は行政保護と司法保護を並行して運用する保護体制を実行している。

近年、特に 2004 年以降、中国政府は知的財産権保護業務をより一層強化し、重要な進展を達成している。主には次の 4 つの面に現れている。

1. 国務院は国家知的財産権保護の作業グループを設立し、グループリーダーは呉儀副総理が自ら担当している。行政法執行や刑事司法部門を含む 17 の部門が共同参画しており、国務院を代表して知的財産権保護に対する指導に責任を負う。作業グループの事務所は商務部内に設置されており、私が事務所の秘書長を務めている。
2. 昨年、司法解釈を公布し、権利侵害行為や犯罪行為を効果的に取り締まるため、刑事罰のハードルを引き下げた。また、我々作業グループは行政法執行や司法機関と共に、行政法執行と刑事司法の連携に関する意見を制定した。この意見は法的効力を備えており、権利侵害犯罪に対する刑事的取締りを強化する。
3. 2004 年 8 月より 2005 年末まで、全国で知的財産権保護のキャンペーンを展開し、各省市の関連部門が緊密に協力し合い、知的財産権侵害の案件を取り締まった。今回そのキャンペーンの様態と一部案件の取締りを紹介している DVD を持ってきたが、確実に犯罪者を震え上がらせる役割を果たしていると思う。
4. 外商投資企業との意思疎通協力のシステムを確立した。このシステムの構築もまた、呉儀副総理の提唱によるものである。四半期ごとに会議を開催し、外商投資企業やその代表の知的財産権保護に対する問題や提案を伺い、我々関係部門は提起された問題や提案を検討し解決していく。日本の松下、ホンダ、ヤマハや国貿促などもこの会議に参加している。

中国における知的財産権保護の次の一手について、我々は 06 年行動計画を制定した。これだけでなく、国務院はさらに今後 2 年間の行動要綱も公布した。この業務は全国で全面的に行われる。このような行動要綱に基づくということは、権利侵害行為に対する法執行力を強化しなければならず、それと同時に法律法規をより一層整備しなければならない。これが 1 つ目の構想である。

次に、今年全国で 50 の知的財産権侵害苦情通報センターを設立することを考えている。その目的は、権利者、特に中小企業に対するサービスを強化するためである。権利侵害行為があったらセンターへ通報して頂きたい。関連の法執行部門と共に協力して処理にあたる。また、法執行部門へ地区を跨いだ案件や、関係する部門を跨いだ案件、商標侵害や特許侵害の

情報を提供する。特に深刻な案件については、我々が監督し、査察を行う。

3 つ目は、全国で知的財産権保護の教育と訓練育成業務を開始する。教育と訓練育成を行う対象は 3 つある。まずは我々のような各地の党や政府の指導者で、知的財産権保護の知識や状況、重要性を学んでもらう。次に法を執行する者たちである。法を執行する上での専門知識やレベルを引き上げ、進歩させる。もう 1 つは企業。いかにして自社の知的財産権を開発するか、他人の知的財産権をきちんと尊重するかを教育する。

毎年、4 月 26 日の世界知的財産権デーをはさんで、全国で知的財産権ウィークを催し、全国的に社会大衆の教育を推進していく。この他に、司法部の宣伝部門も大衆教育を行っていく。

日本企業のみならずにも我々の活動に積極的に参加していただきたい。知的財産権保護の宣伝、訓練育成、教育の面での相互協力を強化したい。

**A** (中国側回答：国家工商行政管理総局商標局 侯麗葉 副局長)

：中国政府は知的財産権保護業務を一貫して重視している。中国の知的財産権保護キャンペーンの状況については向欣秘書長が紹介したとおりであるが、1 年半の間に我々全国の工商行政管理部門は法執行担当者をのべ 300 万人動員し、7 回の集中取締りキャンペーンを行った。取り締まった商標権侵害案件は 6 万件以上だったが、外国関連の案件は 1 万件以上もあり、全体の 15% を占めている。このキャンペーンは商標登録者の権利を保護し、内外の商標権者の利益も強力に保護している。

中国は知的財産権保護において行政保護と司法保護の二重制度を実行している。保護を強化するため、最高人民法院と最高人民検察院は司法解釈を公布し、知的財産権の犯罪立件基準を引き下げた。中国の刑法は 213 条、214 条、215 条で知的財産権侵害に対する罪について明確な規定を行っている。

単価が低い商品の場合は刑事罰対象にならない、との話があったが、我々は商品の単価を犯罪の基準にしているわけではない。知的財産権キャンペーンを展開して以来、国の各級行政工商管理機関が取り締まった一般違法案件、商標侵害ニセモノ案件、外国関連案件は、以前に比べてそれぞれ増加している。これは各級工商行政管理者のキャンペーン中の努力によるものである。もし我々が権利侵害案件を座して取り締まらなければ、権利侵害ニセモノ案

件数は間違いなく増えていく。

上海市のデータで、中国の商標行政法執行が実際には積極的取締りが主であることをご説明したい。2005年上海市工商局が取り締まった商標侵害ニセモノ案件は1,108件で、その内、工商行政管理部門の積極的取締りによるものは1,023件で92.3%を占めている。1,108件の内、外国関連の案件は652件、権利侵害案件全体の58.8%を占め、工商部門の積極的取締りにより取り締まったものは614件、92.6%を占める。このデータで商標行政において、積極的取締りの案件は通報による取締りをはるかに凌いでいることがわかる。また、外国の商標権利者と国内商標権利者の保護を同等に考えていることも見て取れる。上海で取り締まられた外国関連案件が国内案件の数より多いのは、上海が特殊な政治的、地理的な場所であるからである。

企業の名声を利用して商標を侵害しブランドを騙る現象は、確かに際立った問題となっている。中国工商総局は、現在関係部門と研究を行っており、然るべき法律をできるだけ早く公布して、名称や商標侵害の問題を徹底的に解決していく。現在、権利侵害に遭っている著名商標権利者は、商標法実施条例第53条にもとづいて、関係部門へ訴えることができる。著名商標は強い市場競争力と影響力を持っているので、容易に権利侵害ニセモノ商品の対象になりうる。著名商標保護を高めることも、我が国の商標行政法執行の重点である。現在、我が国は日本企業ではYKK、日産、ダイキンなどの商標を著名商標として認定している。

我が国の商標法では、商標権侵害行為について、権利者は人民法院へ提訴することも、工商行政部門へ処分を請求することもできると明文化している。今後、みなさんが権利侵害行為を発見されたなら、速やかに工商行政管理部門へ通報して頂きたい。我々は必ず積極的に取締りを行い、商標専用権利者の合法的權益を確実に保護する。

## VII. 電力問題

### 1. 停電の事前連絡（瀋陽）

Q（日本側質問）

：停電の問題は全国で起こっているが、事前に連絡が欲しいという意見が多数来ているので、回答いただきたい。

A（中国側回答：遼寧省電力公司營銷部 尹文運 副主任）

：停電には事故停電と計画停電の2つのパターンがある。

計画停電は春と秋の年2回、設備の定期点検であり、1週間前には企業の皆様にお知らせすることは可能。しかし、事故停電については発生後に電話で緊急連絡するしかない。但し、例えば企業所在地の変電所でトラブルが発生した場合、おそらく緊急連絡もなく停電になってしまう。

ご指摘のとおり、とにかく我々遼寧省電力公司としては、電力供給に対する信頼を高め、企業の皆様へのサービス向上に努めて参りたい。

## VIII. その他

### 1. 10 大省エネルギープロジェクト

**Q** (日本側質問)

: 中国政府は省エネルギー政策を推進するため、「省エネルギー中長期専門計画」を公表し、10 大省エネルギープロジェクトを展開している。日本は省エネルギー分野で豊富な経験を持っており、日本企業はこの 10 大省エネルギープロジェクトの実施に協力できると考えている。

この 10 大省エネルギープロジェクトの具体的内容と実施細則などの関連情報の外資企業への積極的な開示をお願いしたい。

**A** (中国側回答：国家発展改革委員会外国資金利用司 王東 副局長)

: 中国の「11・5」発展目標における重要な実現目標の 1 つが、5 年のうちに単位 GDP 当りのエネルギー消費量を 20%引き下げるというものであり、10 大省エネルギープロジェクトは、省エネ具体的実施目標の一つの措置である。

我々の 10 大省エネルギープロジェクトは、現在実施意見を作成しているところで、でき上ったら社会に向けて公布する。内外資企業は平等で、積極的に参画することができる。



## 2. 東北振興

**Q**（日本側質問）

：東北振興の進捗や今後の見通しについて具体的な状況が見えにくいとの意見が少なくない。例えば、東北振興のこれまでの成果について展示やパネルディスカッションなどによって発表することが検討されてはどうか。

**A**（中国側回答：国務院振興東北地区等老工業基地領導小組弁公室相關産業組  
梁松 副組長）

：今まで報道を通じて、数字などについては発表してきたが、展示会のようなものはやったことがない。ぜひ検討したい。

### 3. 遺体の本国搬送（瀋陽）

**Q**（日本側質問）

：特殊なケースだが、外国人が不慮の事故で死亡したとき、本国に遺体を搬送することが必要になることがある。現在は東北三省では大連からのみ可能と聞いている。欧州はじめ海外の企業との人員派遣契約などではこれは基本的な項目で、たとえば48時間以内に本国に送還することを条件とするケースもあると記憶している。

瀋陽からも可能となるよう体制を整えられることを希望する。なお、遺体搬送の担当部署は何処か。

**A**（中国側回答：瀋陽市対外貿易経済合作局 宋超 副局長）

：担当窓口は民生局であるが、但し、外国人の場合には民生局以外の外事関係部門も係わると思われる。

#### 4. 環境改善対策（撫順）

Q（日本側質問）

：撫順市も非常に大きな変化を遂げているが、環境保護という観点からみるとまだ不十分なようである。

大気汚染、水汚染、緑化、道路の整備不良、プラスチック製品ゴミの散乱等、一般住民の環境保護意識向上のため、地道な教育、宣伝が必要だと思う。日本を離れ海外で生活することは大変なことであるが、環境がよくないとその生活はより負担の多いものとなる。環境改善にぜひとも積極的に取り組んでいただきたい。

A（中国側回答：. 撫順市対外貿易経済合作局 王晶 処長）

：ご存知のとおり撫順市は従来から鉱山の開発・発掘、鉄鋼、アルミの製造等の工業・産業をメインとした古い産業都市である。従って、この様な産業の存在が確かに撫順市の環境破壊をもたらし、従って現在撫順市としては、環境改善に直面するプレッシャーは大きなものとなっている。

確かにご指摘のあった大気汚染、水質汚染、道路の整備不足、またゴミの整備が十分でないといった問題がある。この様な問題に対して、撫順市人民政府、共産党委員会が中国共産党の思想を中心に科学的発展を忠実に実行し、積極的に適切な対応をとってきた。実際に市民が最も関心を持っている問題から何点か取り上げ、環境に対するモニタリングを強化し、環境改善、生態環境の回復に力を入れてきた。

その結果、市全体の環境の大きな改善がみられた。例えば 2005 年においては、大気の質がレベル 2 以上の基準を満たした日数が年間 282 日以上に達した。さらには、比較的大気汚染の深刻な地域においても大気の質がレベル 3 の日数が年間 353 日に達している。また、市内の河川の水質がレベル 5 からレベル 4 に改善され、ダムの水質もレベル 2 の基準以上に達している。

政府としては改善にいろいろと取り組んできたが、まだまだ不十分なところがある。さらに力を入れて、今後も環境改善に取り組んで行きたい。

## 第 二 部

WTO 加盟 6 年目の中国外資政策関連法規の整備状況  
(2006 年 1 月～12 月に公布・施行された法規)

## WTO 加盟 6 年目（2006 年）の中国外資政策関連法規の整備状況

（2006 年 1 月～12 月に公布・施行された法規）

### 【2006 年 1 月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
2006 年輸入許可証管理貨物分級許可証発給目録	06.01.01	06.01.01	商務部
2006 年輸出許可証管理貨物分級許可証発給目録	06.01.01	06.01.01	商務部
銀行間の現物為替市場を更に整備することに関する公告	06.01.03		中国人民銀行
輸出貨物税還付（免除）申告表改正に関する通知	06.01.04	06.01.01	国家税務総局
再生可能エネルギー発電の関連管理規定	06.01.05	06.01.05	発展改革委
紡織品臨時輸出許可数の区を跨いでの譲渡の関連事項に関する通知	06.01.06		商務部
企業所得税優遇政策を享受する新設企業認定基準に関する通知	06.01.09	06.01.09	財政部、国家税務総局
『外商投資商業分野管理弁法』の補充規定	06.01.09	06.01.09	商務部
展覧会知的財産権保護弁法	06.01.10	06.03.01	商務部、工商行政管理総局 他
輸出發票の低額発行行為処罰暫定弁法	06.01.10		商務部
外商投資煎じ漢方薬生産企業生産範囲の関連問題に関する通知	06.01.10		国家食品薬品監督管理局
外商投資建築業企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
外商投資印刷企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
外商投資建設工事設計企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
中国銀行業監督管理委員会行政許可実施手続規定	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委
外資金融機関行政許可事項実施弁法	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委
自動車総代理店およびブランド販売店資質条件評価実施細則	06.01.12		商務部
生産経営単位安全訓練規定	06.01.17	06.03.01	国家安全生産監督管理局
外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理強化に関する通知	06.01.23		国家税務総局
貨物輸送業税収徴収管理の更なる強化に関する通知	06.01.25		国家税務総局
飲食業、娯楽業税金制御レジスターシステム営業税の「発票報告表対比」管理操作手順	06.01.25		国家税務総局
保険仲介機関の外貨資本金口座開設の関連問題に関する通知	06.01.25		外為管理局
2006 年の一部輸出製品への適用税還付率に関する通知	06.01.26	06.01.01	財政部、国家税務総局
家屋建築工事耐震予防管理規定	06.01.27	06.04.01	建設部
出入国検閲検疫行政処罰手続規定	06.01.28	06.04.01	国家質験総局
娯楽場所管理条例	06.01.29	06.03.01	国務院
税金の源泉徴収手続き費管理をさらに強化する事に関する通知	05.11.14	06.01.01	財政部、国家税務総局、中国人民銀行
中華人民共和国エネルギーリサイクル法	05.02.28	06.01.01	主席令
建設プロジェクト環境影響評価資質管理弁法	05.08.15	06.01.01	環境保護総局
中華人民共和国公司法（2005 年改正）	05.10.27	06.01.01	主席令
中華人民共和国証券法（2005 年改正）	05.10.27	06.01.01	主席令
中華人民共和国個人所得税法（2005 年改正）	05.10.27	06.01.01	主席令

酒類流通管理弁法	05.11.07	06.01.01	商務部
損害保険公司保険条項および保険利率管理弁法	05.11.10	06.01.01	中国保険業監督管理委
外商投資企業の届出および認可証書発給の管理権限委譲、審査認可手続きの更なる簡素化などの関連問題	05.11.14	06.01.01	商務部
車両購入税徴収管理弁法	05.11.15	06.01.01	国家稅務總局
国外製薬メーカーの薬品加工委託引受届出管理規定	05.11.15	06.01.01	食品藥品監督管理局
税関総署公告 2005 年第 57 号 (税関の加工貿易手帳使用開始について)	05.11.18	06.01.01	税関総署
『國務院所屬部門人材仲介サービス機構管理弁法』および『全国性人材交流審査認可弁法』公布に関する通知	05.11.18	06.01.01	人事部
輸出加工区加工貿易管理暫定弁法 (2005 年)	05.11.22	06.01.01	商務部
建設プロジェクト環境影響評価文書審査認可手続規定	05.11.23	06.01.01	環境保護總局
税関の輸出監督管理倉庫およびその保管貨物に対する管理弁法	05.11.28	06.01.01	税関総署
税関の保税物流園区に対する管理弁法	05.11.28	06.01.01	税関総署
一部の高エネルギー消費、高汚染、資源性製品の輸出抑制の関連措置に関する通知	05.12.09	06.01.01	發展改革委、財政部、商務部 他
輸出貨物税還付 (免除) 清算廃止に関する通知	05.12.09	06.01.01	国家稅務總局
2006 年自動輸入許可証目録	05.12.10	06.01.01	商務部、税関総署
2006 年自動輸入許可機電製品目録	05.12.10	06.01.01	商務部、税関総署
加工貿易禁止類目録	05.12.11	06.01.01	商務部、税関総署、環境保護總局
輸出貨物税還付 (免除) の関連証憑届出管理制度実行 (暫定) に関する通知	05.12.13	06.01.01	国家稅務總局
企業所得稅計算完納管理弁法	05.12.15	06.01.01	国家稅務總局
中華人民共和國公司登記管理条例 (改正)	05.12.18	06.01.01	國務院
中華人民共和國個人所得稅法实施条例 (改正)	05.12.19	06.01.01	國務院
個人所得稅全員全額源泉徴収申告管理暫定弁法	05.12.23	06.01.01	国家稅務總局
コールタールなど製品の輸出税還付率調整に関する通知	05.12.23	06.01.01	財政部、国家稅務總局
2006 年輸出許可証管理目録	05.12.27	06.01.01	商務部、税関総署
2006 年輸入許可証管理目録	05.12.27	06.01.01	商務部、税関総署
公司登録資本登記管理規定	05.12.27	06.01.01	工商行政管理總局
一部化学肥料品種の輸出税還付一時停止継続に関する通知	05.12.29	06.01.01	財政部、国家稅務總局、發展改革委
両用製品および技術輸出入許可証管理弁法	05.12.31	06.01.01	商務部、税関総署
入国貨物木製梱包検査監督管理弁法	05.12.31	06.01.01	国家質験總局
輸入禁止目録 (第 6 次)、輸出禁止目録 (第 3 次)	05.12.31	06.01.01	商務部、税関総署、環境保護總局
上場会社の対外担保行為規範化に関する通知		06.01.01	証券監督管理委、銀行業監督管理委
外国投資者の上場公司に対する戦略的投資管理弁法	05.12.31	06.01.29	商務部、証券監督管理委 他

#### 【2006 年 2 月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
増値稅のネット申告の関連問題に関する通知	06.02.05		国家稅務總局
自動車製品リサイクル技術政策	06.02.06		發展改革委、科学技術部、環境保護總局

『国の中長期科学技術発展計画要綱（2006～2020年）』若干の関連政策実施に関する通知	06.02.07		國務院
当面の中外合作学校經營の若干問題に関する意見	06.02.07		教育部
税関総署公告 2006 年第 7 号（『産業構造調整指導目録（2005 年本）公布執行の関連問題について）	06.02.09	05.12.02	税関総署
国家級經濟技術開發区に外商投資商業企業および国際貨物運輸代理企業の審査認可を委託する事の関連問題に関する通知	06.02.09		商務部
対外貿易輸出經營秩序をさらに規範化し、輸出貨物税の還付（免除）管理を適切に強化することに関する通知	06.02.13	06.03.01	稅務總局、商務部
企業會計準則-基本準則（2006 年）	06.02.15	07.01.01	財政部
『輸出加工区加工貿易管理弁法』実施中の関連問題に関する通知	06.02.17		商務部
環境保護法律規律違反行為処分暫定規定	06.02.20	06.02.20	監察部、環境保護總局
個人所得稅完納証明發行郵送の関連問題に関する通知	06.02.20		稅務總局、郵政局
皮革製造工業汚染防止技術政策	06.02.21		環境保護總局、發展改革委、科學技術部
外商投資プロジェクトの『国が發展を奨励する内外資プロジェクト確認書』手續の関連問題に関する通知	06.02.22	06.03.01	發展改革委
外商投資企業国産設備買入の税金還付の関連問題に関する回答	06.02.22		稅務總局
公証機關業務執行管理弁法	06.02.23	06.03.01	司法部
企業年度検査弁法	06.02.24	06.03.01	工商行政管理總局
国の高技術産業發展プロジェクト管理暫定弁法	06.02.28	06.04.01	發展改革委
為替リスク管理の更なる強化に関する通知	06.02.28		銀行業監督管理委
自動車製品外部標識管理弁法	05.11.03	06.02.01	国家發展改革委
中華人民共和國税関の輸出入貨物検査管理弁法	05.12.28	06.02.01	税関総署
中華人民共和國税関の輸出入貨物通関申告書の改正および取消管理弁法	05.12.30	06.02.01	税関総署
中国銀行業監督管理委員會行政許可實施手續規定	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委
外資金融機關行政許可事項實施弁法	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委

#### 【2006 年 3 月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
製品のすべてを直接輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況検査暫定弁法	06.03.01	06.03.01	商務部、財政部、税関総署、国家稅務總局
土地増値稅の若干問題に関する通知	06.03.02	06.03.02	財政部、国家稅務總局
輸入貨物課稅價格の税関定価公式公布に関する関連規定	06.03.06	06.04.01	税関総署
ガソリンスタンドで使用中のガソリン税計算装置および計量性能に対して監督検査を行うことに関する通知	06.03.07		国家稅務總局、国家質檢總局
貨物輸送行新設企業の所得稅還付問題に関する通知	06.03.08		国家稅務總局
國務院關稅稅則委員會の一部銅および銅材の輸出暫定稅率調整の決定	06.03.09	06.04.10	國務院關稅稅則委
生産能力過剩業種の構造調整を加速推進することに関する通知	06.03.12		國務院
輸出禁止貨物目録(第 4 次)	06.03.13	06.05.01	商務部、税関総署
租稅協定の恒久的施設認定などの関連問題に関する通知	06.03.14		国家稅務總局
『公司法』施行後の企業財務處理関連問題に関する通知	06.03.15	06.04.01	財政部
『公司法』施行後の企業財務處理関連問題に関する通知	06.03.15	06.04.01	財政部
納稅登記管理を整備する若干問題に関する通知	06.03.16		国家稅務總局
稅務登記証更新發行に関する通知	06.03.16		国家稅務總局

物流企業の企業所得税納税問題に関する通知	06.03.18		国家税務総局
消費税政策の調整および整備に関する通知	06.03.20	06.04.01	財政部、国家税務総局
税務登記集中管理実施弁法	06.03.20	06.04.01	上海市国家税務局、 上海市地方税務局
中古車取引規範	06.03.24	06.03.24	商務部
製品油価格調整に関する通知	06.03.25		發展改革委
2006年『自動輸入許可機電製品目録』（新版）	06.03.29	06.04.01	商務部、税関総署
コンピュータに正規版 OS ソフトをプレインストールすることの 関連問題に関する通知	06.03.30		信息産業部、国家 版權局、商務部
消費税政策徴収管理の調整および整備規定	06.03.31	06.04.01	国家税務総局
一部調整の自動輸入許可管理貨物目録	06.03.31		商務部、税関総署
中華人民共和国公証法	05.08.28	06.03.01	主席令
ベンチャーキャピタル管理暫定弁法	05.11.15	06.03.01	国家發展改革委、 科技部 他
外商投資商業企業審査を地方部門へ委託することに関する通知	05.12.09	06.03.01	商務部
税収規範性文書制定管理弁法（試行）	05.12.16	06.03.01	国家税務総局
展覧会知的財産権保護弁法	06.01.10	06.03.01	商務部、工商行政 管理総局 他
生産経営単位安全訓練規定	06.01.17	06.03.01	国家安全生産監督 管理局
娛樂場所管理条例	06.01.29	06.03.01	國務院
対外貿易輸出経営秩序をさらに規範化し、輸出貨物税の還付（免 除）管理を適切に強化することに関する通知	06.02.13	06.03.01	税務総局、商務部
外商投資プロジェクトの『国が發展を奨励する内外資プロジェクト 確認書』手続の関連問題に関する通知	06.02.22	06.03.01	發展改革委
公証機関業務執行管理弁法	06.02.23	06.03.01	司法部
企業年度検査弁法	06.02.24	06.03.01	工商行政管理総局
外商投資建築業企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託 することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
外商投資印刷企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託す ることに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
外商投資建設工事設計企業の審査許可管理を省級商務主管部門 へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
物流分野での外資導入業務をさらにより良く行うことに関する通知	06.04.20	06.03.31	商務部

#### 【2006年4月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
免税商品外貨管理の関連問題に関する通知	06.04.03	06.05.02	外為管理局
外国航空運輸企業常駐代表機関審査認可管理弁法	06.04.03	06.05.03	中国民用航空総局
非薬品毒物製造可能化学品の生産、経営許可弁法	06.04.05	06.04.15	国家安全生産監督 管理局
上海市保税物流園区外貨管理実施細則	06.04.06	06.04.06	外為管理局上海市分局
保険営業員管理規定	06.04.06	06.07.01	保険監督管理委
奨励類外商投資企業の免税確認書取り扱いの関連問題に関する回答	06.04.06		商務部
検験検疫法定検査目録調整に関する公告	06.04.07	06.04.01	検験検疫総局
弁護士費用管理弁法	06.04.13	06.12.01	發展改革委



企業所得税納税申告表改訂に関する通知	06.04.18		国家税務総局
知的財産権評価管理業務強化の若干問題に関する通知	06.04.19		財政部、知識産権局
物流分野での外資導入業務をさらにより良く行うことに関する通知	06.04.20	06.03.31	商務部
税関総署公告 2006 年第 19 条 (輸入自動車組立パーツ認定問題)	06.04.24	06.04.24	税関総署
新規生産機動車排出汚染申告検査機関管理弁法	06.04.24	06.04.24	国家環境保護局
商務部、税関総署公告 2006 年第 35 号 (2006 年第 16 号公告の執行延期)	06.04.24		商務部、税関総署
外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見	06.04.24		工商行政管理総局、商務部、税関総署、外為管理局
『国務院の生産能力過剰業種構造調整を加速推進することに関する通知』を徹底執行することに関する通知	06.04.27		国家環境保護局
中華人民共和国パスポート法	06.04.29	07.01.01	主席令
外商投資企業の『国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』手続の関連問題に関する通知	06.04.29		商務部
輸出入段階での消費税の関連問題に関する通知	05.03.30	06.04.01	財政部、国家税務総局
家屋建築工事耐震予防管理規定	06.01.27	06.04.01	建設部
出入国検閲検査行政処罰手続規定	06.01.28	06.04.01	国家質験総局
国の高技術産業発展プロジェクト管理暫定弁法	06.02.28	06.04.01	発展改革委
輸入貨物課税価格の税関定価公式公布に関する関連規定	06.03.06	06.04.01	税関総署
『公司法』施行後の企業財務処理関連問題に関する通知	06.03.15	06.04.01	財政部
『公司法』施行後の企業財務処理関連問題に関する通知	06.03.15	06.04.01	財政部
消費税政策の調整および整備に関する通知	06.03.20	06.04.01	財政部、国家税務総局
税務登記集中管理実施弁法	06.03.20	06.04.01	上海市国家税務局、上海市地方税務局
2006 年『自動輸入許可機電製品目録』(新版)	06.03.29	06.04.01	商務部、税関総署
消費税政策徴収管理の調整および整備規定	06.03.31	06.04.01	国家税務総局
国務院関税税則委員会の一部銅および銅材の輸出暫定税率調整の決定	06.03.09	06.04.10	国務院関税税則委

#### 【2006 年 5 月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外高橋保稅区企業工商管理の若干問題に関する通知	06.05.15		上海市外高橋保稅区管理委
情報のネット伝播権保護条例	06.05.18	06.07.01	国務院
外高橋保稅区の營業センター発展奨励に関する通知	06.05.19		上海市外高橋保稅区管理委
中共中央国務院の中部地区勃興促進の若干意見に関する関連政策措置執行に関する通知	06.05.19		国務院弁公庁
金を含む製品の輸出税還付の関連問題に関する通知	06.05.23		国家税務総局
土地証書管理をさらに規範化することに関する通知	06.05.25		国土資源部
外国企業の投資による投資性公司設立に関する補充規定	06.05.26	06.07.01	商務部
『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』実施に関する通知	06.05.26		工商行政管理総局
中華人民共和国税関の出入国速達に対する監督管理弁法 (改正)	06.05.28	06.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の輸出入貨物税金完納価格査定弁法	06.05.28	06.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の特別優遇関税待遇輸入貨物原産地管理弁法	06.05.31	06.07.01	税関総署
輸出禁止貨物目録(第 4 次)	06.03.13	06.05.01	商務部、税関総署

免税商品外貨管理の関連問題に関する通知	06.04.03	<b>06.05.02</b>	外為管理局
外国航空運輸企業常駐代表機関審査認可管理弁法	06.04.03	<b>06.05.03</b>	中国民用航空総局

#### 【2006年6月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
国の4部・委の『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』を徹底実行することに関する通知	<b>06.06.05</b>		江蘇省工商行政管理 局、江蘇省対外 貿易経済合作庁 南京税関、外匯局 江蘇省分局
機動車両生産企業および取次販売企業増値税納税評価の関連問題に関する通知	<b>06.06.06</b>		国家税務総局
ダイヤモンドおよび上海ダイヤモンド交易所の関連税収政策調整に関する通知	<b>06.06.07</b>	06.07.01	財政部、税関総署、 国家税務総局
外国企業の請負工事税務管理強化に関する通知	<b>06.06.08</b>		国家税務総局
中華人民共和国税関の加工貿易企業ネットワーク監督管理弁法	<b>06.06.14</b>	06.08.01	税関総署
自動車など商品の関税税率および関係する協定税率を実施する特惠税率調整に関する通知	<b>06.06.15</b>	06.07.01	国務院関税税則委
国務院の設備製造業振興を加速させることに関する若干の意見	<b>06.06.16</b>		発展改革委工業司
輸出税還付申告時の書面による輸出代金回収照合書提出免除の施行輸出企業範囲拡大に関する通知	<b>06.06.19</b>		国家税務総局、 外為管理局
外国航空輸送企業不定期飛行経営許可細則	<b>06.06.21</b>	06.07.21	中国民用航空総局
道路輸送企業の質、信用考査弁法	<b>06.06.23</b>	<b>06.06.23</b>	交通部
危険化学品道路輸送安全管理強化に関する緊急通知	<b>06.06.23</b>		国家安全生産監督 管理総局、公安部 交通部
機動車交通事故責任の強制保険管理強化に関する通知	<b>06.06.25</b>		保険監督管理委
食品衛生許可証管理弁法	05.12.25	<b>06.06.01</b>	衛生部

#### 【2006年7月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
生産安全の重大事故および重大死傷未遂事故情報処置弁法（試行）	<b>06.07.02</b>	<b>06.07.02</b>	国家安全生産監督 管理総局
企業工会活動条例（試行）	<b>06.07.06</b>	<b>06.07.06</b>	中華全国総工会
貨物輸送企業納税申告管理業務強化に関する通知	<b>06.07.10</b>		国家税務総局
不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見	<b>06.07.11</b>		建設部、商務部、発展 改革委、人民銀行、工 商総局、外匯局
輸出貨物税還付（免除）の若干問題に関する通知	<b>06.07.12</b>	<b>06.07.01</b>	国家税務総局
小売業者販売促進行為管理弁法	<b>06.07.13</b>	06.10.15	商務部、発展改革委、 公安部、税務総局、工 商行政管理総局
税務登記証書交換発行の関連問題に関する補充通知	<b>06.07.13</b>		国家税務総局
企業所得税を納付する新規設立企業認定基準執行要求など問題に関する補充通知	<b>06.07.13</b>		国家税務総局
国家級経済技術開発区经济社会発展の「十一五」計画綱要	<b>06.07.21</b>		商務部、国土資源部

外商投資プロジェクトで購入した国産設備の税還付管理試行弁法 ※	06.07.24	06.07.01	国家税務総局、国家発展改革委員会
中外合作職業技能訓練学校経営管理弁法	06.07.26	06.10.01	労働社会保障部
建設プロジェクト職業病危害分類管理弁法	06.07.27	06.07.27	衛生部
上場公司買収管理弁法	06.07.31	06.09.01	中国証券監督管理委員会
屋外広告登記管理規定	05.05.22	06.07.01	公証行政管理総局
保険営業員管理規定	06.04.06	06.07.01	保険監督管理委
情報のネット伝播権保護条例	06.05.18	06.07.01	国務院
外国企業の投資による投資性公司設立に関する補充規定	06.05.26	06.07.01	商務部
中華人民共和国税関の特別優遇関税待遇輸入貨物原産地管理弁法	06.05.31	06.07.01	税関総署
ダイヤモンドおよび上海ダイヤモンド交易所の関連税収政策調整に関する通知	06.06.07	06.07.01	財政部、税関総署、国家税務総局
自動車など商品の関税税率および関係する協定税率を実施する特惠税率調整に関する通知	06.06.15	06.07.01	国務院関税税則委
企業所得税賃金支出前控除製作調整に関する通知	06.09.01	06.07.01	財政部、国家税務総局
外国航空輸送企業不定期飛行経営許可細則	06.06.21	06.07.21	中国民用航空総局

#### 【2006年8月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華全国総工会の従業員の労働契約締結支援および指導業務をより良く行うことに関する意見	06.08.01		中華全国総工会
新規開発プロジェクト整理業務の指導意見	06.08.01		発展改革委、国土資源部 他
産業損害調査情報閲覧と情報公開規定	06.08.04	06.09.03	商務部
国務院の省エネ業務強化に関する決定	06.08.06		国務院
外国投資者の国内企業合併買収に関する規定	06.08.08	06.09.08	商務部、国有資産監督管理委、国家税務総局他
車両購入税徴収管理の関連問題に関する通知	06.08.15		国家税務総局
消費税納税申告および税額控除管理をさらに強化することに関する通知	06.08.15		国家税務総局
金を含む製品の輸出の関連税収政策に関する通知	06.08.22		国家税務総局
一部のサービス貿易取引下での外貨売却支払政策調整の関連問題に関する通知	06.08.24	06.09.01	国家外為管理局
企業所得税分類管理の指導意見	06.08.25		国家税務総局
一部の外商投資企業分支機構登記管轄権調整に関する通知	06.08.25		工商行政管理総局
中華人民共和国企業破産法	06.08.27	07.06.01	主席令
中華人民共和国パートナーシップ企業法（改正）	06.08.27	07.06.01	主席令
企業改革改組不動産取得税政策の関連問題の解釈に関する通知	06.08.28	06.08.28	国家税務総局
新版外商投資企業営業許可証使用開始に関する通知	06.08.30		工商行政管理総局
消費税の若干の具体的政策に関する通知	06.08.30		財政部、国家税務総局
国務院の土地抑制強化の関連問題に関する通知	06.08.31		国務院
中華人民共和国税関の加工貿易企業ネットワーク監督管理弁法	06.06.14	06.08.01	税関総署

【2006年9月公布・施行】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
企業所得税貸金支出前控除製作調整に関する通知	06.09.01	06.07.01	財政部、国家税務総局
不動産市場外貨管理規範化の関連問題に関する通知	06.09.01	06.09.01	国家外為管理局、建設部
外商投資企業苦情申立業務暫定弁法	06.09.01	06.10.01	商務部
危険化学品建設プロジェクト安全許可実施弁法	06.09.02	06.10.01	国家安全生産監督管理総局
商務部、税関総署、環境保護総局 2006 年第 63 号公告（生皮加工貿易政策に対する調整発布について）	06.09.11	06.09.11	商務部、税関総署、環境保護総局
一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知	06.09.14	06.09.15	財政部、発展改革委、商務部、税関総署、国家税務総局
輸出契約届出の関連問題に関する通知	06.09.14		国家税務総局
大連市企業退職者暖房費補助専用資金調達管理弁法（試行）	06.09.15	06.09.15	大連市政府
紡織品輸出管理弁法（暫定）	06.09.18	06.09.18	商務部
ソフトウェアおよび関連情報サービス輸出発展に関する指導意見	06.09.19		商務部、情報産業業務、教育部、科技部 他
税関総署公告 2006 年第 52 号聯合（加工貿易商品の内販徴税延滞利息率調整の関連問題について）	06.09.20	06.10.10	税関総署、財政部、商務部、人民銀行、税務総局
税関総署公告 2006 年第 53 号（加工貿易保稅貨物の利息徴収および還付）	06.09.20	06.10.10	税関総署
直接販売業サービス網設立管理弁法	06.09.20	06.10.20	商務部
『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』の重点条項解説	06.09.22		工商行政管理総局 外資局
遼寧省外商投資優勢産業目録	06.09.25	06.09.26	発展改革委、商務部
輸出契約届出の関連データ処理問題に関する通知	06.09.25		国家税務総局
関連企業間の業務取引移転価格税収管理の関連問題に関する通知	06.09.28		国家税務総局
貿易外貨代金回収と人民元転管理の関連問題をさらに改善することに関する通知	06.09.29	06.11.01	国家外為管理局
一部商品の輸出税還付率調整の関連問題に関する補充通知	06.09.29		財政部、税関総署、国家税務総局
輸出貨物税還付（免除）の証明書届出管理実行に関する補充通知	06.09.30		国家税務総局
上場公司買収管理弁法	06.07.31	06.09.01	中国証券監督管理委員会
一部のサービス貿易取引下での外貨売却支払政策調整の関連問題に関する通知	06.08.24	06.09.01	国家外為管理局
産業損害調査情報閲覧と情報公開規定	06.08.04	06.09.03	商務部
外国投資者の国内企業合併買収に関する規定	06.08.08	06.09.08	商務部、国有資産監督管理委、国家税務総局他

**【2006年10月公布・施行】**

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
サービスアウトソーシング「千百十事業」実施に関する通知	06.10.16		商務部
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知	06.10.27	06.11.01	関税税則委
企業に対する総合計算工時工作制および不特定工作制実行の管理強化に関する通知	06.10.31		江蘇省労働社会保障庁
中外合作職業技能訓練学校経営管理弁法	06.07.26	06.10.01	労働社会保障部
外商投資企業苦情申立業務暫定弁法	06.09.01	06.10.01	商務部
危険化学品建設プロジェクト安全許可実施弁法	06.09.02	06.10.01	国家安全生産監督管理総局
税関総署公告 2006 年第 52 号聯合（加工貿易商品の内販徴税延滞利息率調整の関連問題について）	06.09.20	06.10.10	税関総署、財政部、商務部、人民銀行、税務総局
税関総署公告 2006 年第 53 号（加工貿易保稅貨物の利息徴収および還付）	06.09.20	06.10.10	税関総署
小売業者販売促進行為管理弁法	06.07.13	06.10.15	商務部、発展改革委、公安部、税務総局、工商行政管理総局
直接販売業サービス網設立管理弁法	06.09.20	06.10.20	商務部

**【2006年11月公布・施行】**

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外資利用「11・5」計画	06.11.		国家發展改革委
商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006 年第 82 号（加工貿易禁止類商品目録）	06.11.01	06.11.22	商務部、税関総署、国家環境保護総局
外商投資商業分野管理弁法補充規定（二）	06.11.03	06.12.01	商務部
AV 製品卸売、小売、レンタル管理弁法	06.11.06	06.12.01	文化部
個人所得税自己納税申告弁法（試行）	06.11.06		国家税務総局
輸出契約届出貨物の輸出税還付申告審査に係る事項に関する通知	06.11.06		国家税務総局
新規、拡張建設用地土地有償使用費政策調整などの問題に関する通知	06.11.07		財政部、国土資源部、人民銀行
中華人民共和国外資銀行管理条例	06.11.11	06.12.11	国务院
西部大開發稅收優遇政策適用目録変更問題に関する通知	06.11.16		財政部、国家税務総局
外資保險公司と関連企業の再保險取引従事の情報公開業務強化に関する通知	06.11.17	07.01.01	保險監督管理委
『娛樂場所管理条例』徹底執行中の若干問題に関する意見	06.11.20		文化部
中華人民共和国外資銀行管理条例實施細則	06.11.24	06.12.11	主席令
国土資源管理規範性文書の合法性審査弁法	06.11.27	07.01.01	国土資源部
印花稅の若干政策に関する通知	06.11.27		財政部、国家税務総局
貿易外貨代金回収と人民元転管理の関連問題をさらに改善することに関する通知	06.09.29	06.11.01	国家外為管理局
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知	06.10.27	06.11.01	関税税則委

**【2006年12月公布・施行】**

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
製品油市場管理弁法	06.12.04	07.01.01	商務部

国有資本調整および国有企業再編推進に関する指導意見	06.12.05		国務院弁公庁
原油市場管理弁法	06.12.04	07.01.01	商務部
2007年自動輸入許可貨物目録	06.12.10	07.01.01	商務部
『用地制限プロジェクト目録(2006年本)』および『用地禁止プロジェクト目録(2006年本)』発布実施に関する通知	06.12.12	06.12.12	国土資源部、国家 発展改革委
2007年輸入許可証管理貨物目録	06.12.14	07.01.01	商務部
商務部の展覧会主催管理弁法(試行)	06.12.15	07.01.01	商務部
年間所得が12萬元以上の自己納税申告範囲を明確にすることに 関する通知	06.12.15		国家税務総局
国有土地使用権払下収支管理の規範化に関する通知	06.12.17		国務院弁公庁
土地利用年度計画管理弁法	06.12.19	06.12.19	国土資源部
2007年関税実施方案に関する通知	06.12.19	07.01.01	国務院関税税則委
自動車工業構造調整意見に関する通知	06.12.20		国家発展改革委
「2007年輸出許可証管理貨物目録」「2007年辺境小額貿易輸出 許可証管理貨物目録」	06.12.22	07.01.01	商務部、税関総署
『全国工業用地払下最低価格基準』発布実施に関する通知	06.12.23	07.01.01	国土資源部
個人外貨管理弁法	06.12.25	07.02.01	中国人民銀行
2007年許可証発給機関許可証発給目録(輸入)	06.12.30	07.01.01	商務部
2007年許可証発給機関許可証発給目録(輸出)	06.12.30	07.01.01	商務部
中華人民共和国都市土地使用税暫定条例(改正)	06.12.31	07.01.01	国務院
弁護士費用管理弁法	06.04.13	06.12.01	発展改革委
外商投資商業分野管理弁法補充規定(二)	06.11.03	06.12.01	商務部
AV製品卸売、小売、レンタル管理弁法	06.11.06	06.12.01	文化部
中華人民共和国外資銀行管理条例	06.11.11	06.12.11	国務院
中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則	06.11.24	06.12.11	主席令

# 参 考 法 令

## 1. 税務 (質疑応答「Ⅱ. 税務」参考法令)

①『新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する 緊急通知』 .....	53
②『東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定』 .....	57
③『東北旧工業基地の更なる対外開放拡大促進に関する実施意見』 .....	61
④『外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理強化に関する通知』 .....	66
⑤『個人所得税自己納税申告弁法 (試行) 発布に関する通知』 .....	68
⑥『関連企業間の業務取引移転価格税収管理の関連問題に関する通知』 ....	74

## 2. 外貨管理・資金調達 (質疑応答「Ⅲ. 外貨管理・資金調達」参考法令)

①『外商投資商業分野管理弁法』 .....	75
②『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』 .....	81
③『保税區外貨管理弁法』 .....	82

## 3. 人事・労務 (質疑応答「Ⅴ. 人事・労務」参考法令)

①『労働契約法 (草案)』 .....	89
②『最低賃金規定』 .....	100
③『労災保険条例』 .....	104

## 1-① 新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する緊急通知

国家税務総局

国税発明電[2004]37号

2004年7月1日発布 2004年8月1日施行

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局：

最近の一時期に税務機関が取り締まった増値税違法事件から見ると、犯罪者の多くは商業貿易企業登録をして隠れ蓑とし、増値税専用伝票（以下、専用伝票と略称）をだまして購入し、伝票をカラ発行した後、素早く脱税【原文：走逃。以下、同じ】するという手段で国の税金を詐取している。この種の犯罪活動は社会の正常な経済秩序を著しく妨害し、国家税収の大量流失を招いている。同時に、税務機関の現在の増値税一般納税者（以下、一般納税者と略称）の認定および管理面には大きな抜け穴が存在することも明みに出た。伝票のカラ発行や税金詐取の犯罪行為を取り締まり、防止するため、国家税務総局は新規設立企業一般納税者に対する認定管理方法をさらに整備し、商業貿易企業に対する増値税の徴収管理を規範化することを決定した。ここに関連問題について以下のように通知する。

### 一、新規設立商業貿易企業一般納税者に対する分類管理の実行

(一) 新規設立の小型商業貿易企業に対しては、現在の年間予想売上に照らして増値税の一般納税者を確定するという方法を変更する。新規設立の小型商業貿易企業は、税務登記の日より1年以内に実際の売上額が180万元に達しなければならず、そうでなければ一般納税者の資格認定を申請することができない。

1. 新規設立小型商業貿易企業が一般納税者に認定されるまでは、一律、小規模納税者として管理する。
2. 1年以内に売上額が180万元に達した後、税務機関は企業の申告資料および実際の経営、納税申告状況について審査評価を行い、誤りがないか確認した後、一般納税者として認定することができ、かつ引き続き納税指導期間管理制度（以下、指導期間一般納税者管理と略称）を実行する。
3. 指導期間終了後、主管税務機関の審査同意を経て正式一般納税者になることができ、正常一般納税者として管理する。

(二) 固定の経営場所を設置するおよび貨物の現物を有する新規設立商業貿易小売企業、および登録資本金が500万元以上、人員が50人以上の新規設立大中型商業貿易企業が税務登記を行う際、つまり一般納税者資格認定申請を提出した場合については、一般納税者と認定し、直接指導期間に入り、指導期間一般納税者管理を実行する。

指導期間が終了した後、主管税務機関の審査同意を経て、普通の一般納税者に変更することができ、正常一般納税者として管理する。

経営規模が大きく、固定の経営場所、固定の貨物売買ルート、整備された管理と採算体系を有する大中型商業貿易企業は、指導期間一般納税者管理を実行せずに、直接普通の一般納税



者として管理することができる。

## 二. 新規設立商業貿易企業の一般納税者資格に対する審査認可管理

一般納税者資格認定を申請する新規設立商業貿易企業に対し、主管税務機関は一般納税者認定基準や手続きに厳格に照らして、申請資料に対して審査認可を行わなければならない。

### (一) 書類審査

商業貿易企業一般納税者認定申請の全ての資料に対して真剣に審査を行い、その資料が整っており、正確か否かを審査する。

### (二) 面談

面談の根本的な目的は、面談の対象との直接交流を通じて納税者の関連状況を把握実証し、これを以ってその納税者が正常経営者であるか否かを確認することにある。

企業の法定代表者との面談は、企業の登記登録の状況、企業の定款、組織構成、意思決定の手続き、管理者層の状況、経営範囲および経営状況など企業の全体状況を重点的に把握しなければならない。

企業出資者との面談は、出資者と企業経営管理面の関係を重点的に把握しなければならない。

主管財務者との面談は、企業の銀行口座状況、企業の登録資金および経営資金状況、販売収入状況、財務会計採算状況、納税申告および実際の納税状況を重点的に把握しなければならない。

販売、買付、倉庫保管輸送など関連業務主管者との面談は、企業の買付販売業務の真実度を把握する。

面談の内容については、記録を行い、面談に参加した者が署名しなければならない。

### (三) 実地検査

実地検査は評価の疑問点と面談の内容を実証する重要な過程である。実地検査の際は、2名（或いは2名以上）の税務職員が同時に現場へ赴かなければならない。

検査の内容には、営業許可証および税務登記証、企業経営場所の所有権或いは賃貸証明、原材料および商品の出入庫伝票、輸送費用伝票、水道電気費用伝票、法定代表者および主要管理者の身分証明、財務職員の資格証明、銀行の預金証明、関係機関の出資検証報告、売買契約原本および公証資料、資金の出納帳などが含まれる。

実地検査においては、真剣に事実と照合して、商業小売企業、大中型商業貿易企業、小型商業貿易企業および生産企業に区分しなければならない。上述の検査内容に照らして全面的に審査するほか、生産企業に対しては、生産用工場建屋、設備など必須の生産条件を有しているかを特に検査しなければならない。商業貿易小売企業に対しては、固定の経営場所および貨物の現物を有しているかを特に検査しなければならない。大中型商業貿易企業に対しては、登録資金、銀行の預金証明、銀行口座および企業の人数を特に検査しなければならない。

## 三. 指導期間の一般納税者管理

一般納税者の納税指導期間は一般に6カ月を下回ってはならない。指導期間内において、主管税務機関は増値税の税收政策および徴収管理制度の宣伝指導業務を積極的により良く行い、同時に以下の方法で補導期間の一般納税者に対して増値税の徴収管理を行わなければならない。

(一) 小型商業貿易企業に対しては、主管税務機関は面談と実地検査の状況にもとづいて量と金額

に上限のある専用伝票を発売し、その増値税偽造防止税コントロール領収書システムの最高発行限度額は1万円を超えてはならない。専用伝票の購入受領は、回数ごとの量制限コントロールを実行する。主管税務機関は企業の実際の年間売上額および経営状況にもとづいて毎回の専用伝票の供給量を確定する。但し、1回に発売する専用伝票の数量は25部を超えてはならない。

- (二) 商業貿易企業および大中型商業貿易企業に対しても、主管税務機関は企業の実際の経営状況にもとづいて量と金額に上限のある専用伝票を販売しなければならず、その増値税偽造防止税コントロール領収書システムの最高限度額は、関係する税務機関が現行の規定に照らして審査認可する。専用伝票の購入受領も回数ごとの量制限コントロールを実行し、主管税務機関は企業の実際の経営状況にもとづいて毎回の供給数を確定することができるが、1回に発売する専用伝票の数量は25部を超えてはならない。
- (三) 企業が回数ごとに購入受領する量ではその月の経営の需要を満足できない場合は、再度購入受領することができるが、1回ごとの追加購入前に、前回購入受領し、かつ発行済みの専用伝票販売額の4%を根拠として、主管税務機関へ増値税を前納しなければならず、増値税税額を前納しない企業は、主管税務機関は専用伝票の追加販売をしてはならない。
- (四) 毎月の1回目に購入受領した専用伝票が、月末になってもなお未使用の場合、主管税務機関は翌月の専用伝票発売の際、前月の未使用専用伝票の数量に照らして、その翌月の専用伝票の供給量を相応に減らさなければならない。
- (五) 毎月の最後に購入受領した専用伝票が、月末になってもなお未使用の場合、主管税務機関は翌月1回目の専用伝票発売の際、毎回査定する数量と前月の未使用専用伝票の数量を相殺した後の残りの量を販売する。
- (六) 指導期間内において、商業貿易企業が取得した専用伝票の控除控え、税関の輸入増値税専用納税書、廃品物資普通伝票および貨物輸送伝票をクロス会計検査し、照合して誤りがなければ、控除することができる。
- (七) 企業が翌月に納税申告を行う際は、一般納税者の納税額の計算方法に照らして増値税申告を計算する。前納増値税額が納税額を超えている場合、主管税務機関の誤りが無いとの評価、事実確認を経て、過大納付税額分は次期の納税額の中から控除することができる。

#### 四. 正常一般納税者への変更に対する審査認可および管理

##### (一) 正常一般納税者への変更の審査認可

納税指導期間が6カ月に達した後、主管税務機関は商業貿易企業に対して全面審査を行い、以下の条件に同時に合致するものについては、正式一般納税者として認定することができる。

1. 納税評価の結論が正常である。
2. 面談、実地検査の結果が正常である。
3. 企業の税金の申告、納税が正常である。
4. 企業が仕入れ税額、販売税額を正式に計算することができ、かつ専用伝票とその他合法的な仕入れ税額控除証明を正しく取得、発行していること。

上述の条件の1つに合致しない商業貿易企業は、主管税務機関がその納税指導期間を延長する、或いはその一般納税者資格を取り消すことができる。

##### (二) 正常一般納税者への変更の管理

商業貿易企業が指導期間を終了し、正式一般納税者に変更された後、原則上はその増値税偽造防止税コントロール領収書発行システムの最高限度額は1万円を超えてはならないが、指導期間内の実際の売上額が300万元以上で、かつ税金を全額納付しているものについては、審査認可を経て、金額が10万円以下の専用伝票を発行することができる。

金額が1万円以下の専用伝票のみを発行する小型商業貿易企業については、大口貨物取引がある場合、国の公証部門が公証した貨物取引契約に依り、主管税務機関の審査同意を経て、金額が10万円以下の専用伝票を適量発行し、当該取引の必要を満足させることができる。

大中型商業貿易企業が指導期間を終了し、一般納税者に変更された後、その増値税偽造防止税コントロール領収書発行システムの最高限度額は、関係する税務機関が企業の実際の経営状況にもとづき、現行の規定に照らして審査認可する。

五. 各地の税務機関は、本通知の下達前に一般納税者として認定済みの小型商業貿易企業（特に1年以内に税務登記を行った小型商業貿易企業）に対して、一度全面検査を行わなければならないが、会計担当者の配置、会計帳簿の設置および会計計算の方法において要求に合致しないものがある場合、増値税専用伝票のカラ発行行為がある場合、規定にもとづいた増値税専用伝票の発行をせずに深刻な結果をもたらした場合、固定の経営場所を持たないなどの問題がある場合については、その一般納税者資格を取り消さなければならない。各地は小型商業貿易企業に対する増値税管理業務を重視し、小型商業貿易企業の増値税に対する監督、コントロールを強化しなければならない。

六. 毎月の増値税納税申告期間終了後の翌日、徴収部門は増値税納税申告（偽造防止税コントロールICカードでの納税申告を含む）を行っていない、或いは申告済みではあるが税務機関の認可を経ずに増値税未納の商業貿易企業リストを管理部門へ提出しなければならない、管理部門は直ちに実地検査を行い、企業が脱税していることを発見した場合は、その日のうちに税務登記および伝票管理に責任を負う部門に通知し、かつ『増値税一般納税者脱税報告表』（添付）に記入し、その企業の購入受領済みではあるが税務機関に申告していない或いは申告はしているが増値税未納付の専用伝票情報も同時に地市局、省局および総局へ報告しなければならない。主管税務機関は速やかに関係銀行へ通知し、当該企業の銀行口座を凍結し、かつ直ちに公安機関へ事件として届出る。

主管税務機関は、脱税商業貿易企業のコントロール不能伝票情報の電子データを1日ごとに報告しなければならない。総局は7月初旬に非正常納税者コントロール不能伝票のスピード対応システムを配置実施し、偽造防止税コントロールシステムにコントロール不能伝票と認証待ち伝票の照合機能、およびコントロール不能伝票と認証済み伝票の照合機能を追加し、かつ全国のコントロール不能伝票データの毎日更新を実現する。総局は『増値税一般納税者脱税報告表』情報について最新のものを通報する。

七. 上述規定は2004年8月1日より執行する。本通知第一条(一)款および第五条の規定は、本通知を受け取った日より実施する。

## 1-② 東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定

財政部 国家税務総局

財税[2004]156号

2004年9月14日発布 2004年7月1日施行

遼寧省、吉林省、黒龍江省、大連市の財政庁(局)、国家税務総局：

中共中央、国務院の『東北地区など旧工業基地振興戦略実施に関する若干意見』(中発[2003]11号)の精神にもとづき、国務院の認可を経て、財政部、国家税務総局は『東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定』(以下、『規定』と略称)を制定した。ここに発布するのでこれに照らして執行されたい。

『規定』中の設備製造業、石油化学工業、冶金業、船舶製造業、自動車製造業、農産品加工業範囲以外の、軍需品或いは高新技术製品の生産に従事する増値税の一般納税者について、『規定』の相殺方法を実行する必要がある場合は、省級財政部門が適用する軍需品或いは高新技术製品の具体的条件を提出し、財政部および国家税務総局へ報告して研究を行った後、別途規定する。

増値税相殺範囲拡大を試行する東北地区の一部業種の選択は、中央が東北旧工業基地振興のために講じる重大な措置であり、今後全国で増値税の転換改革を実施するための経験の蓄積でもある。試点地区の各関係部門は指導を強化しなければならず、真剣に実施しなければならない。執行中に問題があれば、速やかに財政部および国家税務総局へ報告しなければならない。

付属文書：東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定

### 東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定

一、中共中央、国務院の『東北地区など旧工業基地振興戦略実施に関する若干意見』(中発[2003]11号)にもとづき、本規定を制定する。

二、本規定は、黒龍江省、吉林省、遼寧省および大連市の設備製造業、石油化学工業、冶金業、船舶製造業、自動車製造業、農産品加工業製品の生産を主とする増値税の一般納税者(以下、納税者と略称)に適用する。

前款でいう「主とする」、とは、納税者が生産販売する設備製造業、石油化学工業、冶金業、船舶製造業、自動車製造業、農産品加工業製品の年間販売額が全販売額の50%以上(50%を含む)であることを指す。

規定を適用する具体的な業種範囲は付属文書を参照のこと。

三、納税者に以下に挙げる項目の仕入れ税額が発生した際、第五条の規定に照らして相殺することを許可する。

(一)固定資産を買い入れた(寄贈および実物投資の受け入れを含む)場合。

(二) 固定資産の自製（改修、拡張、据付を含む。以下同）に用いる貨物の買い入れ或いは課税労務。

(三) ファイナンスリース方式を通じて取得した固定資産で、リース側が『国家税務総局のファイナンスリース業務転税徴収問題に関する通知』（国税函[2000]514号）の規定に照らして増値税を納税する場合。

(四) 固定資産に支払う輸送費用。

本条でいう仕入れ税とは、納税者が2004年7月1日より実際に発生し、かつ2004年7月1日（1日を含む）以降に発行された増値税専用伝票、交通輸送伝票および税関輸入増値税納税書の合法的な相殺証憑を得た仕入れ税額を指す。

四. 本規定でいう固定資産とは、『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』第十九条で規定する固定資産を指す。納税者が買い入れたおよび自製の不動産は、本規定の相殺範囲に属さない。

五. 納税者がその年に相殺を許可された上述第三条に挙げる仕入れ税額は、その年に新しく増えた増値税額を超えてはならず、その年に新しく増えた増値税額がない或いは新しく増えた増値税額が相殺に足りない場合、未相殺の仕入れ税額は翌年の相殺へ持ち越さなければならない。納税者に増値税の未払いがある場合は、まず未払い税額に充てなければならない。

本条でいうその年に新しく増えた増値税額とは、その年に実現した納付すべき増値税で2003年の納付すべき増値税を超えた部分を指す。

年度内の差し引き税額の均衡性を保証するため、実際の操作の際は新しく増えた増値税額の期間ごとに計算して月ごとに相殺し、年末に清算する方法を採用する。

六. 現有企業を合併、分割、改変、改組、拡張、移転、製品転換、および新メンバーの受け入れ、指導関係（或いは隷属関係）の変更、企業名称の変更を行う場合、元の企業の2003年の納付すべき増値税を基数として新しく増えた増値税額を計算しなければならない。

七. 納税者が買い入れた固定資産に以下に挙げる状況が発生した場合、仕入れ税額は第五条の規定に照らして相殺してはならない。

(一) 固定資産を非課税項目に専門に用いた場合（本規定でいう固定資産の建設仮勘定は含まず。以下同）。

(二) 固定資産を免税項目に専門に用いた場合。

(三) 固定資産を集団福利或いは個人消費に専門に用いた場合。

(四) 固定資産が消費税課税自動車、オートバイである場合。

(五) 固定資産を本規定の適用範囲に入らない期間で使用した場合。

相殺済み或いは相殺待ちの仕入れ税額に挙げられている固定資産に以上の状況が発生した場合、納税者は以下に挙げる公式にもとづいて、その月に相殺してはならない仕入れ税額を計算しなければならない。

相殺してはならない仕入れ税額＝固定資産価額×適用税率

相殺してはならない仕入れ税額は、まず相殺待ちの仕入れ税額の残高に充て、残高がない場合は、当期の仕入れ税額の中から転出することができる。

八. 納税者に以下に挙げる行為がある場合、販売貨物とみなす。

(一) 自製或いは委託加工した固定資産を非課税項目に専門に用いた場合。

(二) 自製或いは委託加工した固定資産を免税項目に専門に用いた場合。

(三) 自製、委託加工或いは買い入れた固定資産を投資とし、その他の単位或いは個人経営者に

提供した場合。

(四) 自製、委託加工或いは買い入れた固定資産を株主或いは投資者へ分配した場合。

(五) 自製、委託加工した固定資産を集団福利或いは個人消費に専門に用いた場合。

(六) 自製、委託加工或いは買い入れた固定資産を無償で他人に贈った場合。

納税者に上述の販売貨物とみなされる行為があり、しかも販売していない場合は、販売とみなされる固定資産の価額を販売額とする。

九. 自分が使用したことのある固定資産を納税者が販売した場合、その得た販売収入は適用税率に依って徴税し、かつ以下に挙げる方法にもとづいて固定資産の仕入れ税額を相殺する。

(一) 当該固定資産の仕入れ税額が相殺待ち固定資産仕入れ税額に記入済みの場合、固定資産販売税額を増加させると同時に、相殺待ち固定資産仕入れ税額の残高を同額減らし、かつ仕入れ税額の相殺に繰り入れる。相殺待ち固定資産仕入れ税額の残高が固定資産販売税額より少ない場合、残高をすべて当期の仕入れ税額に繰り入れて相殺する。

(二) 当該固定資産が未相殺、或いは相殺待ち仕入れ税額に未記入の場合、以下に挙げる公式にもとづいて相殺すべき仕入れ税額を計算する。

相殺すべき使用済み固定資産の仕入れ税額＝固定資産価額×適用税率

相殺すべき使用済み固定資産の仕入れ税額は、当期の増値税仕入れ税額へ直接記入することができる。

十. 本規定の実施範囲に入る外商投資企業は、投資総額内で買い入れた国産設備の増値税還付政策を今後適用しない。

十一. 本規定は財政部、国家税務総局が解釈に責任を負う。

十二. 本規定は2004年7月1日より執行する。本規定の具体的な操作弁法および2004年の移行弁法は、別途制定する。

付属文書：

#### 増値税相殺範囲を拡大する具体的業種範囲

1. 設備製造業：汎用設備製造業、専門設備製造業、電気機械および器材製造業、機器計器および文化事務用品製造業、通信設備、コンピュータおよびその他の電子設備製造業、航空機宇宙船製造、鉄道輸送設備製造、交通器材およびその他交通輸送設備製造。
2. 石油化学工業：石油加工、コークス製造および核燃料加工業、化学原料および化学製品製造業、化学繊維製造業、医薬製造業、ゴム製品業、プラスチック製品業を含む。当該業種にはコークス加工業は含まない。
3. 冶金業：鉄金属の精錬および圧延加工業、非鉄金属の精錬および圧延加工業。当該業種には、電解アルミ生産企業および普通鋼年産200万トン以下、特殊鋼年産50万トン以下、鉄合金年産10万トン以下の鉄鋼生産企業は含まない。
4. 船舶製造業：船舶およびフロート装置製造業を含む。
5. 自動車製造業：自動車製造業を含む。
6. 農産品加工業：農副食品加工業、食品製造業、飲料製造業、繊維業、アパレル、靴、帽子製造業、皮革、毛皮、羽毛（ダウン）およびその製品業、木材加工および木、竹、藤、シュロ、

草製品業、家具製造業、製紙および紙製品業、工芸品およびその他製造業を含む。

上述業種の具体的な説明は、『中華人民共和国国家標準—国民經濟業種分類』GB/T 4754—2002を参照のこと。

## 1-③ 東北旧工業基地の更なる対外開放拡大促進に関する実施意見

国務院弁公庁

国弁発[2005]36号

2005年6月30日

各省・自治区・直轄市の人民政府、国務院の各部委、各直属機関：

対外開放のさらなる拡大は、東北地区など旧工業基地振興戦略実施の重要な組成部分であり、旧工業基地振興実施の重要な過程でもある。『中共中央国務院の東北地区など旧工業基地振興戦略実施に関する若干の意見』（中発[2003]11号）の精神にもとづき、東北地区の実状と結びつけ、国務院の同意を経て、ここに東北地区のさらなる対外開放について、以下のような実施意見を提出する。

- 一、外資が国有企業の改組改造に参画することを奨励し、体制やシステムの刷新を加速する
  - (一) 国有経済の戦略的調整に対する要求に照らし、外資利用の新たな方式を模索し、開拓し、外資が国有企業の改組改造に参画することを奨励し、体制やシステムの刷新を促進し、旧工業基地の国有企業の市場経済に適応する能力を強化する。
  - (二) 外国投資者が合併買収や資本参加など多くの方式で国有企業の改組改造に参画することを奨励する。旧国有企業が過去に積み上げてきた、確実に納付が困難なこれまでの滞納税金は、規定の条件に照らして国務院の認可を経た後、これを免除する。条件に合致する外商投資企業株式制会社が国内外の資本市場において上場することを支援する。
  - (三) 国有資産活性化の効果的な形式を積極的に模索する。外商投資企業が法に依って金融資産管理会社の不良債権および株式を購入し、かつその保有する資産に対して再編と処置を行うことを許可する。
  - (四) 外商投資企業発展の社会保障環境のさらなる整備を促進する。外国投資者が国有企業を買収合併した後に設立される外商投資企業は、労働関係処理、経済的人員削減および社会保障などの面において、内国民待遇に照らして国の現行の法律規定および制度を執行する。
  - (五) 外国投資者の国内企業の合併買収、再編活動をさらに規範化し、促進する。整った東北地区の財産権交易システムを確立し、外国投資者が合併買収や資本参加などの方式で投資するために、便利で規範化された環境を提供する。外国投資者の国有企業の合併買収は、我が国の関係する法律および政策に照らして資産評価を行い、資産取引価格は関係部門の届出或いは許可を経た資産評価の結果を基礎にして確定する。
- 二、政策誘導を強化し、重点業種および企業の技術進歩を推進する
  - (六) 既存の基礎に立脚し、比較優勢を発揮し、産業全体の素質と中心となる競争力の強化を重点とし、外資を積極的に導入して重点業種および重点企業の技術改造を加速させ、導入した技術に対する消化、吸収を強化し、自主刷新能力を大いに高め、産業のレベルアップを推進する。



- (七) 外商投資の重点業種および企業を支援する。国が重点的に発展させる現代農業、設備製造業、化学工業、高技術産業および農産品加工業などの業種へ外商投資を積極的に誘導し、関連産業の発展を加速させ、強い競争力を備えた現代的産業基地を形成する。国は上述業種の重要プロジェクトの配置を東北地区に傾斜させ、重要なキーポイントとなる技術や設備の導入に、政策的な貸付支援を行い、重要プロジェクトは認可を経て適度に資本金比率を引き下げる。外商投資ですでに国の認可を経ている国債重点プロジェクトは、元に認可されたプロジェクトの貸付利息、補助および資本金補助金額は変わらず、規定にもとづいて認可された後、中国側国有企業の株式権の増加に転用することができる。
- (八) 外商投資優勢産業目録の執行範囲を拡大する。『中西部地区外商投資優勢産業目録』の執行省に遼寧省（吉林省、黒龍江省はすでに目録の範囲内）を追加し、当該目録に合致する東北地区の外商投資プロジェクトは、奨励類外商投資プロジェクトの輸入税収優遇政策を享受することができる。
- (九) 外商投資高技術産業および研究開発センターを奨励する。多国籍企業が東北地区において独資或いは当地の企業、科学研究機関、大学と合弁の形式で研究開発センターを設立することを奨励する。外商投資研究開発センターは、『国務院の輸入設備税収政策調整に関する通知』（国発〔1997〕37号）および『国務院弁公庁の当面の外商投資をさらに奨励する事に関する意見の外経貿部など部門への転送通知』（国弁発〔1999〕73号）の規定にもとづいて関係する優遇政策を享受するほか、許可を経た外商投資企業技術センターについては、その輸入する国内では生産できない自社用消耗材、試薬、原型機、サンプルなどを既存の規定にもとづいて、関税および輸入段階での増徴税の徴収を免除することができる。
- (十) 外商投資の産業継続、代替を奨励する。国は重要なプロジェクトの生産力配置において優先手配などの措置を講じ、東北地区の資源枯渇型都市の精密深加工および産業継続などプロジェクトへ外商投資を誘導し、既存の資源、人材、生産能力の優位性を十分に発揮させ、総合的に利用し、資源枯渇型都市の転換を積極的に推進する。

### 三. 開放分野をさらに拡大し、サービス業の発展レベルの向上に努力する

- (十一) 対外開放の新たな情勢や旧工業基地の優勢産業および都市機能転換と雇用をさらに促進させる必要に適應し、積極的に外資を導入して伝統的なサービス業を改組、レベルアップさせると同時に、現代サービス業の発展を重点として、サービス貿易分野の対外開放を推進する。
- (十二) 外商投資の都市インフラ建設を奨励する。都市の政府が効果的な監督管理システムを構築し、かつ公共利益および安全を確実に保証するという条件の下において、外商投資の都市ガス、熱力および水道・排水管網の建設、経営プロジェクトの株式比率制限を緩和し、認可を経て、外国側がマジョリティを持つことを許可する。
- (十三) 金融サービス業の対外開放を拡大する。我が国のWTO加盟時の金融開放に関する公約に照らし、銀行業の対外開放をさらに拡大し、証券、先物、保険などの金融サービスの発展を加速させる。外資銀行の東北地区における機関設立および開業については、優先的に許可を与える。外資金融機関の地方都市の商業銀行への資本参加、農村信用社の改変改組に参画することを奨励する。企業年金、農業保険などの面において、優位性のある外資保険会社が東北地区に進出することを奨励する。外商が東北地区に合弁の証券会社、証券投資

基金管理公司、保険仲介公司および外資保険公司経営機関を設立することについては、優先的に許可を与える。

(十四) 交通輸送業への外商投資を奨励する。鉄道の旅客輸送および貨物輸送、国際および国内道路輸送、定期および不定期国際海上輸送業務、国際コンテナの多種方式による連絡輸送業務などについては、認可を経て外資の株式比率制限を緩和することができる。航空輸送業および汎用航空業への外商投資を奨励する。

(十五) 外商投資物流企業の試点範囲を拡大する。外商投資物流企業のテストケースを、遼寧、吉林、黒龍江の三省にまで拡大することができる。

#### 四. 地域の優位性を発揮させ、区域経済協力の健全な発展を促進する

(十六) 地政学上優位性のもと、対外投資戦略の実施を通じて、周辺国とのエネルギー、原材料、鉱産資源の開発協力をさらに深化させる。区域経済協力に自主的に参画し、国際市場を積極的に開拓し、商品、技術、労務の輸出を促進する。東北地区が周辺国と共に国際貿易、投資、科学技術、観光など協力のプラットフォームを構築することを引き続き支援する。

(十七) 東北地区の国境貿易を大いに発展させる。国境貿易発展を促進する政策を研究し、輸出税還付、輸出入商品経営管理、人員往来などの面において管理を強化すると同時に、手続を簡素化する。国境貿易での人民元の外貨転の方法を整備し、推し進め、貿易や投資の便利化を促進する。東北地区において国境小額貿易を行い、貨物の輸出を人民元で決済した輸出税還付の試点を研究する。

(十八) 東南アジア地区の国際経済技術協力を強化し、国境地区の開発および対外開放を推進する。図們江区域の国際協力開発を引き続き拡大する。国境地区の開発および対外開放の新たなモデルを積極的に模索する。国境経済合作区、互市貿易区および輸出加工区の建設を加速させ、かつ黒河、綏芬河（東寧）、琿春、丹東などの国境地区に物流貿易集散、輸出入加工および国際商業貿易観光などの機能を備えさせる。

(十九) 合併、合作、合併買収など多くの方式で国外開発を行うことを奨励する。関連政策をさらに積極的に研究し、政策の支援体系を整備し、東北地区企業の国外での重点プロジェクトの前段階費用補助や国内貸付利息に対する支援度を強化し、その製品に対しては輸入を優先的に手配する。

(二十) 資格を備えた企業が、積極的に外国支援プロジェクトの競争入札に参画したり、対外協力プロジェクトを引き受けたりすることを奨励する。国外工事請負および国外投資が設備輸出および労務輸出を促進できる生産加工型プロジェクトおよび技術協力プロジェクトについて、国は現行の国内貸付利息、優遇貸付および国外展示会開催、広告などの市場開拓費用補助などの面において、支援度をさらに強化する。

(二十一) 大連東北アジア国際航空輸送センターの発展を加速する。港湾施設建設を強化し、大連通関港の開放度合をさらに引き上げ、外資導入および航空輸送要素の集中能力を高める。大連の区と港の連動試点範囲の拡大を研究する。外商投資の大型港埠頭、奨励類の臨海工業および物流プロジェクトに対して政策的支援を行い、かつ優先審査認可を行う。

#### 五. 良好な発展環境を作り出し、対外開放を加速するために保障を行う

(二十二) 外国の優遇借款を増やし、東北地区のインフラ建設、および環境保護、教育、公共医療

衛生などの社会事業発展の度合を支援する。政府職能をさらに転換させ、サービス意識やサービスレベルを向上させ、外商投資企業の経営活動のために、便利な条件と良好な環境を提供する。

- (二十三) 既存の開発区の発展レベルをさらに引き上げる。開放の条件の下での自主革新を特徴とする東北区域の体系革新建設を大いに推進し、既存の開発区の自主革新能力を引き上げる。東北地区にある国家級開発区、および発展しており産業の特徴が顕著で、推進力の強い省級開発区は、元の認可計画面積が十分に利用されている状況の下で、土地利用全体計画および都市全体計画にもとづき、土地市場の整備整頓要求に照らして規定の手続きを履行し、用地規模を合理的に確定する。東北地区がその他地区の成功の経験を鑑み、EUおよびそのメンバー国或いはその他発展途上国を協力パートナーとして、既存の開発区の中から基礎条件が良いものを選び、新型の工業園区をつくり、現代製造業基地を建設することを奨励する。
- (二十四) インフラ建設を強化する。東北地区の港湾および国境の通関港、道路、鉄道、橋梁および国境都市、国境農場インフラ建設に対する国の資金投入度合を強化し、東北部の鉄道、主要道路の建設を急ぎ、ロシアに通じる道路・港・通関港および北朝鮮に通じる道路・港・加工区保税區など区の一体化建設を促進し、国外協力プロジェクトの実施を推進する。国は対外援助を実施する上で、東北地区の国境通関港と通じる国境の通関港、港湾、空港などインフラ建設プロジェクトに優先的に配分する。
- (二十五) 外国投資者が投資して合作で職業教育養成機関を設立することを奨励する。外国投資者が『中華人民共和国中外合作学校經營条例』の規定に照らして、中国の高等教育機関、職業教育機関と合作で、各種職業技能人材、国際ビジネス人材を養成する高級職業技能教育養成機関を設立する場合、国の法律法規に別途規定のあるものを除き、国内のその他の職業教育機関と同等の待遇を享受することができる。同時に関係部門は機関が輸入する科学研究および教育用品が享受する輸入税免除の税収優遇政策問題を積極的に研究しなければならない。中央財政の支援条件に合致する実験養成基地は、一律統一の援助政策を享受することができる。
- (二十六) 東北地区が外国の人材や知識を積極的に導入し、留学プロジェクトを利用して東北地区に不足する人材を養成することを奨励する。東北地区の外国人専門家招聘および海外派遣研修に対する資金援助を拡大し、条件の整った部門や単位が国際人材交流や協力を幅広く展開することを支援する。世界銀行の借款やその他の国際協力プロジェクトを積極的に取りつけ、かつ利用して、優れた教育資源を導入し、東北地区の中外合作学校經營を促進、推進し、東北地区の教育の発展を支援する。
- (二十七) 中小企業が国外投資を誘致するサービス体系を確立、整備する。外国投資者が中外合弁方式で資金投入して担保機関を設立し、中小企業に対して融資の保証、情報照会および法律支援などのサービスを提供することを奨励する。
- (二十八) 対外開放拡大の実行を確実に行う。東北地区の対外開放拡大は、系統立った事業であり、長期的な任務でもある。指導を強化し、的確に実施しなければならない。國務院の各関係部門および東北三省の人民政府は、本実施意見にもとづいて具体的な実施細則を制定しなければならない。東北振興弁公室は、國務院の関係部門および東北三省とともに、効果的な協調システムを確立し、協調を強化し、各項政策措置を適切に執行しなければ

ならない。

(二十九) 香港、マカオ、台湾企業やその他の経済組織および個人の東北旧工業基地振興参画については、上述の政策を参照して執行することができる。

## 1-④ 外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理強化に関する通知

国家税務総局  
国税函[2006]58号  
2006年1月23日

各省、自治区、直轄市および計画単列市の地方税務局：

外国籍人員（香港マカオ台湾人員および華僑を含む。以下同）の個人所得税徴収管理業務を強化し、規範化するため、ここに外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理強化の関連要求を以下のように通知する。

### 一. 企業単位で外国籍人員台帳を作成する

下部税務機関は、管轄区内の外国籍人員が就業する単位に対して、人数の多寡にかかわらず、また外国籍人員が長期就業であるか、一時的に中国に来ているかにかかわらず、企業ごとに管理台帳を作成させなければならない。内容には、外国籍人員の氏名（中国語・外国語）、国籍、職務、就職日などの情報が含まれなければならない。

### 二. 台帳管理の基礎の上で、1人1ファイル管理を実行する

下部税務機関は、外国籍人員に対して企業ごとに管理台帳を作成する基礎の上で、外国籍人員に対して1人1ファイルの納税ファイル管理を実行する。個人台帳の内容には、外国籍人員の氏名（中国語・外国語）、性別、出生地（中国語・英語）、生年月日、国外の住所（中国語・英語）、派遣単位の名称、国内での就職或いは労務提供期間、職務、居住期間、出入国日、国内の居住住所、電話、郵便番号、収入金額、支払地、源泉徴収義務者、申告額、課税額、納付済み税額、入金日などの情報が含まれる。

### 三. 動態管理

企業を単位とする外国籍人員管理台帳および外国籍人員の1人1ファイルのファイル資料管理に対して、動態管理を実現させる。外国籍人員の増減変化、職務の変動、居住期間、出入国日、収入の変化などをタイムリーに新しいファイル資料に更新し、外国籍人員の個人所得税管理に対する科学的、精密化を的確に行う。

### 四. 台帳作成に対する審査

各地の税務局は、総局の要求にもとづいて、2006年6月末までに自主的にシステムを整備し、ファイル資料管理を強化しなければならない。総局の「企業で台帳を作成し、個人ごとにファイルを作成する」という要求を達成できないところは、できるだけ早く規則制度を確立し、台帳管理、1人1ファイル管理の目標を実現させなければならない。各地の税務局は、外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理の整備状況について総括を行い、かつ2006年7月31日までに総局（国際税務司）へ報告しなければならない。

総局は、2006年7月～12月に、外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理の状況につ

いて審査および総括を行い、審査の結果を通告する。

## 1-⑤ 個人所得税自己納税申告弁法（試行）発布に関する通知

国家稅務總局

2006年11月6日

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家稅務總局、地方稅務總局：

個人所得税の徴収管理を強化し、個人所得税の自己納税申告制度を整え、納税者の合法的權益を擁護するため、『中華人民共和国個人所得税法』およびその実施条例、『中華人民共和国稅收徴収管理法』およびその実施細則、稅收の關係規定にもとづき、国家稅務總局は『個人所得税自己納税申告弁法（試行）』を制定した。ここに発布するので、真摯に徹底執行されたい。

付屬文書：個人所得税納税申告表書式

### 個人所得税自己納税申告弁法（試行）

#### 第一章 總則

第一条 個人所得税の徴収管理をさらに強化し、国の稅收を保障し、納税者の合法的權益を擁護し、納税者の自己納税申告に便宜をはかり、自己納税申告行為を規範化するため、『中華人民共和国個人所得税法』およびその実施条例、『中華人民共和国稅收徴収管理法』およびその実施細則、稅收の關係規定にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 個人所得税法に依拠して納税義務を負う納税者は、以下に挙げる狀況の1つにある場合、本弁法の規定に照らして納税申告を行わなければならない。

- (一) 年間所得が12万元以上の場合
- (二) 中国国内の2カ所、或いは2カ所以上から給与、賃金所得を得ている場合
- (三) 中国国外から所得を得ている場合
- (四) 課税所得を得ているが、源泉徴収義務者がいない場合
- (五) 國務院が規定するその他の狀況

第三条 本弁法第二条第一項の年間所得が12万元以上の納税者は、取得した各項所得が個人所得稅を満額納付済みであるか否かにかかわらず、本弁法の規定に照らして、納税年度終了後に主管稅務機關へ納税申告を行わなければならない。

本弁法第二条第五項の狀況の納税者について、その納税申告方法は具体的な狀況にもとづいて別途規定する。

第四条 本弁法第二条第一項でいう年間所得12万元以上の納税者には、中国国内に住所がなく、かつ一納税年度内の中国国内における居住が1年に満たないものを含まない。

本弁法第二条第三項でいう中国国外から所得を得ている納税者とは、中国国内に住所が

あり、或いは住所はないが一納税年度内の中国国内における居住が満1年の個人を指す。

## 第二章 申告内容

第五条 年間所得12万元以上の納税者は、納税年度終了後、『個人所得税納税申告表（年間所得12万元以上の納税者申告に適用）』（付属文書1参照）に記入し、かつ納税申告時に主管税務機関へ送付し、同時に個人の有効の身分証明書のコピーおよび主管税務機関が送付を要求するその他の関係資料も送付しなければならない。

有効の身分証明書には、納税者個人の身分証、パスポート、帰郷証、軍人身分証などが含まれる。

第六条 本弁法でいう年間所得12万元以上とは、納税者が一納税年度で取得した、以下の各項所得の合計額が12万元に達するものを指す。

- (一) 給与、賃金所得
- (二) 個人商工業者の生産、経営所得
- (三) 企業事業単位の請負経営、賃借経営所得
- (四) 労務報酬所得
- (五) 原稿料所得
- (六) 特許権使用費所得
- (七) 利息、配当金、賞与金所得
- (八) 財産リース所得
- (九) 財産譲渡所得
- (十) 一時所得
- (十一) 国務院財政部門の徴税の確定を経たその他の所得

第七条 本弁法第六条で規定する所得には、以下の所得を含まない

- (一) 個人所得税法第四条第一項から第九項で規定する免税所得。即ち、
  1. 省級人民政府、国務院部委、中国人民解放軍の軍以上の単位、および外国組織国際組織が授与する科学、教育、技術、文化、衛生、スポーツ、環境保護などの面の褒章
  2. 国債および国が発行する金融債権利息
  3. 国の統一規定に照らして支給される補助金、手当。即ち、個人所得税法实施条例第十三条で規定する、国務院の規定に照らして支給される政府の特別手当、学士院会員手当、古参学士院会員手当、および国務院が個人所得税納付を免除すると規定するその他の補助金、手当
  4. 福利金、見舞金、救済金
  5. 保険の賠償金
  6. 軍人の除隊就職費、復員費
  7. 国の統一規定に照らして幹部、従業員に支給される引越し手当、退職金、定年退職後の給与、離職休養後の給与、離職休養生活補助費
  8. 我が国の関係する法律の規定に照らして免税となる各国の中国駐在大使館、領事館の外交代表、領事館員およびその他人員の所得



9. 中国政府が加盟する国際公約や調印した協定の中で免税を規定する所得

- (二) 個人所得税法实施条例第六条で、免税とできると規定する中国国外を源泉とする所得。
- (三) 個人所得税法实施条例第二十五条で規定する、国の規定に照らして、単位が個人のために支払う、および個人が支払う基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金。

第八条 本弁法第六条でいう各項所得の年間所得は、以下の方法に照らして計算する。

- (一) 給与、賃金所得は、費用（毎月1600元）および追加控除費用（毎月3200元）を控除しない収入額で計算する。
- (二) 個人商工業者の生産、経営所得は、課税所得額に照らして計算する。帳簿検査による徴収を実行する場合は、納税年度ごとの収入総額からコスト、費用および損失を除いた残高で計算する。定期定額徴収を実行する場合は、納税者が自己申告する年度課税所得額に照らして計算する、或いはその自己申告の年度課税経営額に課税所得率を掛けて計算する。
- (三) 企業事業単位の請負経営、賃借経営所得については、納税年度ごとに収入総額に照らして計算する。即ち、請負経営者、賃借経営者が実際に受け取った経営利潤に、請負、賃借企業事業単位から受け取った給与、賃金性の所得を加えて計算する。
- (四) 労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用費所得は、費用を控除する前（毎回800元或いは毎回の収入の20%）の収入額に照らして計算する。
- (五) 財産リース所得は、費用（毎回800元或いは毎回の収入の20%）および修繕費用を控除する前の収入額に照らして計算する。
- (六) 財産譲渡所得は、課税所得額に照らして計算する。即ち、財産を譲渡した収入額から財産の原価および財産譲渡の過程で納付した税金および関係する合理的費用を控除した後の残額で計算する。
- (七) 利息、配当金、賞与金所得、臨時所得およびその他の所得は、収入額全額で計算する。

第九条 納税者が本弁法第二条第二項から第四項の所得を取得した場合、規定にもとづいて相応の納税申告表（付属文書2の附表9参照）に記入し、かつ主管税務機関へ送付し、同時に主管税務機関が送付を要求するその他の関係資料も送付しなければならない。

### 第三章 申告地

第十条 年間所得が12万元以上の納税者の納税申告地はそれぞれ以下のとおり。

- (一) 中国国内において勤務、雇用単位がある場合、勤務、雇用単位所在地の主管税務機関へ申告する。
- (二) 中国国内において2カ所或いは2カ所以上の勤務、雇用単位がある場合、その内の1つの単位の所在地の主管税務機関を選択し、常にそこへ申告する。
- (三) 中国国内において勤務、雇用単位がなく、年間所得項目中に個人商工業者の生産、経営所得或いは企業事業単位の請負経営、賃借経営所得（以下、生産、経営所得と総称）がある場合、その内の1つの経営所在地の主管税務機関へ申告する。
- (四) 中国国内において勤務、雇用単位がなく、年間所得項目中に生産、経営所得がない場合、戸籍所在地の主管税務機関へ申告する。中国国内に戸籍がない場合、中国国内の

經常居住地の主管税務機関へ申告する。

第十一条 本弁法第二条第二項から第四項の所得を得た納税者の納税申告地は、それぞれ以下のとおり。

- (一) 2カ所或いは2カ所以上から給与、賃金所得を得ている場合、その内の1つの単位の所在地の主管税務機関を選択し、常にそこへ申告する。
- (二) 中国国外から所得を得ている場合、中国国内の戸籍所在地の主管税務機関へ申告する。中国国内に戸籍があるが、戸籍所在地と中国国内の經常居住地が一致しない場合、その内の1つの単位の所在地の主管税務機関を選択し、常にそこへ申告する。中国国内に戸籍がない場合は、中国国内の經常居住地の主管税務機関へ申告する。
- (三) 個人商工業者は、実際の経営所在地の主管税務機関へ申告する。
- (四) 個人独資、パートナー企業投資者が、2つ或いは2つ以上の企業を設立している場合、それぞれの状況に区別して納税申告地を確定する。
  1. 設立した企業のすべてが個人独資の性格である場合、それぞれ各企業の実際の経営管理所在地の主管税務機関へ申告する。
  2. 設立した企業の中にパートナーの性格が含まれる場合、經常居住地の主管税務機関へ申告する。
  3. 設立した企業の中にパートナーの性格が含まれ、個人投資者の經常居住地とその設立した企業の経営管理所在地が一致しない場合、その設立に参画した1つのパートナー企業の経営管理所在地の主管税務機関を選択し、常にそこへ申告する。
- (五) 以上の状況以外は、納税者は所得を得た所在地の主管税務機関へ申告しなければならない。

第十二条 納税者は納税申告地を随意に変更してはならない。特別な状況で納税場所を変更する場合は、元の主管税務機関へ届出なければならない。

第十三条 本弁法第十一条第四項第三目で規定する納税申告地は、特別な状況を除き、5年内は変更してはならない。

第十四条 本弁法でいう經常居住地とは、納税者が戸籍所在地を離れて最後に1年以上連続して居住する場所を指す。

#### 第四章 申告期間

第十五条 年間所得が12万元以上の納税者は、納税年度終了後3カ月内に主管税務機関へ納税申告を行う。

第十六条 個人商工業者および個人独資、パートナー企業の投資者が得た生産、経営所得の納税すべき税金を月毎に前納する場合、納税者は毎月終了後7日以内に納税申告を行う。四半期毎に前納する場合、納税者は四半期終了後7日以内に納税申告を行う。納税年度終了後、納税者は3カ月内に合計して精算する。

第十七条 納税者が年末に一括して企業事業単位に対する請負経営、賃借経営所得を得る場合。所得を得た日より30日以内に納税申告を行う。1納税年度内に請負経営、賃借経営所得を複数回得る場合は、毎回所得を得た後の翌月7日以内に申告前納し、納税年度終了後

3カ月内に合計して精算する。

第十八条 中国国外から所得を得た納税者は、納税年度終了後30日以内に中国国内の主管税務機関へ納税申告を行う。

第十九条 本弁法第十五条から第十八条で規定する状況以外で、納税者がその他各項の納税申告すべき所得を得た場合、所得を得た翌月の7日以内に主管税務機関へ納税申告を行う。

第二十条 納税者が規定の期限に照らして納税申告を行うことができず、延長が必要な場合、税収徴収管理法第二十七条および税収徴収管理法実施細則第三十七条の規定に照らして処理する。

## 第五章 申告方法

第二十一条 納税者は、データ電文、郵送などの方式で申告することができる。直接主管税務機関で申告する、或いは主管税務機関が規定に合致するその他の方式で申告することもできる。

第二十二条 納税者がデータ電文方式で申告する場合、税務機関が規定する期限および要求に照らして、関係する紙での資料を保管しなければならない。

第二十三条 納税者が郵送の方式で申告する場合、郵政部門の書留受取書を申告の依拠とし、差出日の消印を実際の申告日とする。

第二十四条 納税者は税務代理の性質を有する仲介機関或いは他人に委託して、納税申告を代理で行わせることができる。

## 第六章 申告管理

第二十五条 主管税務機関は、各種の申告表を税務機関のサイト上に掲載し、或いは税務機関の納税申告を受理する税務処理サービス場所に備え、随時納税者の無料ダウンロード或いは無料配布に供する。

第二十六条 主管税務機関は、毎年の法定申告期間において、年間所得12万元以上の納税者に自己納税申告を行うよう、適当な方式で促さなければならない。

第二十七条 納税申告を受理した主管税務機関は、納税者の申告状況にもとづき、規定に照らして税金の徴収、追徴、還付、控除手続きを行う。

第二十八条 主管税務機関は、規定に照らして納税申告済みで、かつ税金を納付済みの納税者に完納証明を発行する。

第二十九条 税務機関は、法に依って納税者の納税申告情報の秘密を保つ。

第三十条 納税者が納税申告地を変更し、かつもとの主管税務機関へ届出た場合、元の主管税務機関は、速やかに納税者の納税申告地変更の情報を新しい主管税務機関へ伝達しなければならない。

第三十一条 主管税務機関は、納税申告済みの納税者について納税ファイルを作成し、動態管理を実施する。

## 第七章 法律責任

- 第三十二条 納税者が規定の期限に照らして納税申告および納税資料の送付を行わない場合、税収徴収管理法第六十二条の規定に照らして処理する。
- 第三十三条 納税者が帳簿や記帳証憑を偽造、変造、隠匿、無断で焼却、或いは帳簿上の支出を多くする、または収入を載せなかったり少なくしたりする、或いは税務機関の申告通知を経ても申告を拒否する、または虚偽の納税申告を行う、納付すべき税金を納付しない或いは過少納付した場合、税収徴収管理法第六十三条の規定に照らして処理する。
- 第三十四条 納税者が税額の計算根拠を捏造した場合、税収徴収管理法第六十四条第一款の規定に照らして処理する。
- 第三十五条 納税者に源泉徴収義務人が支払う課税所得があり、源泉徴収義務人が源泉徴収せず、税金を納付しない場合、税収徴収管理法第六十九条の規定に照らして処理する。
- 第三十六条 税務人員が私情にとらわれての不正行為或いは職責を軽んじて、徴収すべき税金を徴収しない、或いは過少徴収した場合、税収徴収管理法第八十二条第一款の規定に照らして処理する。
- 第三十七条 税務人員が職権を濫用し、納税者に故意に難題を吹きかけた場合、税収徴収管理法第八十二条第二款の規定に照らして処理する。
- 第三十八条 税務機関および税務人員が法に依って納税者の秘密を保持しない場合、税収徴収管理法第八十七条の規定に照らして処理する。
- 第三十九条 税務代理人が税収の法律、行政法規に違反し、納税者の税金未納或いは過少納付を招いた場合、税収徴収管理法実施細則第九十八条の規定に照らして処理する。
- 第四十条 その他の税収違法行為は、税収の法律、法規の関係する規定に照らして処理する。

## 第八章 附則

- 第四十一条 納税申告表は、各省、自治区、直轄市および計画単列市の地方税務局が、国家税務総局規定の書式に照らして統一で印刷作成する。
- 第四十二条 納税申告のその他の事例は、税収徴収管理法、個人所得税法およびその他の関係する法律、法規の規定に照らして執行する。
- 第四十三条 本弁法第二条第一項の、年間所得12万元以上の状況の納税申告は、第10回全国人民代表大会常務委員会第18次會議で採択された『「中華人民共和國個人所得稅法」改正に関する決定』で規定する施行日に照らし、2006年1月1日より執行する。
- 第四十四条 本弁法の第二条第二項から第四項の状況に関する納税申告規定は、2007年1月1日より執行し、『国家税務総局の「個人所得稅自己納稅申告暫定弁法」發布に関する通知』（国税発[1995]077号）は同時に廃止する。

### 1-⑥ 関連企業間の業務取引移転価格税収管理の関連問題に関する通知

国家税務総局

国税函[2006]901号

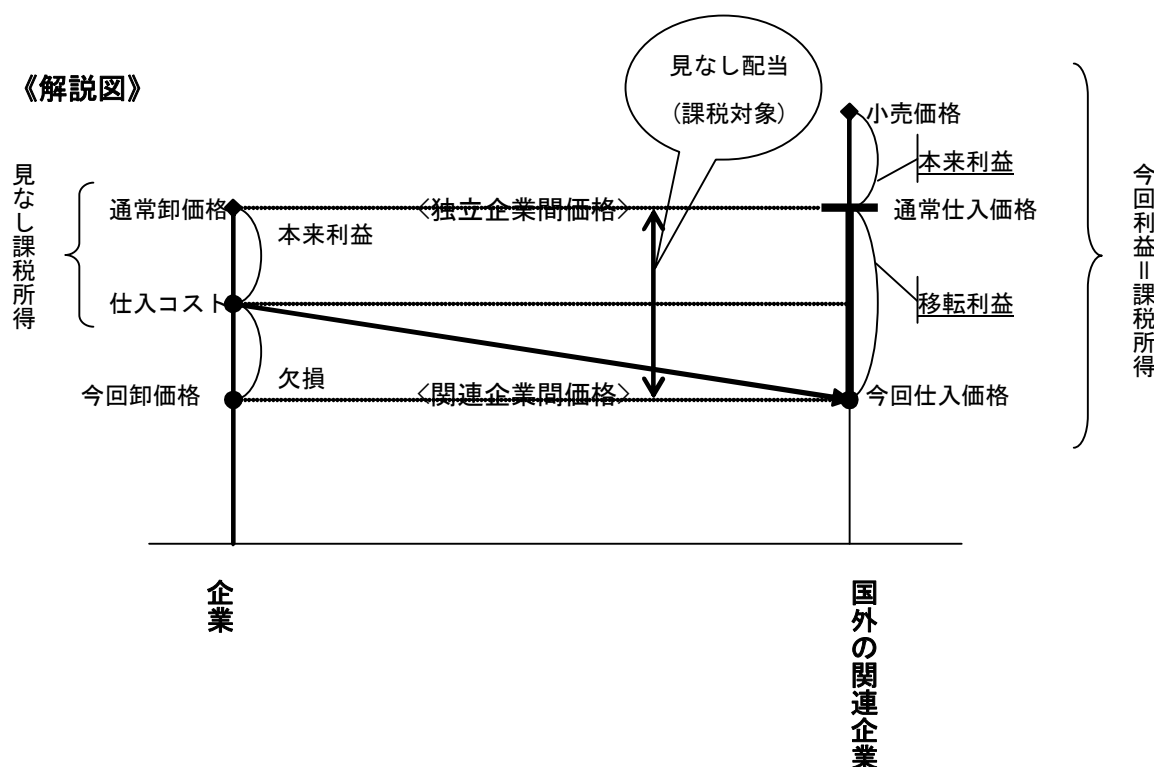
2006年9月28日

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局：

関連企業間の業務取引移転価格税収管理業務を強化し、税収政策執行の連続性を保つため、『中華人民共和国外商投資企業および外国企業所得税法』とその実施細則および『中華人民共和国税収徴収管理法』とその実施細則の関係規定にもとづき、ここに関する税務処理問題について以下のように明確にする。

- 一、企業とその国外の関連企業間での業務取引移転価格で増えた課税所得（利息、賃借料或いは特許権使用料などの所得は含まず）について、企業が相応の調整手続きをとって、然るべき会計事務調整を行わない場合、その国外の関連企業が取得した、関連関係がない場合に取得すべき金額【事務局注：独立企業間価格。下部図参照】を超えた部分は、配当金の分配と見なして所得税を徴収し、当該配当金は『中華人民共和国外商投資企業および外国企業所得税法』第十九条第三款第一項で規定する所得税免税の優遇を受けない。
- 二、企業とその国外の関連企業間での業務取引移転価格で減った課税所得が利息、賃借料或いは特許権使用料などである場合、控除済みの所得税は調整しない。

《解説図》



## 2-① 外商投資商業分野管理弁法

商務部令

2004年第8号

2004年4月16日公布 2004年6月1日施行

第一条 対外開放をさらに拡大し、市場の流通体系の建設を整備するため、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』および『公司法』などの法律、行政法規にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 外国の会社、企業およびその他の経済組織或いは個人（以下「外国投資者」と略称）が中国国内において外商投資商業企業を設立して経営活動に従事する場合、本弁法を遵守する。

第三条 外商投資商業企業とは、以下の経営活動に従事する外商投資企業を指す。

(一) 手数料代理：商品の販売代理業、仲買人或いは競売人或いはその他の卸売業者が、費用の受け取りを通じて契約の基礎において他人の商品に対して行う販売および関連する付属サービス。

(二) 卸売：小売業者および工業、商業、機関などのユーザー或いはその他の卸売業者に対する商品販売および関連する付属サービス。

(三) 小売：固定の場所において、或いはテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機を通じて個人或いは団体の消費使用に供する商品の販売および関連する付属サービス。

(四) フランチャイズ経営：報酬或いはフランチャイズ経営費を受取るために契約の締結を通じて、他人にその商標、商号、経営規模などの使用を与える。

外国の会社、企業およびその他の経営組織或いは個人は、中国国内において設立する外商投資企業を通じて前款第(一)、(二)、(三)、(四)項で規定する経営活動に従事しなければならない。

第四条 外商投資商業企業は、中華人民共和国の法律、行政法規および関連の規則を遵守しなければならない。その正当な経営活動および合法的な権益は中国法律の保護を受ける。

第五条 国の商務主管部門は法に依って、外商投資商業分野および外商投資商業企業の経営活動に対して監督および管理を行う。

第六条 外商投資商業企業の外国投資者は、良好な信用と評判を有さなければならない。中国の法律、行政法規および関連の規則に違反する行為があってはならない。高い経済力、先進的な商業経営管理の経験および販売技術、広範な国際販売網を備える外国投資者が外商投資商業企業を設立することを奨励する。

第七条 外商投資商業企業は以下の条件に合致しなければならない。

(一) 最低登録資本金が『公司法』の関係する規定に合致していること。

(二) 外商投資企業の登録資本および投資総額の関係規定に合致していること。

(三) 外商投資商業企業の経営期限は一般に30年を超えない。中西部地区に設立する外商投資商業企業の経営期限は一般に40年を超えない。

第八条 外商投資商業企業の店舗開設は以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 商業企業の設立申請と同時に店舗の開設を申請する場合は、都市発展および都市商業発展の関係規定に合致しなければならない。
- (二) 設立認可済みの外商投資商業企業が店舗の増設を申請する場合は、第(一)項の要求に合致するほか、以下の条件にも合致しなければならない。
  - 1. 期日どおりに外商投資企業の連合年度検査に参加し、かつ年度検査に合格していること。
  - 2. 企業の登録資本がすべて払い込まれていること。

第九条 認可を経て、外商投資商業企業は以下の業務を営むことができる。

- (一) 小売業務に従事する外商投資商業企業：
  - 1. 商品の小売
  - 2. 自営商品の輸入
  - 3. 買入れた国内製品の輸出
  - 4. その他関連する付属業務
- (二) 卸売業務に従事する外商投資商業企業：
  - 1. 商品の卸売
  - 2. 手数料代理（競売は除く）
  - 3. 商品の輸出入
  - 4. その他関連する付属業務

外商投資商業企業は他人にフランチャイズの方式で店舗を開設させることができる。

外商投資商業企業は認可を経て以上の1種類或いは数種類の販売業務に従事ことができ、その営む商品の種類は契約、定款の経営範囲に関する内容の中に明記しなければならない。

第十条 外商投資商業企業の設立と店舗の開設は、以下の手続きに照らして処理する。

- (一) 外商投資商業企業の立項、フィジビリティスタディ報告および企業設立の一括申告および認可。
- (二) 本条第一款第(三)、(四)項で別途規定のある場合を除き、設立予定の外商投資商業企業の投資者、店舗開設を申請する設立済み外商投資商業企業は、外商投資商業企業登録地の省級商務主管部門へ、それぞれ第十二条および第十三条で規定する申請文書を送付しなければならない。省級商務主管部門は送付された書類に対して初審を行った後、すべての申請文書を受け取った日より1カ月以内に商務部へ報告する。商務部はすべての申請文書を受け取った日より3カ月以内に認可するか否かの決定を行わなければならない。設立を認可するものについては『外商投資企業批准証書』を発給する。認可しないものについては、その原因を説明しなければならない。商務部は本弁法に照らして省級商務主管部門に授權して上述申請の審査認可を行わせることができる。
- (三) 小売業務に従事する外商投資商業企業がその所在地の省級行政区域内において店舗を開設し、以下の条件に合致し、かつ経営範囲がテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機での販売および第十七条、第十八条に挙げる商品に関連しない場合は、当該省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可を行い、かつ商務

部へ届出る。

1. 単一店舗の営業面積が3000平米を超えず、かつ店舗数が3店舗を超えず、その外国投資者が設立する外商投資商業企業を通じて中国において開設する同類店舗の総数が30店舗を超えない場合。
2. 単一店舗の営業面積が300平米を超えず、店舗数が30店舗を超えず、その外国投資者が設立する外商投資商業企業を通じて中国において開設する同類店舗の総数が300店舗を超えない場合。

(四) 中外合弁、合作商業企業の商標、商号の所有者が内資企業、中国の自然人で、かつ中国投資者が外商投資商業企業においてマジョリティーを持ち、当該外商投資商業企業の経営範囲が本弁法第十七、第十八条に挙げる商品に関連しない場合、その設立および開店申請は、企業所在地の省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可する。省を跨いで店舗を開設する場合は、開設予定店舗所在地の省級商務主管部門の意見も求めなければならない。

商務部の授權を経ずに、省級商務主管部門は本条第一款第(三)、(四)項で規定する審査認可権を勝手に委譲してはならない。

第十一条 投資者は批准証書を受け取った日より1カ月以内に、『外商投資企業批准証書』に依って、工商行政管理機関で登記手続きを行わなければならない。

第十二条 外商投資商業企業の設立申請には、以下の文書を送付しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 投資各方が共同で署名したフィジビリティスタディ報告
- (三) 契約書、定款(外資商業企業は定款のみを送付)およびその付属文書
- (四) 投資各方の銀行資本信用証明、登記登録証明(コピー)、法定代表者の証明(コピー)、外国投資者が個人の場合は身分証明を提出しなければならない。
- (五) 投資各方の会計士事務所の監査を経た直近1年の監査報告
- (六) 中国投資者が中外合弁、合作商業企業へ投入予定の国有資産に対する評価報告
- (七) 設立予定外商投資商業企業の輸出入商品目録
- (八) 設立予定外商投資商業企業の董事会構成員名簿および投資各方の董事任命書
- (九) 工商行政管理部門が発行した企業名称事前認可通知書
- (十) 開設予定店舗が使用する土地の使用権証明文書(コピー)および(或いは)店舗賃貸契約(コピー)、但し営業面積が3000平米以下の店舗の開設を除く。
- (十一) 開設予定店舗所在地政府の商務主管部門が発行した都市発展および都市商業発展要求に合致することの説明文書  
非法定代表者が文書に署名する場合は、法定代表者の委託授權書を発行しなければならない。

第十三条 設立済みの外商投資商業企業の店舗開設申請は、以下の文書を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 契約書、定款の修正に関する場合は、修正後の契約書、定款を送付しなければならない。
- (三) 店舗開設に関するフィジビリティスタディ報告



- (四) 店舗開設に係る 理事会決議
  - (五) 企業の直近 1 年の監査報告
  - (六) 企業の出資検証報告(コピー)
  - (七) 投資各方の登記登録証明(コピー)、法定代表者証明(コピー)
  - (八) 開設予定店舗が使用する土地の使用権証明文書(コピー)および(或いは)店舗賃貸契約(コピー)。但し営業面積が 3 0 0 0 平米以下の店舗の開設を除く
  - (九) 店舗開設所在地政府が発行した都市発展および都市商業発展要求に合致することを証明する文書
- 非法定代表者が文書に署名する場合は、法定代表者の委託授權書を発行しなければならない。

第十四条 外商投資商業企業が締結した商標、商号使用許諾契約、技術譲渡契約、管理契約、サービス契約などの法律文書は、契約の付属文書として(外資商業企業は定款の付属文書として)、併せて送付しなければならない。

第十五条 外商投資商業企業が店舗開設に使用する土地は、国の土地管理に関する法律、行政法規の規定に照らして、公開入札、競売、価格表示付公開取引などの方式で商業用地を取得しなければならない。

第十六条 外商投資商業企業が経営する国の特別な規定のある商品および割当、許可証管理に関する輸出入商品は、国の関係規定に照らして手続きを行わなければならない。

第十七条 外商投資商業企業が以下の商品を経営するには、本弁法の規定に合致しなければならないほか、以下の規定にも合致しなければならない。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期刊行物を経営する場合は、『外商投資図書、新聞、定期刊行物販売企業管理弁法』に合致しなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営し製品油を小売する場合、安定した製品油の供給ルートを備え、当地のガソリンスタンド建設計画に合致し、経営する施設が現有の国の基準と計量検定の規則規定に合致し、消防、環境保護などの要求に合致しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が薬品を経営する場合は、国の薬品販売に関する管理規範に合致しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が自動車を経営する場合、認可された経営範囲内で経営しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

本弁法第十八条および本条に別途規定のあるものを除き、外商投資で農業副産物、農業生産資料商業企業を設立する場合は地域、株式比率および投資金額の制限を受けない。

卸売に従事する外商投資商業企業は、2 0 0 4 年 1 2 月 1 1 日までは薬品、農薬および農業用フィルムを経営してはならない。2 0 0 6 年 1 2 月 1 1 日までは化学肥料、製品油および原油を経営してはならない。

小売に従事する外商投資商業企業は、2 0 0 4 年 1 2 月 1 1 日までは薬品、農薬、農業用フィルムおよび製品油を経営してはならない。2 0 0 6 年 1 2 月 1 1 日までは化学肥料を経営してはならない。

卸売に従事する外商投資商業企業は塩、タバコを経営してはならず、小売に従事する外商投資商業企業はタバコを経営してはならない。

第十八条 同一の外国投資者が国内において開設する店舗が累計で30店舗以上となり、経営商品に図書、新聞、雑誌、自動車(2006年12月11日より本制限は撤廃)、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、穀物、植物油、砂糖、綿花などの商品が含まれ、かつ上述の商品が異なるブランドに属し、異なる供給業者から仕入れる場合、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない。

第十九条 外商投資商業企業が他人にフランチャイズ方式で店舗を開設させる際、本弁法の規定を遵守するほか、国がフランチャイズ活動に対して別途規定のある場合は、その規定も遵守しなければならない。

第二十条 外商投資商業企業が競売業務に従事するには、『競売法』、『文物法』などの関係する法律に合致しなければならない。商務部が審査認可を行い、具体的な実施弁法は別途制定する。

第二十一条 2004年12月11日より、外資商業企業の設立を許可する。

第二十二条 小売に従事する外商投資商業企業およびその店舗の設立地域は、2004年12月11日までは、省の省都、自治区の首府、直轄市、計画単列市および経済特区に限る。2004年12月11日以降は、地域制限を撤廃する。

卸売に従事する外商投資商業企業は、本弁法実施の日より地域制限を撤廃する。

第二十三条 外商投資企業が国内において商業分野へ投資する場合は、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』に合致し、かつ本弁法を参照して処理しなければならない。

第二十四条 外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業が本弁法第三条に挙げる経営活動に従事する場合は、本弁法の規定に合致し、かつ法に依って相応の経営範囲を変更しなければならない。

第二十五条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国のその他の省、自治区、直轄市において投資して商業企業を設立するには、以下の規定を除き、本弁法を参照して執行する。

- (一) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は、内地において外資商業企業を設立することができる。
- (二) 香港、マカオの商業サービス提供者が内地において設立する小売企業の地域範囲は地方級の市にまで拡大し、広東省においては県級の市にまで拡大する。
- (三) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関連条項に依って内地において自動車小売業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請前3年の年平均販売額は1億米ドルを下回ってはならず、申請前1年の資産額は1000万米ドルを下回ってはならない。内地において設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は1000万人民币元とし、中西部地区に設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は600万人民币元とする。
- (四) 香港、マカオの永住居民の中の中国公民が内地の関係する法律、法規および規則に照らして個人工商業を設立し商業小売活動(フランチャイズは除く)に従事する場合、その営業面積は300平米を超えてはならない。
- (五) 本条で規定する香港、マカオのサービス提供者はそれぞれ『内地と香港のより緊密な経済・貿易関係を打ちたてることに関する手配』および『内地とマカオのより緊密な経済・貿易関係を打ちたてることに関する手配』中の「サービス提供者」

に関する定義および関係規定の要求に合致しなければならない。

第二十六条 外商投資商業企業は関係する業界協会に加入し、企業の自律を強化することを奨励する。

第二十七条 本弁法は商務部が解釈に責任を負う。

第二十八条 本弁法は2004年6月1日より施行する。

第二十九条 旧国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が共同で発布した『外商投資商業企業試点弁法』は本弁法施行の日より廃止する。

## 2-② 保稅区および保稅物流園区貿易管理の關連問題に関する通知

商務部、稅關總署弁公庁

商資字〔2005〕76号

2005年7月13日

各省・自治区・直轄市・計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門、各直屬稅關：

我が国のWTO加盟時の公約を適切に履行し、保稅区や保稅物流園区内企業に対する貿易管理を整備するため、ここに關連問題について以下のとおり通知する。

- 一、保稅区や保稅物流園区内の企業および個人は、『中華人民共和國對外貿易法』、『對外貿易經營者届出登記弁法』、『外商投資商業分野管理弁法』およびその他の關連規定に照らし、法に依って貿易權を取得し、販売權【原文：分銷。以下同】を申請することができる。上述の權限を取得した企業および個人は、法に依って国内の区外企業および個人（貿易權を未取得の企業および個人を含む）と、貿易活動を展開することができる。販売權を取得した外商投資企業は、法に依って国内において販売活動に従事することができる。
- 二、保稅区や保稅物流園区内の對外貿易經營者の、国内の区外への製品の販売、および国内の区外からの製品の買入れは、国の輸出入、外貨管理および稅收管理などの面に関する規定を遵守しなければならない。
  - (一) 保稅区や保稅物流園区内と国内の区外との間を出入りする貨物は、稅關の關係する規定にもとづいて、輸出入手続を行う。区内企業が對外貿易經營者の身分で、貨物を国内の区外へ販売する場合は、区内企業の名義を以って、通關手続および外貨照合消込などの手続を行う。区外企業および個人が、区内企業および個人から貨物を購入する場合は、現行の規定にもとづいて手続を行う。
  - (二) 保稅区や保稅物流園区内の對外貿易經營者と国外との間を出入りする貨物は、中華人民共和國が参加或いは締結している國際條約、法律、行政法規および關連規則で明確に規定しているものを除き、輸出入許可証管理を実行しない。
  - (三) 国内の区外から保稅区や保稅物流園区内に搬入される『紡織品輸出臨時管理商品目録』に属する紡織品は、稅關は許可証の檢査照合を行わない。上述貨物が実際に国を離れる際、關係する規定に照らし、紡織品臨時輸出管理の実行が必要な国家或いは地域に輸出するものについては、稅關は許可証に依って檢査通關許可手続を行う。
- 三、保稅区や保稅物流園区区内企業の設立は、国の産業政策に合致しなければならず、区内の如何なる企業も、国が投資を禁止する分野において、生産および經營に従事してはならない。
- 四、保稅区や保稅物流園区内の各種企業の稅收、稅關監督管理、外貨管理事項は、國家稅務總局、稅關總署、國家外為管理局の關連規定にもとづいて処理する。

## 2-③『保税区分外貨管理弁法』発佈に関する通知

国家外為管理局

匯発[2002]74号

2002年7月25日発佈 2002年10月1日施行

国家外為管理局の各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局：

保税区分の外貨管理の新たな情勢に適應し、国家外為管理局は1995年12月18日に発佈され、1996年1月1日より実施された『保税区分外貨管理弁法』について修正を行った。ここに修正後の『保税区分外貨管理弁法』を發佈する。これに従って執行されたい。

- 一. 『保税区分外貨管理弁法』の規定にもとづき、区内の企業は内資企業であれ外商投資企業であれ、一律外貨登記手続きを行い、『保税区分外貨登記証』を統一受領しなければならない。そこで、『保税区分外貨管理弁法』の正式実施の日より、国家外為管理局各分支機構（以下、外為局と略称）は、区内の外商投資企業に『外商投資企業外貨登記証』の交付を行わず、『保税区分外貨登記証』のみの交付を行う。
- 二. 本通知発佈の日より、各分局は『保税区分外貨管理弁法』の規定に照らし、区内の企業に『保税区分外貨登記証』を交付し、同時に交付済みの『保税区分外貨登記証』および『外商投資企業外貨登記証』を回収されたい。登記証の引き換え業務は2003年1月1日以前に完了すること。
- 三. 登記証引き換え期間は、元の『保税区分外貨登記証』と新しく交付する『保税区分外貨登記証』を同時に使用する。区内の企業で、外為局の都合により直ちに『保税区分外貨登記証』を受領できず、かつ外貨の支払い業務を行うものは、『保税区分外貨管理弁法』の規定にもとづき、暫定的に、外為局の批准後、銀行が外為局の業務批准文書に依って手続きを行う。2003年1月1日より、元に交付された区内企業の『保税区分外貨登記証』および『外商投資企業外貨登記証』は一律廃止し、使用してはならない。

各外為局、管理部は、本通知を受け取った後、直ちに所管の分支局、銀行および保税区分管理機構、区内企業へ転送し、宣伝および登記証引き換えの準備業務をよりよく行い、直ちに区内企業の『保税区分外貨登記証』引き換えを行うこと。執行の過程で問題があれば、直ちに国家外為管理局総合同司までフィードバックされたい。

# 保稅区外貨管理弁法

## 第一章 總則

第一条 保稅区外貨管理を完備し、国民經濟の健全な發展を促進させるため、『中華人民共和國外貨管理条例』および国のその他関連法律、法規の規定にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいうところの保稅区とは、國務院が批准し、中華人民共和國国内（以下、国内と略称）に設立された、税関が閉鎖監督管理を実行する特定区域を指す。

第三条 本弁法でいうところの区外とは、国内の保稅区以外のその他の地区を指す。

第四条 本弁法でいうところの区内機構とは、保稅区に設立された行政管理機構、企業、事業単位およびその他の經濟組織を指す。

前款でいうところの区内企業とは、保稅区内に登録している内資企業および外商投資企業を指す。

第五条 保稅区外為管理機関は、国家外国為替管理局およびその分支機構（以下、外為局と略称）とする。

第六条 保稅区内の外貨収支と外貨取引活動は、本弁法の規定に照らして処理しなければならない。

第七条 保稅区と国外間の一切の經濟取引は、外貨建て決済としなければならない、人民建て決済を行ってはならない。

保稅区と区外間の保稅貨物項目での取引は、外貨建て決済としなければならない、人民元建て決済を行ってはならない。非保稅貨物項目での取引は、外貨建て決済としてもよいし、人民元建て決済としてもよい。サービスなどの非貿易項目での取引は、人民元建て決済としなければならない。

区内の企業間および保稅区間の取引は、外貨建て決済としてもよいし、人民元建て決済としてもよい。区内の行政管理機関の各種経費は人民元建て決済としなければならない。保稅区と輸出加工区、上海ダイヤモンド交易所など税関が閉鎖管理を実行している特定区域間の經濟取引は、保稅区間の經濟取引と見なす。

第八条 銀行は、本弁法およびその他の関連する外貨管理規定に照らし、区内の企業に外貨口座を開設、閉鎖し、外貨の買い取り、売却および外貨の収支手続きを行い、関係証書および証票を審査しかつ調査のために保存し、規定にもとづいて外為局へ報告表や情報などの資料を送付しなければならない。

第九条 区内機構の外貨収入は、直ちに国内へ戻さなければならない。外為局の批准を経ないものは、国外に預金してはならない。

第十条 区内と国外間の全ての經濟取引は、区内機構は規定に照らして国際収支統計申告手続きを行わなければならない。区内と国内区外の全ての經濟取引は、区内、区外機関とも国際収支統計申告手続きを行う必要はない。

## 第二章 外貨登記および外貨年度検査

第十一条 区内企業は、工商営業許可証を受領した日より30日営業日以内に、営業許可証とコピー、批准を経た契約、定款および組織機構コード証書（外商投資企業はさらに審査批准機構の当該企業設立についての批准文書の提出も必要）などの資料を持参し、外為局で外貨登記手続きを行い、かつ『基本情況登記表』を事実どおりに記入しなければならない

外為局は上述資料に誤りがないか審査した後、区内企業に『保税区外貨登記証』（以下、『登記証』と略称）を交付する。『登記証』は、国家外国為替管理局が統一設計し、各外為局が印刷作製する。偽造、書き直ししてはならず、その他の単位へ賃貸し、貸し出し、譲渡、売却して使用させてはならない。

第十二条 区内機構が外貨登記手続き終了後、名称、住所、経営範囲の変更或いは株式権の譲渡、増資、合併および分立などの状況にある場合、工商登記変更手続き後、30日以内に関係資料を外為局に報告し記録してもらい、かつ外貨登記変更の手続きを行わなければならない。

第十三条 区内機構が経営期間満了或いは事情により経営の終了に至り、審査批准機関の許可を経て解散する場合は、審査批准機関が批准した日より30営業日以内に外為局へ『登記証』を返納し、外貨登記取り消し手続きを行わなければならない。清算終了資金を送金する必要のある場合、外為局へ清算終了資金の送金を申請する際、『登記証』を返納し、外貨登記取り消し手続きを行い、外為局の「資本取引外貨業務審査許可証」に依って資金の送金手続きを行わなければならない。

第十四条 区内企業が『登記証』を遺失した場合、新聞に声明を掲載した後、5営業日以内に外為局へ報告しなければならない。外為局は遺失声明に依って再発行を行う。

第十五条 外為局は毎年第1四半期に区内企業の外貨収支および外貨の経営状況について、年度ごとに外貨検査を行わなければならない。外為局は外貨の年度検査後、検査の結果を『登記証』に注釈する。

第十六条 区内企業が外貨収支業務を行う場合、年度検査で有効な『登記証』および規定の有効な証書、商業証票によって手続きを行わなければならない。有効な『登記証』を提出できない場合、銀行は直接その外貨の買い入れ、売却および外貨収支の手続きを行ってはならない。

年度検査を受けていないもの、年度検査に不合格なもの或いは有効な『登記証』を提出できない区内企業に対し、外為局は期限を設けて整理改革を行う。整理改革期間中、その外貨収支は外為局が一件ごとに真实性を審査し、銀行は外為局の批准文書によって処理する。

## 第三章 外貨口座の開設、使用および管理

第十七条 区内企業の外貨口座開設は、『登記証』および外貨口座管理弁法の規定に関する関係資料を持参し、登録地の外為局へ申請しなければならない。外為局が発行した「口座開設通知書」および『登記証』を持参して經常取引外貨口座を開設し、外為局が発行した「資

本取引外貨業務許可書」および『登記証』を持参して資本取引外貨専用口座を開設する。

区内企業の経常取引外貨口座は、登録地の銀行に開設しなければならない、原則ではひとつの経常取引外貨口座しか開設できない。

区内企業の資本取引外貨専用口座は、登録地に開設することができ、登録地以外の地区に開設することもできる。区内企業が登録地以外の地区に資本取引外貨専用口座を開設する場合、口座開設地の外為局へ申請しなければならない、口座開設地の外為局が発行した「資本取引外貨業務許可書」および『登記証』に依って、口座開設地の銀行で口座開設手続きを行う。

第十八条 区内企業が口座開設を申請する場合、外為局は外貨口座の性格、用途にもとづき、「口座開設通知書」或いは「資本取引外貨業務許可書」の中で、口座の収支範囲、使用期限を査定しなければならない。但し、外為局は区内企業の経常取引外貨口座については限度額を査定しない。

第十九条 銀行は、外為局が発行した「口座開設通知」或いは「資本取引外貨業務許可書」および『登記証』に依って、区内企業に外貨口座を開設し、『登記証』の該当する欄に口座開設銀行、口座番号、貨幣の種類および口座開設日を明記し、当該銀行の印章を捺印しなければならない。また、規定の収支範囲、使用期限に照らして、区内機構の外貨口座の使用を監督しなければならない。

第二十条 区内企業は、外為局が査定した収支範囲、期限などに照らして外貨口座を使用しなければならない。

第二十一条 区内企業が外貨口座を閉鎖する必要がある場合、口座閉鎖手続き後、10営業日以内に口座開設金融機関の口座閉鎖証明および『登記証』を持参し、外為局で口座閉鎖手続きを行わなければならない。

区内企業が外貨口座を閉鎖した後、その外貨口座の残高は批准を経て新しく開設した外貨口座に振り替えることができる。経営を終了する場合は、本弁法第三十五条に照らして処理する。

第二十二条 区内企業が国外に外貨口座を開設する必要がある場合、国外外貨口座管理規定に照らし、外為局の許可を経て、規定に照らして国外の口座を開設、使用、取り消しを行わなければならない。

#### 第四章 外貨の収支および買い入れ売却管理

第二十三条 区内企業の経常項目取引下での外貨収入は、その経常項目外貨口座へ預け入れなければならない。外貨買い入れ手続きが必要な場合は、『登記証』などの関連証票を持って、直接登録地の銀行で手続きを行う。

銀行は区内企業の外貨買い入れ手続きを行った後、『登記証』の該当欄に意見を書き込み、業務公印捺印後コピーをとり、その他の関連証票と共に5年間保存し調査に備える。

第二十四条 区内企業の経常項目取引下での国外への支払いは、『登記証』、輸入外貨支払い核銷表（申告書で代替）、外貨の買い入れ売却および回収支払い管理規定中で規定するその他の有効な証書および商業証票に依って、その外貨口座から支払う。その内、規定にもとづいて 税関の貨物輸入通関書の正本を提示する必要があるが、区内企業が税関



への報告収入に属し、税関の貨物輸入通関書の正本を取得できない場合、税関の貨物輸入報告目録の正本を提示する必要がある。本弁法で別途規定のあるものを除き、外貨を買い入れて支払いを行ってはならない。

第二十五条 区内企業の外国側投資者の利潤、株式利息、配当金を国外へ送金する場合、『登記証』、董事会の利潤分配決議、納税証明、会計士事務所の出資検証報告および利潤、配当金、利益の監査報告を持って、その外貨口座から支払う。自己外貨が支払いに足りない場合は、上述資料および全ての外貨口座開設銀行の収支一覧表に依って、直接銀行で外貨を買い入れ支払うことができる。

第二十六条 区外企業が外貨建て決済で区内企業へ貨物を販売した場合、区内企業は、契約或いは合意書、領収書、税関の輸入貨物通関書の正本、『登記証』に依って、その外貨口座から区外へ支払い、外貨を買い入れてはならない。銀行は、規定に照らし区外企業の外貨買い入れ或いは記帳手続きを行わなければならない。

第二十七条 区内企業が区外へ貨物を販売し、その貨物が保税區から通関輸入された場合、区外企業は、区内企業の『登記証』コピー、外貨の買い入れ売却および回収支払い管理規定中で規定する有効の証書および商業証票に依って、その外貨口座から、或いは外貨を買い入れて区内企業へ支払い、直接国外へ支払ってはならない。区内企業が区内企業の税関貨物輸入報告目録の正本を提示できる場合、直接国外へ支払ってもよい。

区内企業が区外へ貨物を販売し、その貨物が保税區に入らず直接区外へ通関輸入される場合、区外企業は、区内企業の『登記証』のコピー、外貨の買い入れ売却および回収支払い管理規定中で規定する有効の証書および商業証票に依って、国外或いは区内企業へ支払いを行わなければならない。区外企業が区内企業へ支払いを行い、区内企業が更に国外へ支払いを行う場合、『登記証』、区外企業の税関申告書の電子元帳照合証明および外貨の買い入れ売却および回収支払い管理規定中で規定する有効の証書および商業証票に依って、手続きを行わなければならない。

第二十八条 保税貨物が区外から保税區に入る、或いは保税區から区外へ入る場合、区外企業が規定に照らし、輸出外貨回収および輸入外貨支払い核銷手続きを行う。貨物が保税區から国外へ運び出す、或いは国外から保税區へ運び込む場合、区内企業は輸出外貨および輸入外貨支払い核銷手続きを行う必要がない。

第二十九条 人民元資金で設立登記された区内企業が、国外或いは区外へ外貨を支払う場合、まず自己外貨資金を使用し、自己外貨資金が支払いに足りない場合は、『登記証』、会計士事務所が発行した出資検証報告、口座開設銀行が発行した外貨口座残高証明および以下に列挙する有効の商業証票および証書に依って、登録地の外為局へ申請し、『登記証』および外為局の許可書に依って、外貨買い入れ支払い手続きを行うことができる。外貨買い入れ総額は、その登録資本総額中の実際に払い込まれた人民元投資部分を超えてはならない。

- (一) 経常項目貨物貿易取引は、輸入契約、輸入外貨支払い核銷書（申告書で代替）、税関の貨物輸入税関申告書正本（証明頁）或いは税関の貨物入国報告証明書を持参。
- (二) 外債償還或いは対外担保の履行は、外債契約或いは対外担保契約、外債或いは対外担保登記証書、国外債権機構の支払い通知を持参。
- (三) 国内外貨借入償還は、借入契約、国内外貨借入登記証書および債権機構の元利返済通知書を持参。

第三十条 保税區管理委員會および税関の批准を経た区内の貨物小口配送企業が、国外或いは区外へ外貨を支払う場合、まず自己外貨資金を使用しなければならず、自己外貨資金が支払いに足りない場合は、貿易輸入取引下で、『登記証』、口座開設銀行が発行した外貨口座残高証明、輸入貨物が国内で販売された輸入貨物通関証明の正本（申告書で代替）、人民元伝票、税関税金専用代金支払い書および税関の貨物輸入報告書の正本、輸入契約、輸入外貨支払い核銷書（申告書で代替）などの有効の商業証票および証書を持参して、登録地の銀行で申請手続きを行うことができる。

区内の貨物小口配送企業が、外債や国内外貨借入を償還、或いは対外担保を履行し、自己外貨資金が支払いに足りない場合、『登記証』、口座開設銀行が発行した外貨口座残高証明、輸入貨物が国内で販売された輸入貨物通関証明の正本（申告書で代替）、人民元伝票、税関税金専用代金支払い書、外債或いは国内外貨借入または対外担保契約およびその登記証書、債権機構支払い通知などの有効の商業証票および証書を持参し、登録地の外為局へ申請を行い、『登記証』および外為局の許可書に依って処理する。

区内の貨物小口配送企業の年間外貨買入れ総額は、その年間輸入貨物総額を超えてはならない。

第三十一条 保税區管理委員會が批准した、製品の一部を国内販売する区内の加工企業が、国外或いは区外へ外貨を支払う場合、まず自己外貨資金を使用しなければならない。自己外貨資金が支払いに足りない場合、貿易輸入取引下で、『登記証』、口座開設銀行が発行した外貨口座残高証明、製品の国内販売を批准された文書、国内販売契約、製品が国内販売された輸入貨物税関申告書の正本（証明頁）、人民元伝票、税関税金専用代金支払い書および税関の貨物輸入報告書の正本、輸入契約、輸入外貨支払い核銷書（申告書で代替）などの有効の商業証票および証書を持参し、登録地の銀行で申請手続きを行うことができる。

区内の加工企業が外債や国内外貨借入を償還、或いは対外担保を履行し、自己外貨資金が支払いに足りない場合、『登記証』、口座開設銀行が発行した外貨口座残高証明、製品の国内販売を批准された文書、国内販売契約、製品が国内販売された輸入貨物税関申告書の正本（証明頁）、人民元伝票、税関税金専用代金支払い書、外債或いは国内外貨借入または対外担保契約およびその登記証所、債権機構支払い通知などの有効の商業証票および証書を持参し、登録地の外為局へ申請を行い、『登記証』および外為局の許可書に依って処理する。

区内の加工企業の年間外貨買入れ総額は、批准を経た国内販売製品総額を超えてはならない。

第三十二条 銀行は区内企業の外貨買入れ申請を処理する場合、本弁法の規定に厳格に照らし、区内企業が提出した有効の証書および商業証票を審査し、その『登記証』中に注記された買入れ済み外貨金額を照合し、かつその提出された輸入貨物税関申告書に「外貨供給済み」の公印を捺印し、同時に輸入貨物税関申告書ネット検査システム中の当該税関申告書の電子元帳の照合を行い、本件を終了させなければならない。「外貨供給済み」の公印を捺印された輸入貨物税関申告書は、これに依って外貨を買入れ支払うことはできない。

第三十三条 銀行は、区内企業の外貨買入れ手続きを行った後、『登記証』の該当欄に外貨買入れ日、人民元資金の出所、外貨買入れ金額および外貨買入れの性格などを注記

し、業務印を捺印し、コピーをとった後、区内企業が提出したその他の外貨買入れ手続きの根拠となった商業商標および証書と共に5年間保存し、調査に備えなければならない。

第三十四条 区内企業が借り入れた国際商業ローン、外貨（転）借入、提供した対外担保、国外で発行された外貨債券、国外投資、外国側の所得利潤を国内で増資する或いは再投資するなどの資本と金融項目外貨取引および外貨収支は、『登記証』およびその他の規定資料を持参し、区外の関係規定に照らして処理する。区内企業の資本と金融項目の対外支払いは、その外貨口座の中から対外支払いを行い、本弁法で明確に規定しているものを除き、外貨を買い入れて支払ってはならない。

区外企業が区内企業に貸している国内外貨借入に提供されている担保は、対外担保と見なす。

第三十五条 区内企業が経営を終了する場合、区外の関係規定に照らして清算を行わなければならない。清算後、外国側投資の所有に属する資産は、外為局の批准を経た後、その外貨口座の中から、或いは外貨を買い入れて国外へ送金し、或いは国内で再投資することができる。中国側投資者の所有に属する外貨および人民元収入は、区外へ戻し、関係規定にもとづいて処理しなければならない。

## 第五章 付則

第三十六条 銀行は、毎月の最初の5営業日以内に、前の月に処理した区内企業の、企業名称、人民元資金の出所、外貨買入れ金額、用途などを含む外貨買入れ状況を、区内企業所在地の外為局へ報告しなければならない。

第三十七条 外為局は、定期的或いは不定期に、銀行および区内企業の外貨収支および外貨経営状況について監督検査を行わなければならない。本弁法に違反しているものについては、『中華人民共和国外為管理条例』およびその他の外貨管理規定に照らして処罰を行わなければならない。『中華人民共和国外為管理条例』およびその他の外貨管理規定に規定のないものは、警告、公開批判、3万元以下の罰金に処する。本弁法規定にもとづいた人民元外貨買入れ業務を行っていないものについては、その人民元を使用し得る外貨買入れの権利を暫時停止あるいは取り消すこともできる。

第三十八条 本弁法は2002年10月1日より施行し、国家外為管理局がその解釈に責任を負う。1995年12月16日に国家外為管理局が發布した『保税区分外貨管理弁法』、1996年1月24日に国家外為管理局が發布した『「保税区分外貨管理弁法」実施の関連問題に関する通知』、1998年7月27日に国家外為管理局が發布した『浙江分局からの保税区分外銀行の区内企業に対する外貨買入れ売却行為の定性処理問題に関する回答』、1998年9月1日に国家外為管理局が發布した『保税区分外貨管理の関連問題に関する通知』、2000年7月26日に国家外為管理局が發布した『保税区分外貨管理の関連問題に関する回答』および2002年1月29日に国家外為管理局総合司が發布した『国家外為管理局総合司の「保税区分外投資企業の分支機構設立の関連問題に関する通知」転送の通知』およびその他の関連規程および規範性のある文書は同時に廃止する。

### 3-① 中華人民共和国労働契約法（草案）

全人大常務委員会弁公庁

2006年3月20日

#### 第一章 総則

第一条 雇用単位と労働者の労働契約の締結および履行行為を規範化し、労働者の合法的權益を保護し、労働関係の調和と安定を促進するため、『中華人民共和国労働法』にもとづき、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の企業、個人経済組織、民営非企業単位（以下、『雇用単位』と略称）が労働者と労働関係を確立し、労働契約を締結、履行する際は、本法を適用する。

国の機関、事業単位、社会团体およびそれらと労働契約関係を確立する労働者は、本法に照らして執行する。

第三条 本法でいう労働関係とは、雇用単位が労働者をその構成員として募集雇用し、労働者が雇用単位の管理の下で報酬のある労働を提供することで生ずる権利義務関係を指す。

本法でいう労働契約とは、労働者が雇用単位と労働関係を確立し、双方の権利および義務を明確にする取り決めを指す。

第四条 雇用単位が労働者と労働契約を締結する際は、合法、公平、平等自由意思、誠実信用、協議一致の原則に従わなければならない。労働契約を履行する際は、合法および誠実信用の原則に従わなければならない。

第五条 雇用単位は、法に依って労働安全衛生、労働紀律、従業員育成、休息休暇および労働ノルマ管理などの面で規則制度を確立、整備しなければならず、労働者が労働権を有し、労働義務を履行することを保障しなければならない。

雇用単位の規則制度が労働者の切実な利益に直接関わる場合、工会、従業員大会或いは従業員代表大会での討論採択、或いは平等協議を経て、規定を行わなければならない。

雇用単位の規則制度は、単位内において公告しなければならない。

第六条 国務院労働保障主管部門は、全国の労働契約制度実施の監督管理に責任を負う。

県級以上の地方人民政府労働保障主管部門および郷、鎮人民政府は、当該行政区域内の労働契約制度実施の監督管理に責任を負う。

県級以上の地方人民政府労働保障主管部門および郷、鎮人民政府は、労働契約制度実施の監督管理業務において、工会、雇用単位および関係業種の主管部門の意見を聴取しなければならない。

第七条 工会組織は、労働者が雇用単位と法に依って労働契約を締結し、履行することを助け、指導し、労働者の合法的權益を擁護しなければならない。

工会組織或いは従業員代表は、雇用単位と平等協議により労働報酬、労働時間、休息休暇、労働安全衛生、保険福利などの事項について集団契約を締結する権利を有する。

## 第二章 労働契約の締結

第八条 雇用単位が労働者と労働関係を確立し、労働契約を締結する場合、業務の内容、業務の条件、業務の場所、職業上の危害、安全生産情況、労働報酬、および労働者が知りたいと希望する労働契約の締結や履行に直接関係するその他の状況を、事実どおり労働者に告知しなければならない。雇用単位は、労働契約の締結や履行に直接関係する年齢、身体状況、職務経歴、知識技能および就業の現状など、労働者の状況を知る権利を有する。

第九条 労働契約は書面の形式で締結しなければならない。

労働契約期間は、期間が決まっているもの、期間が決まっていないもの、および一定の業務の完了を期間とするものの3種類に分けられる。期間が決まっている労働契約とは、雇用単位が労働者と書面の形式で契約終了日を約定する労働契約を指す。期間が決まっていない労働契約とは、雇用単位が労働者と書面の形式で契約終了日を約定しない労働契約を指す。一定の業務の完了を期間とする労働契約とは、雇用単位が労働者と書面の形式である業務の完了を契約終了条件と約定する労働契約を指す。

すでに労働関係にあるが、雇用単位が労働者と書面の形式で労働契約を締結していない場合は、労働者にその他の意思表示がある場合を除き、雇用単位は労働者と期間が決まっていない労働契約を締結済みと見なされ、書面の労働契約を締結する手続を速やかにとらなければならない。

雇用単位および労働者が、労働関係にあるか否かについて理解が異なる際、対立する証明がある場合を除き、労働者に有利となる見解を基準とする。

第十条 労働契約文書は雇用単位が提供する。

労働契約は、雇用単位が労働者と協議を通じで意見の一致をみなしなければならず、当事者双方が労働契約文書に署名或いは捺印することで成立する。

労働契約は、雇用単位および労働者がそれぞれ1部ずつ保有しなければならない。

書面の形式で労働契約を締結していない場合、労働関係は労働者が雇用単位のために労働を提供した日より成立する。

法に依って成立した労働契約は、成立の日より効力が発生する。雇用単位および労働者が労働契約の効力発生について条件を約定する場合は、その条件が達成された時に効力を発生する。

雇用単位および労働者が、労働契約の内容に対する理解が一致しない場合、通常の解釈に照らして説明しなければならないが、2種類以上の解釈がある場合は、労働者に最も有利となる解釈を採用しなければならない。

第十一条 労働契約文書には、以下に挙げる事項を明記しなければならない。

- (一) 雇用単位の名称、住所および法定代表者
- (二) 労働者の氏名、住民身分証番号
- (三) 労働契約期間或いは終了条件
- (四) 労働内容および労働場所
- (五) 労働時間および休息休暇
- (六) 労働報酬
- (七) 法律、行政法規で労働契約に組み込まなければならないと規定するその他の事項

労働契約で約定する労働条件および労働報酬などの基準は、集団契約の規定を下回ってはならない。

第十二条 労働力派遣の形式で労働者を雇用する雇用単位（以下、労働力派遣単位と略称）は、登録資本が50万円を下回ってはならず、かつ、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の労働保障主管部門が指定する銀行口座に、派遣される労働者1人あたり5000元を下回らない基準で準備金を預け入れなければならない。

労働力派遣単位が労働者と締結する労働力派遣形式での労働者雇用の労働契約は、本法第十一条で規定する事項を明記しなければならないほか、派遣される労働者の受入単位および派遣期間、業務を行う部署などの状況も明記しなければならない。

労働力派遣単位は、受入単位が国の労働基準および労働条件を実行するよう督促する責任がある。労働力派遣単位は受入単位と労働力派遣合意を締結し、派遣される労働者に対する義務の分担方法を約定しなければならないが、労働力派遣合意の内容を、派遣される労働者に告知しなければならない。

第十三条 労働契約期間が3カ月以上の場合、試用期間を約定することができる。試用期間は労働契約期間に含まれる。

非技術系の部署の試用期間は1カ月を超えてはならない。技術系の部署の試用期間は2カ月を超えてはならない。高級専門技術の部署の試用期間は6カ月を超えてはならない。

同一雇用単位は、同一労働者と試用期間を一度しか約定できない。

第十四条 雇用単位が労働者を募集雇用する際、労働者に担保の提供を要求したり、或いは担保名義で労働者から財物を受け取ったりしてはならず、労働者の住民身分証或いはその他の証書を押さえてはならない。

第十五条 雇用単位が労働者に研修費用を提供し、労働者に6カ月以上職場を離れて専門技術研修を受けさせる場合、労働者と勤務期間を約定することができ、労働者が勤務期間の約定に違反した場合は、雇用単位に違約金を支払わなければならない旨を約定することができる。当該違約金は、勤務期間の未履行部分で均分する研修費用を超えてはならない。

第十六条 雇用単位は、その商業上の秘密を知る労働者との労働契約において、労働契約終了或いは解除後の一定期間内は、労働者が当該企業と同種の商品を生産する或いは同種の業務を営する、競争関係にあるその他の雇用単位に勤務してはならず、雇用単位と競争関係にある同種の商品或いは業務を自ら開業し生産、経営してもならないと約定することができる。

前款で規定する競争制限の範囲は、雇用単位と実質的な競争関係を形成することのできる地域に限らなければならない。競争制限の期間は2年を超えてはならない。

雇用単位が労働者と競争制限の約定がある場合、同時に労働契約終了或いは解除時に競争制限経済補償を労働者へ支払うことを労働者と約定しなければならない。その金額は、労働者の当該雇用単位での年間給与収入を下回ってはならない。労働者が競争制限の約定に違反した場合は、雇用単位へ違約金を支払わなければならないが、その金額は雇用単位が労働者へ支払う競争制限経済補償の3倍を超えてはならない。

第十七条 本法第十五条および第十六条で規定する状況を除き、雇用単位は労働者が違約金を負担する旨、労働者と約定をしてはならない。

第十八条 以下に挙げる状況の1つにある場合、労働契約は無効となる。

- (一) 雇用単位が詐欺、脅迫の手段で労働契約を締結した場合
- (二) 雇用単位と労働者が悪意で結託し、国の利益、社会公共利益或いは他人の合法權益を損なった場合
- (三) 雇用単位と労働者の一方或いは双方が、労働契約締結の法的資格を備えていない場合
- (四) 雇用単位が自己の責任を免除し、労働者の権利を排除する場合
- (五) 法律、行政法規で規定する労働契約無効のその他の状況

労働契約の無効は、労働争議仲裁機関或いは人民法院が確認する。

第十九条 重大な誤解が存在する労働契約或いは公平を欠く労働契約については、雇用単位と労働者は均しく労働争議仲裁機関、人民法院に取消しを請求する権利を有する。

雇用単位が人の弱みにつけ込み、労働者に本心真実の意思に反する状況下で労働契約を締結させた場合、労働者は労働争議仲裁機関或いは人民法院に取消しを請求する権利を有する。

第二十条 取消請求権を有する雇用単位或いは労働者が、労働契約の取消の事由を知った或いは知らなければならない日より1年以内に取消請求権を行使しない場合、当該取消請求権は消滅する。

雇用単位或いは労働者が、不可抗力或いはその他の障害により取消請求権の行使ができない場合、取消請求権の時効は中止する。時効中止原因が消滅した日より、取消請求権の時効期間は引き続き計算される。

第二十一条 労働契約の一部無効がその他の部分の効力に影響を及ぼさない場合、その他部分は依然有効である。

第二十二条 労働契約が無効であることが確認され、或いは取消されているのに、労働者がすでに労働を行っている場合は、雇用単位と労働者が悪意で結託し、国の利益、社会公共利益或いは他人の合法的權益を損なった場合を除き、雇用単位は労働者へ労働報酬を支払わなければならない。労働報酬の金額は、雇用単位が同種部署の労働者の労働報酬を参考に確定する。雇用単位に同種の部署がない場合は、雇用単位所在地の区を設ける市級人民政府が公布する労働力市場賃金指導価格を参照して確定する。

第二十三条 労働契約で約定する労働報酬および労働条件などの基準が国の規定或いは集団契約の規定を下回る場合、或いは約定が不明確である、および労働契約が書面の形式をとっていないことにより争議が発生した場合は、雇用単位と労働者は改めて協議することができる。協議が成立しない場合は、集団契約の規定を適用する。集団契約が規定を行っていない場合は、国の関係規定を適用する。

### 第三章 労働契約の履行および変更

第二十四条 雇用単位と労働者は労働契約の約定に照らし、各々の義務を全面的に履行しなければならない。労働者本人は、労働契約で約定する業務に実際に従事しなければならない。

労働力派遣単位と受入単位は、労働力派遣合意の約定に照らし、派遣される労働者

に対する義務を履行しなければならない。労働力派遣合意の約定が不明確な場合は、労働条件および労働保護など労働過程に直接関わる義務は受入単位が履行し、その他の義務は労働力派遣企業が履行する。

第二十五条 雇用単位が名称、法定代表者（主要責任者）或いは投資者を変更する場合、労働契約の履行には影響を及ぼさない。

第二十六条 雇用単位が合併する場合、労働契約は合併後その権利義務を承継する雇用単位が引き続き履行する。或いは協議を経て労働者が同意する場合は、合併前の雇用単位が労働者と労働契約を解除し、同時に合併後その権利義務を承継する雇用単位が労働者と改めて労働契約を締結する。

雇用単位が分割する場合、労働契約は分割後の雇用単位が分割取り決めで区分した権利義務に照らして引き続き履行する。或いは協議を経て労働者が同意する場合は、分割前の雇用単位が労働者と労働契約を解除し、同時に分割後の雇用単位が労働者と改めて労働契約を締結する。

第二十七条 労働者が徴兵に応じて軍隊に入隊する、或いは離職して国が規定するその他の義務を履行する場合、労働契約は履行を中止、或いは一部を中止しなければならない。

労働者が法に依って人身の自由を制限されたために労働契約で約定する義務を履行できない場合、労働契約は履行を中止或いは一部中止することができる。

雇用単位と労働者の一方が、不可抗力により労働契約を履行できない場合、他の一方は不可抗力の影響にもとづいて、労働契約の履行を中止或いは一部中止することができる。

雇用単位と労働者は協議を通じて意見の一致をみれば、労働契約の履行を中止或いは一部中止することができる。

労働契約履行中止の状況が消滅すれば、労働契約がすでに履行できない場合を除き、労働契約は履行を回復しなければならない。

労働契約中止期間は、最長でも5年を超えてはならない。

第二十八条 労働契約の履行を中止或いは一部を中止する期間、雇用単位と労働者双方は、労働契約の関係する義務の履行を暫定的に停止する。

労働契約履行中止期間は、労働者の雇用単位における労働年数に算入しない。

第二十九条 雇用単位と労働者は、協議を通じて意見の一致をみれば、労働契約で約定する内容を変更することができる。

労働契約を変更するには、書面の形式により変更内容を記載しなければならず、雇用単位と労働者双方の署名或いは捺印を経て効力を発する。

#### 第四章 労働契約の解除と終了

第三十条 雇用単位と労働者は協議を通じて意見の一致をみれば、労働契約を解除することができる。

第三十一条 労働者が以下に挙げる状況の1つにある場合、雇用単位は労働契約を解除することができる。

(一)試用期間において採用条件に合致しないと証明された場合



- (二) 雇用単位の規則制度に重大な違反をし、雇用単位の規則制度に照らして労働契約を解除しなければならない場合
- (三) 職務怠慢や不正行為で、雇用単位の利益に深刻な損害をもたらした場合
- (四) 労働者が同時にその他の雇用単位と労働関係を形成し、業務任務の完了に深刻な影響を及ぼし、雇用単位の提起を経ても是正を拒む場合
- (五) 法により刑事責任を追究された場合

第三十二条 以下に挙げる状況の1つにある場合、雇用単位は30日前までに書面の形式で労働者本人に通知する、或いは労働者に1カ月分の賃金を支払った後、期間の定めのない労働契約を解除することができる。

- (一) 労働者が疾病或いは業務外の負傷により規定の治療期間満了後も元の業務に従事することができず、かつ労働契約変更について雇用単位と協議を通じて意見の一致をみない場合
- (二) 労働者が業務に不適合と証明され、研修或いは部署の調整を経てもなお業務に不適合な場合
- (三) 労働契約締結時に根拠とした客観的情況に重大な変化が生じ、労働契約の履行ができなくなり、雇用単位と労働者が協議を通じて意見の一致がみられず、労働契約内容の変更或いは労働契約中止について合意に達しなかった場合

第三十三条 労働契約締結時に根拠とした客観的情況に重大な変化が生じ、労働契約の履行ができなくなり、削減しなければならない人員が50人以上である場合、雇用単位は当該企業の工会或いは全従業員に状況を説明し、かつ工会或いは従業員代表と協議を通じて意見の一致をみなければならない。人員削減の際は、当該企業での勤務期間が比較的長く、当該企業と比較的長期間の、期間の定めのある労働契約を締結している労働者および期間の定めのない労働契約を締結している労働者を優先的にそのまま雇用しなければならない。

雇用単位は前款の規定に照らして人員を削減した後、削減された人員の人数や名簿を所在地の県級人民政府労働保障主管部門へ報告しなければならない。

雇用単位が6カ月内に新たに人員を募集雇用する場合、削減された人員を優先して雇用しなければならない。

第三十四条 労働者に以下に挙げる状況の1つがある場合、雇用単位は本法第三十二条、第三十三条の規定に照らして労働契約を解除してはならない。

- (一) 職業性疾病に罹る、或いは業務上で負傷し、かつ労働能力の喪失或いは一部喪失が確認された場合
- (二) 病気に罹る或いは負傷し、規定の治療期間中の場合
- (三) 女性労働者が妊娠期、出産期、授乳期の場合
- (四) 平等協議の代表を担当している場合
- (五) 法律、行政法規で規定するその他の状況

第三十五条 雇用単位が労働契約を解除する場合、事前に工会へ通知しなければならない。工会が不相当と判断した場合は、意見を提出する権利を有する。雇用単位が法律、行政法規、或いは労働契約の約定に違反した場合、工会は雇用単位に是正を求める権利を有する。雇用単位は工会の意見を検討し、かつ処理結果を書面で工会へ通知しなければ

ならない。労働者が労働仲裁を申請する、或いは訴訟を提起する場合、工会はこれを支持し、援助しなければならない。

第三十六条 労働者は30日前までに書面の形式で雇用単位へ通知すれば、労働契約を解除することができる。但し、以下に挙げる状況の1つにある場合、労働者は雇用単位へ労働契約の解除を随時通知することができる。

(一)試用期間中の場合

(二)雇用単位が労働契約で約定する労働条件を提供せず、適格な安全生産条件を提供しない場合

(三)雇用単位が期日どおりに労働報酬を満額支払わない場合

(四)雇用単位が法に依って労働者のために社会保険費を納めない場合

(五)雇用単位の規則制度が法律、行政法規の規定に違反し、労働者の權益を損ねる場合

(六)法律、行政法規で規定するその他の状況

雇用単位が暴力、脅迫或いは不法に人身の自由を制限する手段で労働者に労働を強制した場合、或いは雇用単位が規定に違反して労働者の人身の安全を脅かす業務を指図、強要した場合、労働者は直ちに労働契約を解除することができ、雇用単位に通知する必要はない。

第三十七条 以下に挙げる状況の1つにある場合、労働契約は終了する。

(一)労働契約期間が満了、或いは労働契約で約定する終了条件が生じた場合

(二)労働者が法に依る基本養老保険待遇をすでに享受している場合

(三)労働者が死亡、或いは人民法院に死亡を宣告された、或いは失踪を宣告された場合

(四)雇用単位が営業停止、解散する場合

(五)雇用単位が法に依って破産、営業許可証取消を宣告される、或いは廃業を命じられた場合

(六)法律、行政法規で規定するその他の状況

人民法院に死亡や失踪を宣告された労働者が再び現れ、労働契約期間が満了していない場合は、引き続き履行しなければならない。状況の変化により確かに履行することができない場合は、労働契約を解除する。

第三十八条 労働契約に定める終了条件がすでに生じたが、本法第三十四条で規定する状況の1つにあり、労働者が労働契約の終了延期を提出した場合、労働契約は引き続き延期され、相応する状況が消滅する時に終了する。但し、法律、行政法規にその他の規定がある場合はその規定に従う。

第三十九条 以下に挙げる状況の1つにある場合、雇用単位は労働者の当該企業における労働年数にもとづいて、満6カ月では半月分の賃金、満1年では1カ月分の賃金を支払う基準で労働者へ経済補償を支払わなければならない。労働者の当該企業における労働年数が6カ月を超え1年に満たない場合は、1年として計算する。6カ月に満たない場合は、6カ月として計算する。

(一)本法第三十二条、第三十三条第一款、第三十六条第一款第(二)項、第(三)項、第(四)項、第(五)項、第(六)項および第三十七条第二款の規定にもとづいて労働契約を

解除する場合、および双方が協議を通じて意見の一致をみて労働契約を解除し、かつ雇用単位が労働者へ労働契約解除動議を提出する場合。

(二) 雇用単位が合併、分割した状況下での労働契約解除。

(三) 本法第三十七条第一款第(一)項、第(三)項、第(四)項、第(五)項、第(六)項の規定にもとづいて、労働契約を終了する場合。

労働契約を継続する場合、雇用単位は経済補償を支払わない。労働契約が終了し経済補償を計算する際、労働契約存続5年ごとに経済補償を10%減少させる。

本条第一款でいう賃金の計算方法は、省、自治区、直轄市の人民政府が規定する。

第四十条 労働者が受入単位へ派遣され満1年業務を行い、受入単位が当該労働者を引き続き使用する場合、労働力派遣単位が労働者と締結した労働契約は終了し、受入単位が労働者と労働契約を締結する。受入単位が当該労働者を引き続き使用しない場合、当該労働者が在籍した部署は、労働力派遣の方式でその他の労働者を使用してはならない。

第四十一条 雇用単位が労働契約終了或いは解除の際に、約定にもとづいて労働者へ競争制限経済補償を支払わない場合、競争制限条項は失効する。雇用単位が法に依って労働契約を解除する場合、競争制限条項は依然有効である。

第四十二条 雇用単位が本法の規定に違反して労働契約を解除或いは終了し、労働者が労働契約履行の継続を要求する場合、雇用単位は引き続き履行しなければならない。労働者が労働契約履行の継続を要求しない、或いは労働契約の履行がすでに継続不可能な場合、雇用単位は、本法第三十九条で規定する経済補償基準の2倍に照らして労働者へ賠償金を支払わなければならない。雇用単位が賠償金を支払った後に、労働契約は終了する。

第四十三条 雇用単位は労働契約の解除或いは終了の日より7日以内に、労働者のために档案および社会保険の移転手続きを行い、かつ失業登録が必要な労働者には、労働契約の解除或いは終了証明を発行しなければならない。

労働者は双方の約定に照らして、誠実信用の原則を遵守し、業務の引継ぎを行わなければならない。雇用単位が経済補償を支払わなければならない場合は、業務引継ぎ手続完了時に労働者へ支払わなければならない。

## 第五章 監督検査

第四十四条 県級以上の地方人民政府労働保障主管部門および郷、鎮の人民政府は、以下に挙げる労働契約制度実施の状況について、法に依って監督検査を行う。

(一) 雇用単位の規則制度の制定情況

(二) 雇用単位と労働者との労働契約の締結および履行状況

(三) 雇用単位と工会組織或いは従業員代表との平等協議や集団契約の締結および履行状況

(四) 雇用単位の労働力派遣関連規定の遵守情況

(五) 雇用単位の業務時間および休息休暇規定の遵守情況

(六) 雇用単位の労働契約で約定した労働報酬の支払いおよび最低給与基準の執行情況

(七) 雇用単位の各項社会保険への参加および社会保険費の支払情況

(八) 法律、法規で規定するその他の労働保障監察事項

第四十五条 県級以上の地方人民政府労働保障主管部門および郷、鎮の人民政府は、監督検査を実施する際、労働契約や集団契約の締結および履行と関係する資料の調査閲覧権を有し、労働場所に対して実地検査を行う権利を有する。雇用単位および労働者は、関係する状況や資料をありのまま提供しなければならない。

第四十六条 県級以上の人民政府の建設、衛生、安全生産監督管理などの関係する主管部門は、各々の職責の範囲内で、雇用単位の労働契約や集団契約制度執行、労働保障法律や法規の遵守状況に対して監督検査を行う。

第四十七条 労働保障主管部門およびその他関係主管部門の職員が監督検査を行う際は、証明書呈示し、法に依る法執行、文明的法執行を実行しなければならない。

第四十八条 工会組織は法に依って労働者の合法権益を擁護し、雇用単位の労働契約や集団契約制度の執行、労働保障の法律や法規の遵守状況に対し監督を行わなければならない。

第四十九条 如何なる組織或いは個人も、本法に違反する行為について通報する権利を有する。県級以上の人民政府労働保障主管部門は、速やかに事実を確認し、処理し、かつ通報し功績のある者に褒賞を与えなければならない。

第五十条 労働契約、集団契約の争議の処理手順は、『中華人民共和国労働法』およびその他の関係する法律、行政法規の規定に照らして執行する。

## 第六章 法律責任

第五十一条 本法に照らして、工会、従業員大会或いは従業員代表大会の討論を経て、或いは平等協議を通じて規定されなければならない事項は、雇用単位が一方的に規定した場合は無効であり、当該事項は、工会、従業員大会或いは従業員代表大会が提出する相応する方案にもとづき執行しなければならない。

雇用単位が制定した規則制度が法律、行政法規に違反する、或いは集団契約を通じて規定しなければならない事項について集団契約を締結しておらず、労働者に損害を与えた場合、雇用単位は賠償責任を負わなければならない。

第五十二条 雇用単位が提供する労働契約文書に、本法で規定する労働契約の必要条項が明記されていない場合、労働保障主管部門が是正を命じる。労働者に損害をもたらす場合は、雇用単位が賠償責任を負わなければならない。

第五十三条 雇用単位が本法規定に違反して労働者と約定した試用期間は無効であり、労働保障主管部門が雇用単位に本法規定に照らした是正を命ずる。約定に違法した試用期間がすでに履行されている場合、雇用単位が労働者の月給を基準として、約定に違法した試用期間の期限に応じて労働者に賠償金を支払う。

第五十四条 雇用単位が本法の規定に違反し、労働者に担保の提供を要求し、労働者から財物を受け取り、或いは身分証などの証明書を差し押さえた場合、労働保障主管部門が期限を設けて労働者本人へ返すように命じ、労働者1人あたりにつき、500元以上2000元以下の基準で罰金に処する。労働者に損害をもたらした場合、雇用単位は賠償責任を負わなければならない。

労働者が法に依って労働契約を解除したが、雇用単位が労働者の档案或いはその他の物品を押さえている場合は、前款の規定に照らして処罰する。

第五十五条 雇用単位が以下に挙げる状況の1つにある場合、労働保障主管部門が期限を設けて労働報酬或いは労働契約終了や解除の経済補償の支払いを命じる。労働報酬が当該地の最低賃金基準を下回る場合は、その差額を支払わなければならない。期限を過ぎても支払わない場合は、支払うべき金額の50%以上100%以下の基準で労働者へ賠償金を追加して支払うよう命じる。

- (一)労働契約の約定或いは本法の規定に照らして労働者へ労働報酬を支払わない場合
- (二)当該地の最低賃金基準を下回る賃金を労働者に支払う場合
- (三)労働契約を終了や解除したが、本法の規定に照らして労働者へ経済補償を支払わない場合

雇用単位が労働者の弱みにつけ込む、或いは詐欺、脅迫および労働者と悪意により結託して労働契約を締結した場合、労働保障主管部門は2000元以上2万人民币元以下の罰金に処する。労働者が雇用単位と悪意により結託した場合、すでに取得している報酬はとりあげる。

第五十六条 雇用単位に以下に挙げる行為の1つがあり、犯罪を構成する場合は、法に依って刑事責任を追及する。治安管理中に違反する行為がある場合は、法に依って治安管理处罰を行う。労働者に損害をもたらした場合は、法に依って賠償責任を負う。

- (一)暴力、脅迫或いは不法に人身の自由を制限する手段で労働を強要した場合
- (二)規則に違反し危険な業務を命令或いは強要し、労働者の人身の安全を脅かした場合
- (三)労働者を侮辱、体罰、殴打、不法な捜査および拘禁した場合

第五十七条 労働者が本法の規定に照らして事前通知期間に雇用単位へ通知せずに、その場で労働契約の解除を通知する場合、労働者は月給基準の2倍で雇用単位へ賠償金を支払わなければならない。

第五十八条 雇用単位が本法第四十三条第一款の規定に照らして労働者へ労働契約の解除或いは終了の書面による証明を発行しない場合は、労働保障主管部門が期限を設けて是正を命じる。労働者に損害をもたらした場合は、雇用単位が賠償責任を負う。

第五十九条 労働力派遣単位が本法の規定に違反した場合、労働保障主管部門が期限を設けて是正を命じる。情状が深刻な場合は、労働者1人あたり1000元以上5000元以下を基準で罰金に処する。労働者の権益が派遣された部署において損害を受けた場合、労働力派遣単位および受入単位が連帯して賠償責任を負う。

労働力派遣単位が規定に照らして準備金を預け入れていない場合は、労働保障主管部門が規定にもとづき準備金を預け入れるように命じ、かつ預け入れるべき準備金額の10%以上50%以下の基準で罰金に処する。罰金の支払いを拒否する場合は、工商行政管理部門が営業許可証を取り上げる。

第六十条 雇用単位が他の雇用単位と締結した労働契約が終了或いは解除されていない労働者を雇用し、元の雇用単位に損害をもたらした場合は、法に依って賠償責任を負う。

第六十一条 営業許可証がない、或いは法に依って登記、届出をしていない単位、および法に依って営業許可証を取り消され、或いは登記、届出を抹消された単位が労働者を雇用した場合、労働保障主管部門が労働者1人あたり1000元以上5000元以下の基準で罰金に処し、かつ工商行政管理部門がこれを取り締まる。労働者がすでに労働を提

供している場合は、出資者（発注者）が労働者へ労働報酬を支払う。

第六十二条 労働保障主管部門とその他関係主管部門およびその業務人員が法に違反して職権を行使し、雇用単位あるいは労働者の合法的権益を侵害した場合、法に依って賠償責任を負う。直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対しては、法に依って行政処分を行う。犯罪を構成する場合は、法に依って刑事責任を追及する。

## 第七章 附則

第六十三条 個人請負経営で労働者を雇用する場合は、発注する個人或いは組織が労働者の雇用単位となる。

第六十四条 外国企業、外国社会团体および国際組織の駐中国代表機関が中国国境内において労働者と労働関係を確立し、労働契約を締結し、履行する際は、本法を参照して執行する。

第六十五条 本法は 年 月 日より施行する。本法施行前に発生した労働契約争議が未処理の場合は、本法の規定に照らして処理する。

### 3-② 最低賃金規定

労働・社会保障部令

第21号

2004年1月20日公布 2004年3月1日施行

第一条 労働者が取得する労働報酬の合法的権益を擁護し、労働者個人およびその家族の基本生活を保障するため、労働法および国务院の関係規定にもとづき、本規定を制定する。

第二条 本規定は中華人民共和国国内の企業、民営非企業単位、雇用人のある個人商工業者（以下、雇用単位と総称）およびこれと労働関係にある労働者に適用する。

国家機関、事業単位、社会团体およびこれと労働契約関係を結ぶ労働者は、本規定に照らして執行する。

第三条 本規定でいう最低賃金基準とは、労働者が法定業務時間或いは法に依って締結した労働契約で約定する業務時間内に、正常な労働を提供した前提の下、雇用単位が法に依って支払わなければならない最低労働報酬を指す。

本規定でいう正常な労働とは、労働者が法に依って締結した労働契約の約定にもとづいて、法定業務時間或いは労働契約で約定する業務時間内に従事する労働を指す。労働者が法に依って享受する有給休暇、帰省休暇、慶弔休暇、出産育児休暇、産児制限手術休暇など国が規定する休暇期間、および法定業務時間内に法に依って社会活動に参加する期間は、正常な労働を提供したものと見なす。

第四条 県級以上の地方人民政府労働保障行政部門は、当該行政区域内の雇用単位の本規定執行状況に対して監督検査を行うことに責任を負う。

各級工会組織は法に依って本規定の執行状況に対して監督を行い、雇用単位の労働者賃金の支払いが本規定に違反していることを発見した場合、当該地の労働保障行政部門へ処理するよう要求する権利を有する。

第五条 最低賃金基準は一般に月最低賃金基準および時間最低賃金基準の形式を採用する。月最低賃金基準は全日制就業労働者に適用し、時間最低賃金基準は非全日制就業労働者に適用する。

第六条 月最低賃金基準の確定および調整は、当地の就業者およびその扶養人口の最低生活費用、都市住民の消費価格指数、従業員個人が納める社会保険費および住宅公積金、従業員の平均賃金、経済発展レベル、就業状況などの要素を参考にしなければならない。

時間最低賃金基準の確定および調整は、公布される月最低賃金基準の基礎の上で、単位が納付する基本養老保険費および基本医療保険費の要素を考慮しなければならず、同時に非全日制労働者の業務における安定性、労働条件および労働強度、福利などの面の全日制就業人員との間の差異も適度に考慮しなければならない。

月最低賃金基準および時間最低賃金基準の具体的な計算方法は付属文書参照のこと。

第七条 省、自治区、直轄市範囲内の異なる行政区域は、異なる最低賃金基準であってよい。

第八条 最低賃金基準の確定および調整試案は、省、自治区、直轄市人民政府の労働保障行政部門が同級の工会、企業連合会/企業家協会とともに研究制定し、かつ制定した試案を労働保

障部へ送付する。試案の内容には、最低賃金の確定および調整の根拠、適用範囲、制定基準および説明が含まれる。労働保障部は制定された試案を受け取った後、全国总工会、中国企業連合会/企業家協会の意見を求める。

労働保障部は試案に対して修正意見を出すことができる。試案を受け取った後14日以内に修正意見が出されない場合、同意したものと見なす。

第九条 省、自治区、直轄市の労働保障行政部門は、当該地区の最低賃金基準試案を省、自治区、直轄市の人民政府へ報告して認可を受け、かつ認可後7日以内に当地の政府公報上および少なくとも1種類の全地区性の新聞紙上に発布しなければならない。省、自治区、直轄市の労働保障行政部門は、発布後10日以内に最低賃金基準を労働保障部へ報告しなければならない。

第十条 最低賃金基準の発布実施後、本規定第六条で規定する関係要素に変化が起こった場合、適時調整しなければならない。最低賃金基準は2年ごとに少なくとも1回調整する。

第十一条 雇用単位は最低賃金基準発布後10日以内に当該基準を当該単位の全労働者へ公示しなければならない。

第十二条 労働者が正常な労働を提供する状況下で、雇用単位が労働者に支払わなければならない賃金は、以下の各項を除いた後、当地の最低賃金基準を下回ってはならない。

(一) 時間外労働賃金

(二) 中番、夜勤、高温、低温、地下、有毒有害などの特殊な業務環境、条件下での手当

(三) 法律、法規および国が規定する労働者の福利待遇など。

出来高賃金或いは賃金控除などの賃金形態を実行する雇用単位は、科学的合理的な労働ノルマの基礎の上で、その労働者に支払う賃金は相応の最低賃金基準を下回ってはならない。

労働者が本人の原因により法定業務時間内或いは法に依って締結した労働契約手約定する業務時間内に正常な労働を提供できないことになった場合、本条規定を適用しない。

第十三条 雇用単位が本規定第十一条の規定に違反した場合、労働保障行政部門が期限を設けて是正するよう命じる。本規定第十二条の規定に違反した場合、労働保障行政部門が期限を設けて労働者への未払い賃金を追加支払いするよう命じ、かつ未払い賃金の1～5倍の賠償金を労働者へ支払うよう命じる。

第十四条 労働者と雇用単位の間で最低賃金基準の執行について争議が起こった場合、労働処理の関係規定にもとづいて処理する。

第十五条 本規定は2004年3月1日より実施する。1993年11月24日に元の労働部が発布した『企業最低賃金規定』は同時に廃止する。



## 最低賃金基準計算方法

### 一. 最低賃金基準確定の際に考慮しなければならない要素

最低賃金基準の確定には、一般に都市住民の生活費支出、従業員個人が納める社会保険費、住宅公積金、従業員の平均賃金、失業率、経済発展のレベルなどの要素を考慮する。公式に私用することのできる表示は以下のとおり。

$$M = f(C, S, A, U, E, a)$$

- M 最低賃金基準
- C 都市住民の平均生活費
- S 従業員個人が納める社会保険費、住宅公積金
- A 従業員の平均賃金
- U 失業率
- E 経済発展のレベル
- a 調整要素

### 二. 最低賃金基準確定の通用の方法

1. 比重法。即ち、都市住民の家計調査資料にもとづき、一定の比率の最低1人当たり平均収入家庭を貧困家庭と確定し、貧困家庭1人当たりの平均生活費の支出水準を統計し、各就業者の扶養係数を掛け、さらに1つの調整数を加える。
2. エンゲル係数法。即ち、国の栄養学会が提供する年度基準食品表および基準食品摂取量にもとづき、基準食品の市場価格と結びつけ、最低食品支出基準を算出し、エンゲル係数で割り、最低生活費基準を導き出し、各就業者の扶養係数を掛け、さらに1つの調整数を加える。

以上の方法で月最低賃金基準を算出した後、さらに従業員個人が納める社会保険費、住宅公積金、従業員の平均賃金水準、社会救済金および失業保険金基準、就業状況、経済発展レベルなどを考慮して必要な修正を行う。

例：

ある地区の最低収入グループ1人当たり毎月の生活費支出を210元、各就業者の扶養係数を1.87、最低食品費を127元、エンゲル係数を0.604とし、平均賃金を900元とする。

1. 比重法で当該地区の月最低賃金基準を算出すると、

$$\text{月最低賃金基準} = 210 \times 1.87 + a = 393 + a \text{ (元)} \quad (1)$$

2. エンゲル係数法で当該地区の月最低賃金基準を算出すると、

$$\text{月最低賃金基準} = 127 \div 0.604 \times 1.87 + a = 393 + a \text{ (元)} \quad (2)$$

公式(1)と(2)中のaの調整要素は、主に当地の個人が納付する養老、失業、医療保険費および住宅公積金などの費用を考慮する。

また、国際上、一般に月最低賃金基準は月平均賃金の40～60%に相当することに照らし、当該地区の月最低賃金基準範囲は360元～540元の間でなければならない。

時間最低賃金基準 = [(月最低賃金基準 ÷ 20.92 ÷ 8) × (1 + 単位が納付すべき基本養老保険費、基本医療保険費比率の和)] × (1 + 浮動係数)

浮動係数の確定は、主に非全日制就業労働者の業務の安定性、労働条件および労働強度、福利などの面と全日制就業人員との間の差異を考慮する。

各地は以上の計算方法を参照し、当地の実状にもとづいて合理的に月や時間の最低賃金基準を確定することができる。

### 3-③ 労災保険条例

国务院令

第 375 号

2003 年 4 月 27 日公布 2004 年 1 月 1 日施行

#### 第一章 総則

第一条 業務によって事故傷害を受けた或いは職業病に罹患した従業員が医療応急手当および経済的補償を受けられることを保証し、労災予防および職業リハビリテーションを促進し、雇用単位の労災リスクを分散させるため、本条例を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の各種企業、雇用労働者のある個人経営工商業者（以下、雇用単位と称する）は、本条例の規定に照らして労災保険に加入し、当該単位のすべての従業員或いは労働者（以下、従業員と称する）のために労災保険費を納入しなければならない。

中華人民共和国国内の各種企業の従業員および個人経営工商業者の雇用労働者は、均しく本条例の規定に照らして労災保険待遇を享受する権利を有する。

雇用労働者のある個人経営工商業者の労災保険加入の具体的な措置および実施弁法は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

第三条 労災保険費の徴収納入は、『社会保険費徴収納入暫定条例』の基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費の徴収納入に関する規定に照らして執行する。

第四条 雇用単位は、加入すべき労災保険の関連状況を当該単位内に公示しなければならない。

雇用単位および従業員は、安全生産および職業病予防に関する法律法規を遵守し、安全衛生規程および基準を執行し、労災事故の発生を予防し、職業病被害を防止し減少させなければならない。

従業員に労災が発生した場合、雇用単位は措置を講じて労災従業員が直ちに応急手当を受けられるようにしなければならない。

第五条 国务院の労働保障行政部門は、全国の労災保険業務に責任を負う。

県級以上の地方各級人民政府の労働保障行政部門は、当該行政区域内の労災保険業務に責任を負う。

労働保障行政部門は国务院の関係規定に照らして社会保険取扱機関（以下、取扱機関と称する）を設立し、具体的な労災保険事務を請負う。

第六条 労働保障行政部門など部門が労災保険の政策、基準を制定するには、工会組織、雇用単位代表の意見を求めなければならない。

#### 第二章 労災保険基金

第七条 労災保険基金は、雇用単位が納入する労災保険費、労災保険基金の利息および法によって納入された労災保険基金のその他資金で構成される。

第八条 労災保険費は、前年度に実際の支出により収入を定め、収支バランスをとる原則のもと

づいて料率を確定する。

国は業種ごとの労災リスク程度にもとづいて業種の差別料率を確定し、かつ労災保険費の使用、労災発生率などの状況にもとづいてそれぞれの業種内での若干の料率ランクを確定する。業種差別料率および業種内の料率ランクは、国務院の労働保障行政部門が国務院の財政部門、衛生部門、安全生産監督管理部門と共に制定し、国務院に報告して認可を得た後、公布施行する。

地区を全体計画案配する取扱機関は、雇用単位の労災保険費使用、労災発生率などの状況にもとづいて、その所属する業種内の然るべき料率ランクを適用して単位の費用納入料率を確定する。

第九条 国務院の労働保障行政部門は、定期的に全国の各全体計画地区の労災保険基金の収支状況を把握し、直ちに国務院の財政部門、衛生行政部門、安全生産監督管理部門と共に業種差別料率および業種内料率ランクの調整案を提出し、国務院に報告し認可を得た後、公布施行する。

第十条 雇用単位は、期日どおりに労災保険費を納入しなければならない。従業員個人は労災保険費を納入しない。

雇用単位が納入する労災保険費の金額は、当該単位の従業員賃金総額に当該単位が納入する費用料率を掛けた額とする。

第十一条 労災保険基金は直轄市および区を設けている市において全市全体計画を実行し、その他の地区の全体計画段階は省、自治区の人民政府が確定する。

地区を跨り、生産流動性が大きい業種は、相対集中方式を採用し、異地で全体計画地区の労災保険に加入することができる。具体的な弁法は、国務院の労働保障行政部門が関係業種の主管部門と共に制定する。

第十二条 労災保険基金は社会保障基金財政専用口座に預金し、本条例で規定する労災保険待遇、労働能力鑑定および法律、法規で規定する労災保険に使用するその他費用の支払に用いる。如何なる単位或いは個人も、労災保険基金を投資運営、建設或いは事務所の改築、賞与に用いたり、その他の用途に流用したりしてはならない。

第十三条 労災保険基金は一定比率の準備金を残しておかなければならず、全体計画地区の重大事故の労災保険待遇支給に使用する。準備金が支給に足りない場合、全体計画地区の人民政府が立て替える。準備金が基金総額に占める具体的な比率と準備金の使用方法は、省、自治区、直轄市の人民政府が規定する。

### 第三章 労災認定

第十四条 従業員が以下の状況の一つにある場合、労災と認定しなければならない。

- (一) 勤務時間内および勤務場所内において、業務により事故傷害を受けた場合
- (二) 勤務時間前後に勤務場所において、業務に関連する準備或いは片付け業務に従事して事故傷害を受けた場合
- (三) 勤務時間内および勤務場所において、業務の職責を履行して暴力などの突発的な傷害を受けた場合
- (四) 職業病に罹患した場合

- (五)業務で外出中、業務が原因で傷害を受けた或いは事故が発生し行方不明の場合
- (六)出退勤の途中で車両事故傷害を受けた場合
- (七)法律、行政法規で労災と認定しなければならないと規定するその他の状況

第十五条 従業員が以下の状況の一つにある場合、労災と見なす。

- (一)勤務時間および職場において、突発的疾患で死亡或いは48時間以内に応急手当の甲斐なく死亡した場合
  - (二)河川道路などの応急処置、被災者救済など国家利益、公共利益活動中に傷害を受けた場合
  - (三)従業員がもと軍隊の兵役についており、戦傷、公傷などで障害が残り、革命身障軍人証を取得済みで、雇用単位で就業するようになった後に古傷が再発した場合
- 従業員が前款第(一)項、第(二)項の状況にある場合、本条例の関係規定に照らして労災保険待遇を享受する。従業員が前款第(三)項の状況にある場合、本条例の関係規定に照らして一度だけの身障補助金以外の労災保険待遇を享受する。

第十六条 従業員が以下の状況の一つにある場合、労災認定しない或いは労災と見なさない。

- (一)犯罪或いは治安管理条例違反で死傷した場合
- (二)酒に酔って死傷を招いた場合
- (三)自ら身体を傷つけたり自殺したりした場合

第十七条 従業員に事故傷害が発生する、或いは職業病防止法の規定に照らして職業病と診断、鑑定された場合、所在単位は事故傷害が発生した日、或いは職業病と診断、認定された日より30日以内に、全体計画地区の労働保障行政部門へ労災認定申請を提出する。特別な状況にある場合は、労働保障行政部門の同意を経て、申請期限を適度に延長することができる。

雇用単位が前款規定にもとづいて労災認定申請を提出しない場合、労災従業員或いはその直系親族、工会組織は事故傷害が発生した日、或いは職業病と診断、鑑定された日より1年以内に、雇用単位所在地の全体計画地区の労働保障行政部門へ直接労災認定申請を提出することができる。

本条例第一款で規定する省級労働保障行政部門が労災認定を行わなければならない事項は、属地原則にもとづいて雇用単位所在地の区を設けている市級労働保障行政部門が手続きを行う。

雇用単位が本条第一款で規定する期限内に労災認定申請を提出しない場合、この期間に発生した本条例で規定する労災待遇などの関係費用は当該雇用単位が負担する。

第十八条 労災認定申請には以下の資料を提出しなければならない。

- (一)労災認定申請表
- (二)雇用単位と労働関係(事実労働関係を含む)が存在することの証明資料
- (三)医療診断証明或いは職業病診断証明書(或いは職業病診断鑑定書)

労災認定申請表は、事故の発生時間、場所、原因および従業員の労災傷害程度などの基本状況が含まなければならない。

労災認定申請者が提出する資料が不完全な場合、労働保障行政部門は一度だけ書面で労災認定申請者に追加の必要のあるすべての資料を告知しなければならない。申請者は書面告知要求に照らして資料を追加した後、労働保障行政部門は受理しなければならない。

い。

第十九条 労働保障行政部門は労災認定申請を受理した後、審査の必要にもとづき事故傷害について事実確認調査を行うことができる。雇用単位、従業員、工会組織、医療機関および関係部門はこれに協力しなければならない。職業病診断および診断議論の鑑定は、職業病防止法の関係規定に照らして執行する。法に依って職業病診断証明書或いは職業病診断鑑定書を取得したものについては、労働保障行政部門は事実確認調査を改めて行わない。

従業員或いはその直系親族が労災と考え、雇用単位は労災と認めない場合、雇用単位が立証責任を負う。

第二十条 労働保障行政部門は、労災認定申請を受理した日より60日以内に労災認定の決定を行わなければならない。かつ労災認定を申請した従業員或いはその直系親族及び当該従業員の所属単位に書面で通知しなければならない。

労働保障行政部門の業務人員が労災認定申請者と利害関係がある場合、回避しなければならない。

#### 第四章 労働能力鑑定

第二十一条 従業員に労災が発生し、治療を経て負傷の程度が比較的安定した後、障害や、労働能力に影響がある場合、労働能力鑑定を行わなければならない。

第二十二条 労働能力鑑定とは、労働機能障害の程度および生活自立障害の程度の等級鑑定を指す。

労働機能障害は10段階の障害等級に分けられ、最も重いものを1級、最も軽いものを10級とする。

生活自立障害は3つの等級に分けられ、完全に自立できないもの、生活の大部分は自立できないもの、生活の一部で自立できないものとする。

労働能力鑑定基準は、國務院の労働保障行政部門が國務院の衛生行政部門などの部門と共に制定する。

第二十三条 労働能力鑑定は、雇用単位、労災従業員或いはその直系親族が、区を設けている市級労働協力鑑定委員会へ申請を提出し、かつ労災認定決定および従業員公傷医療の関係資料を提出する。

第二十四条 省、自治区、直轄市の労働能力鑑定委員会および区を設けている市級労働能力鑑定委員会は、それぞれ省、自治区、直轄市および区を設けている市級労働保障行政部門、人事行政部門、衛生行政部門、工会組織、取扱機関代表、雇用単位代表で組成される。

労働能力鑑定委員会は医療衛生専門家バンクを設立する。専門家バンクに入る医療衛生専門技術人員は、以下の条件を備えなければならない。

- (一) 医療衛生の高等専門技術職務在職資格を有すること
- (二) 労働能力鑑定の関連知識を身に付けていること
- (三) 良好な職業道徳を有すること

第二十五条 区を設けている市級労働能力鑑定委員会は労働能局鑑定申請を受け取った後、その設立した医療衛生専門家バンクの中から3名或いは5名の関連する専門家を選んで専

門家グループを組成し、専門家グループが鑑定意見を提出する。区を設けている市級労働能力鑑定委員会は、専門家グループの鑑定意見にもとづいて労災従業員の労働能力鑑定に結論を出す。必要な場合は、資格を備える医療機関に委託して関係する診断を協力して行うことができる。

区を設けている市級労働能力鑑定委員会は、労働能力鑑定申請を受け取った日より60日以内に労働能力鑑定の結論を出さなければならないが、必要な場合は労働能力鑑定の結論を出す期限を30日間延長することができる。労働能力鑑定の結論は、鑑定を申請した単位および個人へ直ちに送達しなければならない。

第二十六条 鑑定を申請した単位或いは個人が区を設けている市級労働能力鑑定委員会の出した鑑定の結論に不服な場合、当該鑑定結論を受け取った日より15日以内に省、自治区、直轄市の労働能力鑑定委員会へ再鑑定の申請を提出することができる。省、自治区、直轄市の労働能力鑑定委員会の出した労働能力鑑定の結論を最終結論とする。

第二十七条 労働能力鑑定業務は、客観、公正でなければならない。労働能力鑑定委員会の組成人員或いは鑑定に参加する専門家が当事者と利害関係にある場合、回避しなければならない。

第二十八条 労働能力鑑定の結論が出された日より1年後、労災従業員或いはその直系親族、所属単位或いは取扱機関が障害の状況に変化があったと認めた場合、労働能力再鑑定を申請することができる。

## 第五章 労災保険待遇

第二十九条 従業員が業務に依って受けた事故傷害或いは罹患した職業病の治療は、労災医療待遇を享受する。

従業員の公傷治療は、サービス合意を締結した医療機関で治療しなければならないが、緊急の場合にはまず近くの医療機関で応急手当を行うことができる。

公傷の治療に必要な費用が労災保険項目目録、労災保険薬品目録、労災保険入院サービス基準に合致する場合、労災保険基金から支払う。労災保険項目目録、労災保険薬品目録、労災保険入院サービス基準は、国务院の労働保障行政部門が国务院の衛生行政部門、薬品監督管理部門などの部門と共に規定する。

従業員が入院して公傷を治療する場合、所属単位が当該単位出張時の食事補助基準の70%を入院食事補助費として支給する。医療機関が証明を発行し、取扱機関の同意を経て、労災従業員が全体計画地区以外で治療する場合、必要な交通費、食費、宿泊費は、所在単位が当該単位従業員出張基準に照らして精算する。

労災従業員の公傷以外で誘発された疾病の治療は公傷治療待遇を享受せず、基本医療保険弁法に照らして処理する。

労災従業員がサービス合意を締結した医療機関で職業リハビリ性の治療を行った費用が本条第三款規定に合致する場合、労災保険基金から支払われる。

第三十条 労災従業員が日常生活或いは就業の必要から労働能力鑑定委員会の認定を経て、義肢、矯正器、義眼、義歯の装着或いは車椅子など補助器具を配置することができる場合、その必要な費用は国が規定する基準に照らして労災保険基金から支払われる。

第三十一条 従業員が業務によって事故傷害を受けた或いは職業病に罹患し、業務を一時停止して公傷医療を受ける場合、職務停止賃金保留期間内は元の給与福利待遇は変わらず、所在単位が月毎に支払う。

職務停止賃金保留期間は、一般に12カ月を超えない。傷の程度が重い或いは特別な事情の場合、区を設けている市級労働能力鑑定委員会の認定を経て、適度に延長することができるが、延長は12カ月を超えてはならない。労災従業員は障害の等級が決定された後、元の待遇を停止される場合、本章の関係規定に照らして障害待遇を享受する。労災従業員が職務停止賃金保留期間満了後も治療が必要な場合、引き続き公傷医療待遇を享受する。

生活が自立できない労災従業員が職務停止賃金保留期間に介護が必要な場合、所属単位が責任を負う。

第三十二条 労災従業員が障害の等級を決定され、かつ労働能力鑑定委員会の生活介護が必要であるとの認定を経た場合、労災保険基金から月毎に生活介護費が支払われる。

生活介護費は、生活が完全に自立できない、生活の大部分が自立できない、生活の一部が自立できないの3つの等級に照らして支払われ、その基準はそれぞれ全体計画地区の前年度従業員平均賃金の50%、40%、30%とする。

第三十三条 従業員が業務により障害が残り、1級から4級までの障害と鑑定された場合、労働関係を保留し、持ち場から離れ、以下の待遇を享受する。

(一) 労災保険基金から障害の等級にもとづいて支払われる一度限りの障害補助金の基準は、1級障害は24カ月分の本人の賃金、2級障害は22カ月分の本人の賃金、3級障害は20カ月分の本人の賃金、4級障害は18カ月分の本人の賃金とする。

(二) 労災保険基金から毎月支払われる障害特別手当の基準は、1級障害は本人賃金の90%、2級障害は本人賃金の85%、3級障害は本人賃金の80%、4級障害は本人賃金の75%とする。障害特別手当の実際の金額が当該地最低賃金基準を下回る場合、労災保険基金から差額を補填する。

(三) 労災従業員が退職年齢に達し、かつ退職手続を行った後、障害特別手当の支給を停止し、基本養老保険待遇を享受する。基本養老保険待遇が障害特別手当を下回る場合、労災保険基金から差額を補填する。

従業員が業務による障害で1級から4級までの障害と鑑定された場合、雇用単位或いは従業員個人が障害特別手当を基数として、基本医療保険費を納付する。

第三十四条 従業員が業務により障害が残り、5級、6級の障害と鑑定された場合、以下の待遇を享受する。

(一) 労災保険基金から障害の等級にもとづいて支払われる一度限りの障害補助金の基準は、5級障害は16カ月分の本人の賃金、6級障害は14カ月分の本人の賃金とする。

(二) 雇用単位との労働関係を保留し、雇用単位が適当な業務を割当てる。業務の割当が難しい場合は、雇用単位が毎月障害特別手当を支給する。その基準は、5級障害は本人賃金の70%、6級障害は本人賃金の60%とし、かつ雇用単位が規定に照らして納付すべき各項社会保険費を納付する。障害特別手当の実際の金額が当該地最低賃金基準を下回る場合、労災保険基金から差額を補填する。



労災従業員本人の申し出を経て、当該従業員は雇用単位との労働関係を解除或いは終了することができ、雇用単位が一度限りの公傷医療補助金および障害就業補助金を支給する。具体的な基準は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

第三十五条 従業員が業務により障害が残り、7級から10級の障害と鑑定された場合、以下の待遇を享受する。

(一) 労災保険基金から障害の等級にもとづいて支払われる一度限りの障害補助金の基準は、7級障害は12カ月分の本人の賃金、8級障害は10カ月分の本人の賃金、9級障害は8カ月分の本人の賃金、10級障害は6カ月分の本人の賃金とする。

(二) 労働契約期間が満了して終了、或いは従業員本人が労働契約の解除を申し出た場合、雇用単位が一度限りの公傷医療補助金および障害就業補助金を支給する。具体的な基準は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

第三十六条 労災従業員の公傷が再発し、治療の必要が確認された場合は、本条例第二十九条、第三十条および第三十一条で規定する公傷待遇を享受する。

第三十七条 従業員が業務により死亡した場合、その直系親族は以下の規定に照らして労災保険基金から葬儀補助費、扶養親族見舞金および一度限りの労災死亡補助金を受領する。

(一) 葬儀補助金は、全体計画地区の前年度従業員月平均賃金の6カ月分とする。

(二) 扶養親族見舞金は、従業員本人賃金の一定比率に照らし、労災死亡従業員が生前主要な生活資金を提供しており、労働能力のない親族に支給する。基準は、配偶者には毎月40%、その他の親族には一人あたり毎月30%、身寄りのない老人或いは孤児には、一人あたり毎月上述基準に10%を上乗せする。査定した各扶養親族の見舞金の合計は、労災死亡従業員の生前の賃金を上回ってはならない。扶養親族の具体的な範囲は、國務院労働保障行政部門或いは規定する。

(三) 一度限りの労災死亡補助金の基準は、全体計画地区の前年度従業員月平均賃金の48カ月分から60カ月分までとする。具体的な基準は、全体計画地区の人民政府が当該地の経済、社会の発展状況にもとづいて規定し、省、自治区、直轄市人民政府へ届出る。

障害従業員が職務停止賃金保留期間中に公傷が原因で死亡した場合、その直系親族は本条第一款で規定する待遇を享受する。

1級から4級障害の従業員が職務停止賃金保留期間満了後に死亡した場合、その直系親族は本条第一款第(一)項、第(二)項で規定する待遇を享受することができる。

第三十八条 障害特別手当、扶養親族見舞金、生活介護費は、全体計画地区の労働保障行政部門が従業員の平均賃金および生活費の変化などの状況にもとづいて適時調整する。調整方法は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

第三十九条 従業員が業務による外出期間中に事故が発生し、或いは被災者救助中に行方不明になった場合、事故が発生した月から3カ月は通常どおり賃金を支給する。4カ月目からは賃金の支給を停止し、労災保険基金からその扶養親族へ毎月扶養親族見舞金を支給する。生活に困難がある場合、一度限りの労災死亡補助金の50%を前借することができる。従業員が人民法院から死亡宣告を受けた場合、本条例第三十七条の従業員労災死亡の規定に照らして処理する。

第四十条 労災従業員が以下の状況の一つにある場合、労災保険待遇の享受を停止する。

- (一) 待遇享受条件を喪失した場合
- (二) 労働能力鑑定を拒否した場合
- (三) 治療を拒絶した場合
- (四) 判決を受け収監執行中の場合

第四十一条 雇用単位が分立、合併、譲渡された場合、継承単位は元の雇用単位の労災保険責任を引き受けなければならない。元の雇用単位が労災保険に加入していた場合、継承単位は当該地の取扱機関で労災保険の変更登記を行わなければならない。

雇用単位が請負経営を実行している場合、労災保険責任は従業員の労働関係所在単位が引き受ける。

従業員が出向期間に労災事故傷害を受けた場合、元の雇用単位が労災保険責任を引き受けるが、元の雇用単位は出向先単位と補償方法を約定することができる。

企業が破産した場合、破産清算時に法に依って単位が支払うべき労災保険待遇費用を優先的に支払うことができる。

第四十二条 従業員が国外での業務に派遣され、赴任先国或いは地域の法律に依って当該地の労災保険に加入しなければならない場合、当該地の労災保険に加入し、その国内の労災保険関係を中止する。当該地の労災保険に加入しない場合は、その国内の労災保険関係は中止しない。

第四十三条 従業員に再度労災が発生し、規定にもとづいて障害特別手当を享受すべきである場合、新たに認定された障害等級にもとづいて障害特別手当待遇を享受する。

## 第六章 監督管理

第四十四条 取扱機関が具体的に請負う労災保険事務は、以下の職責を履行する。

- (一) 省、自治区、直轄市人民政府の規定にもとづいた労災保険費の徴収
- (二) 雇用単位の賃金総額、従業員数の審査。労災保険登記手続。雇用単位の納付費用および従業員の労災保険待遇教授状況記録の保存
- (三) 労災保険の調査、統計
- (四) 規定に照らした労災保険基金の支出管理
- (五) 規定に照らした労災保険待遇の査定
- (六) 労災従業員或いはその直系親族への無料コンサルタントサービスの提供

第四十五条 取扱機関は医療機関、補助器具配置機関と平等協議の基礎に立ってサービス合意を締結し、かつサービス合意を締結している医療機関、補助器具配置機関のリストを公表する。具体的な方法は、国務院労働保障行政部門がそれぞれ国務院衛生行政部門、民生部門などの部門と共に制定する。

第四十六条 取扱機関は合意および国の関係リスト、基準に照らし、労災従業員の医療費用、リハビリ費用、補助器具費用の使用状況について審査を行い、かつ期限どおりに費用を満額清算する。

第四十七条 取扱機関は定期的に労災保険基金の収支状況を公表し、速やかに労働保障行政部門へ比率調整の提案を提出しなければならない。

第四十八条 労働保障行政部門、取扱機関は、定期的に労災従業員、医療機関、補助器具配置機

関および社会各界の労災保険業務改善に対する意見を聴取しなければならない。

第四十九条 労働保障行政部門は、法に依って労災保険費の徴収納付および労災保険基金の支払状況について監督検査を行う。

財政部門および監査機関は、法に依って労災保険基金の収支、管理状況について監督を行う。

第五十条 如何なる組織および個人も、労災保険に関する違法行為について通報する権利を有する。労働保障行政部門は通報に対して直ちに調査を行い、規定に照らして処理し、かつ通報者の秘密を守らなければならない。

第五十一条 工会組織は、法に依って労災従業員の合法的権益を擁護し、雇用単位の労災保険業務に対して監督を実行する。

第五十二条 従業員と雇用単位の労災待遇面での争議が発生した場合、労働争議の関係規定に照らして処理する。

第五十三条 以下の状況の一つにある場合、関係する単位および個人は法に依って行政再審を申請することができる。再審決定に不服な場合、法に依って行政訴訟を起こすことができる。

- (一) 労災認定を申請する従業員或いはその直系親族、当該従業員の所在単位が労災認定の結論に対して不服な場合
- (二) 雇用単位が取扱機関の確定する単位費用料率に不服な場合
- (三) 取扱機関が関係合意或いは規定を履行していないと、サービス合意を締結した医療機関、補助器具配置機関が認めた場合
- (四) 労災従業員或いはその直系親族が取扱機関の査定した労災保険待遇に対して異議のある場合

## 第七章 法律責任

第五十四条 単位或いは個人が本条例第十二条の規定に違反して労災保険基金を流用し、犯罪を構成する場合、法に依って刑事責任を追究する。犯罪の構成には至らない場合は、法に依って行政処分或いは紀律処分を行う。流用された基金は労働保障行政部門が取り戻し、かつ労災保険基金へ入れる。没収した違法所得は法に依って国庫に上納する。

第五十五条 労働保障行政部門の業務人員が以下の状況の一つにある場合、法に依って行政処分を行う。情状が深刻で、犯罪を構成する場合は、法に依って刑事責任を追究する。

- (一) 正当な理由がなく労災認定申請を受理しない、或いは労災条件に合致しない人員をごまかして労災従業員に認定した場合
- (二) 労災認定の証拠資料を適切に保管せず、関係する証拠を損失した場合
- (三) 当事者の金品を収受した場合

第五十六条 取扱機関に以下の行為の一つがあった場合、労働保障行政部門が改正を命じ、直接責任を負う主管人員およびその他責任者に対して法に依り紀律処分を行う。情状が深刻な場合は、法に依って刑事責任を追求する。当事者に経済的損失をもたらした場合は、取扱機関が法に依って賠償責任を引き受ける。

- (一) 規定にもとづいて雇用単位の納付費および従業員が享受した労災保険待遇状況記

録を保存しなかった場合

(二)規定にもとづいて労災保険待遇を査定しなかった場合

(三)当事者の金品を収受した場合

第五十七条 医療機関、補助器具配置機関がサービス合意にもとづいたサービスを提供しない場合、取扱機関はサービス合意を解除することができる。

取扱機関が期限どおりに費用を満額精算しない場合、労働保障行政部門が改正を命じる。医療機関、補助器具配置機関はサービス合意を解除することができる。

第五十八条 雇用単位が賃金総額或いは従業員数をごまかして報告した場合、労働保障行政部門が改正を命じ、かつごまかして報告した賃金金額の2倍以上3倍以下の罰金に処する。

雇用単位、労災従業員或いはその直系親族が労災保険待遇を詐取し、医療機関、補助器具配置機関が労災保険基金の支出を詐取した場合、労働保障行政部門が返却を命じ、かつ詐取した金額の2倍以上3倍以下の罰金に処する。情状が深刻で犯罪を構成する場合は、法に依って刑事責任を追究する。

第五十九条 労働能力鑑定に従事する組織或いは個人が以下の状況の一つにある場合、労働保障行政部門が改正を命じ、かつ2000元以上1万元以下の罰金に処する。情状が申告で犯罪を構成する場合は、法に依って刑事責任を追究する。

(一)虚偽の鑑定意見を提出した場合

(二)虚偽の診断証明を提出した場合

(三)当事者の金品を収受した場合

第六十条 雇用単位が本条例の規定に照らして労災保険に加入しなければならないのに加入しない場合、労働保障行政部門が改正を命じる。労災保険未加入機関に雇用単位従業員に労災が発生した場合、当該雇用単位が本条例で規定する労災保険待遇項目および基準に照らして費用を支払う。

## 第八章 附則

第六十一条 本条例でいうところの従業員とは、雇用単位と労働関係（実質労働関係を含む）が存在する各種雇用形式、各種雇用期限の労働者を指す。

本条例でいうところの賃金総額とは、雇用単位が当該単位全従業員に直接支払う労働報酬総額を指す。

本条例でいうところの本人賃金とは、労災従業員が業務により事故傷害を受ける或いは職業病に罹患する前の12カ月の平均月額賃金を指す。本人賃金が全体計画地区従業員の平均賃金の300%を上回る場合、全体計画地区従業員の平均賃金の300%に照らして計算する。本人賃金が全体計画地区従業員の平均賃金の60%を下回る場合、全体計画地区従業員の平均賃金の60%に照らして計算する。

第六十二条 国家機関および国家公務員制度に照らし、或いは参照して人事管理を行う事業単位、社会団体の業務人員が業務により事故傷害を受けた或いは職業病に罹患した場合、所在単位が費用を支払う。具体的な弁法は国务院労働保障行政部門が国务院人事行政部門、財政部門と共に規定する。

その他の企業単位、社会团体および各種民間非企業単位の労災保険などの弁法は、

国務院労働保障行政部門が国務院人事行政部門、民政部門、財政部門などの部門と共に、本条例を参照して別途規定し、国務院に報告認可を受けた後、施行する。

第六十三条 営業許可証がない、或いは法に依る登記、届出を経ていない単位、および法によって営業許可証を取り上げられた、或いは登記、届出を取り消された単位の従業員が業務により事故傷害を受けた或いは職業病に罹患した場合、当該単位が障害従業員或いは死亡従業員の直系親族に一度限りの賠償を行い、賠償基準は本条例で規定する労災保険待遇を下回ってはならない。雇用単位は少年労働者を使用してはならない、雇用単位が使用する少年労働者が障害、死亡した場合、当該雇用単位が少年労働者或いは少年労働者の直系親族に一度限りの賠償を行い、賠償基準は本条例で規定する労災保険待遇を下回ってはならない。具体的な弁法は、国務院労働保障行政部門が規定する。

前款で規定する障害従業員或いは死亡従業員の直系親族に賠償金額について単位と論争が発生した場合、および前款で規定する少年労働者或いは少年労働者の直系親族に賠償金額について単位と論争が発生した場合、労働争議処理の関係規定に照らして処理する。

第六十四条 本条例は2004年1月1日より施行する。本条例施行以前に事故障害を受けた或いは職業病に罹患した従業員で、労災認定が完了していない場合は、本条例の規定に照らして執行する。